

みえ生物多様性推進プラン

(第4期)

令和6年(2024年)3月
三重県

目 次

第1章	みえ生物多様性推進プランの基本的事項	
第1節	背景	1
第2節	目的・位置づけ	3
第3節	計画期間及び対象とする区域	3
第4節	第3期みえ生物多様性推進プランの取組の成果と課題	3
第2章	生物多様性の重要性	
第1節	生物多様性とは	6
第2節	生物多様性保全の必要性	8
第3節	三重県の生物多様性の現状と課題	10
第3章	生物多様性保全の推進	
第1節	基本理念と目指すべき姿	14
第2節	取組方針の枠組み	16
第3節	具体的な施策・目標	
1.	取組方針1 生物多様性の保全	20
2.	取組方針2 適正な自然の活用	28
3.	取組方針3 保全と活用のための環境づくり	35
第4節	各主体に期待される役割	45
第5節	地域空間別取組	48
第6節	生態系ネットワークの形成促進	65
第4章	みえ生物多様性推進プランの推進	
第1節	各主体の役割	66
第2節	推進体制	68
第3節	進行管理	68
	巻末資料	69

第1章 みえ生物多様性推進プランの基本的事項

第1節 背景

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約 80 km、南北約 170 kmの南北に細長い県土を持っています。総面積 578 千 ha のうち森林が 372 千 ha で 64%を占め、海岸線の長さは全国 8位の 1,105 kmです。また、県土は生物相も海浜性、低地性、山地性、暖地性、寒地性の種類が交錯するなど、極めて多様性に富んでいます。

私たちは、古くから、この自然に感謝し、その恵みをいただきながら、自然とともに生きる循環型社会を作り上げてきました。しかし、戦後、高度経済成長の発展の中で、便利さや物質的豊かさを追求するなど、経済の価値が優先してきました。このような中で、宅地、工業団地、ゴルフ場などの開発・改変による森林伐採や農地転用が行われ、また河川、河岸、海岸の改修、さらには水質汚染及び外来種問題などにより、三重県でも多くの動植物種が絶滅し、あるいは絶滅の危機に瀕しています。

1. 国際的な状況

2010年(平成22年)10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、今後10年間に国際社会が取るべき道筋である「戦略計画2011-2020」が採択され、生物多様性の損失を食い止めるために求められる行動として、20の個別目標(愛知目標)が掲げられました。しかし、目標の最終年である2020年(令和2年)9月に国連が発表した「地球規模生物多様性概況第5版(Global Biodiversity Outlook 5 (GBO5))」では、愛知目標のほとんどの目標についてかなりの進捗が見られたものの、完全に達成できたものはないと結論付けられ、長期目標として掲げられた「自然との共生」の実現のためには、「今までどおり(business as usual)」から脱却し、気候変動対策などの複数分野と連携した行動が必要と指摘されています。

また、2015(平成27年)年9月の国連総会では、17の国際目標と169のターゲットから構成されたSDGs(持続可能な開発目標)¹が採択され、地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するため、すべての国・地域で取組が進められています。

1 : SDGsについては、P4、P5参照

さらには、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）の第一部が2021年（令和3年）10月に中国・昆明で、第二部が2022年（令和4年）12月にカナダ・モントリオールで開催され、愛知目標の後継目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、愛知目標で掲げた「自然と共生する世界」が引き続き2050年ビジョンとして掲げられ、自然を回復軌道に乗せること（ネイチャーポジティブ）が2030年ミッションとされました。また、その達成に向けて陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」など23の行動目標が設定されました。

2. 国内の状況

日本では2008年（平成20年）5月に「生物多様性基本法」が公布され、同年6月に施行されました。同法では生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略の策定が明確に規定され、また、我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示され、国だけでなく、地方公共団体、事業者、民間団体の責務が盛り込まれたほか、都道府県や市町村が区域内における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならないと規定されました。

また、2016年（平成28年）5月には全国務大臣を構成員とする「SDGs推進本部」が設置され、生物多様性、森林、海洋等の環境の保全が優先課題の一つとして設定されました。

こうした中で、国は令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、基本戦略「生態系の健全性の回復」として、2030年までに国土の30%以上を生物多様性が保全されている区域とする目標（30by30目標）を掲げました。

3. 県内の状況

三重県では、2012年（平成24年）3月に生物多様性基本法に基づく地域戦略として、「みえ生物多様性推進プラン（以下「推進プラン」という。）」を策定し、県民、事業者、NPO等民間活動団体などの様々な主体が、それぞれの役割に応じて、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めてきました。

その後2016年（平成28年）3月には第2期推進プランを策定し、2020年（令和2年）3月には第3期推進プランを策定することで、県民による地域の自然を守る保全活動など、地域と連携した取組を進めてきました。

そして今般、2023年度（令和5年度末）で終了する現行の第3期推進プランに基づく取組の実施状況や、生物多様性の保全に対する社会的な関心の高まり等を踏まえるとともに、新たな生物多様性国家戦略が策定されたことに伴い、第4期推進プランを策定しました。

第2節 目的・位置づけ

本推進プランは、生物多様性基本法に基づき、総合的、長期的な視点のもとに生物多様性の保全に関する取組を推進するため、本県の地域特性を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて目標を共有し、県民、事業者、NPO等民間活動団体、行政などの各主体が、それぞれの役割分担のもとに協働して、自発的に取り組めるよう総合的な指針となる地域戦略として策定したものであり、本県における生物多様性に関する基本的な方向を示すとともに、様々な主体がそれぞれの役割に応じて、県土全体の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくための計画です。

第3節 計画期間及び対象とする区域

1. プランの計画期間

本推進プランの計画期間は、県の長期ビジョンである「強じんな美^{うま}し国ビジョンみえ」の計画期間との整合性を踏まえ、2024年度（令和6年度）から2032年度（令和14年度）とします。

2. プランの対象とする区域

本推進プランの対象とする区域は、海域を含む三重県全域とします。

第4節 第3期みえ生物多様性推進プランの取組の成果と課題

生物多様性の保全は、SDGsにおいて、幸せな社会を築くための土台として位置付けられるなど、国際的にもその重要性が高まっています。県では、2020年（令和2年）3月に策定した第3期推進プランの取組方針（「1. 重要な自然環境や野生生物の保全」、「2. 豊かな里地・里山・里海の保全と利用」、「3. 生物多様性への負荷の抑制」、「4. 生物多様性保全の環境づくり」）に基づき、生物多様性に関する理解の促進を図るとともに、県民による地域の自然を守る保全活動など、地域と連携した取組を進めてきました。

具体的な取組としては、生物多様性保全の観点から開発に対して配慮が必要なエリアを明確化したゾーニングの作成や、支援を求める活動団体と企業等とのマッチングを行う「みえ生物多様性パートナーシップ協定」などの取組を進めてきました。

その結果、2019年度（令和元年度）と比較すると、自然環境の保全に取り組む活動団体は9団体増加し93団体となるなど、一定の成果が得られました。

（2022年度（令和4年度）までの、県の施策の達成状況は巻末資料のとおり）

一方で、近年、大規模な自然地の開発は減少傾向にあるものの、比較的小規模な開発は続いているほか、農山村地域での人口減少や高齢化による管理不足の里山等の増加、オオクチバスやヌートリア等の外来生物の増加など、生物多様性に迫る危機（①開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、②里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下、③外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱、④地球環境の変化による危機）は、現在も進行しており、野生生物の置かれている現況は依然として厳しいと言えます。

また、生態系ネットワーク形成に向けた様々な主体の連携は十分に進んだとは言えず、生物多様性の保全のためにはより一層の取組が必要です。引き続き、社会全体で三重県の自然を支え合う仕組みづくりを進めるとともに、保護地域以外で生物多様性に資する地域や希少種ではない生き物（普通種）の保全など、新たな施策にも取り組んでいくことで生態系ネットワークの形成を促進していく必要があります。

1 『SDGs（持続可能な開発目標）』とは

持続可能な開発目標（英語:Sustainable Development Goals: SDGs 〈エスディージーズ〉）は、持続可能な開発のための【17のグローバル目標】と「169のターゲット（達成基準）」からなる国連の開発目標です。

2015（平成 27）年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する成果文書で示された 2030 年に向けた具体的行動指針となります。



【持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標】

- 【目標1】：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 【目標2】：飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 【目標3】：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 【目標4】：すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 【目標5】：ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワメントを行う
- 【目標6】：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 【目標7】：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 【目標8】：包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
- 【目標9】：レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る
- 【目標10】：各国内および各国間の不平等を是正する
- 【目標11】：包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する
- 【目標12】：持続可能な生産消費形態を確保する
- 【目標13】：気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 【目標14】：持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- 【目標15】：陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する
- 【目標16】：持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
- 【目標17】：持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

『資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」
（外務省）』

第2章 生物多様性の重要性

第1節 生物多様性とは

自然界では、多種多様な生物が複雑につながり合い、それぞれの環境に適した固有の生態系を形成しています。「生物多様性」とは、このような多種多様な生物が多様な環境に豊かに生息した状態を幅広く表した概念です。単に生き物がたくさんいるという状態が良いというだけでなく、生態系のバランスが保たれていることが重要です。

生物多様性の定義

生物多様性とは、何か。

言葉自体が分かりにくいいため、様々な表現により説明されていますが、共通して「生きものどうしの“違い”」という表現が用いられます。この「違い」について、生物多様性条約の和訳では「変異性」、生物多様性基本法では「差異」という表現が用いられています。条約や法律ではどうしても固い表現となってしまっていますが、環境省のホームページでは「違い」を「個性」と呼んでいます。ダイバーシティ社会においては人間の個性が尊重されるように生物多様性(biodiversity=バイオダイバーシティ)でも生きものの個性を尊重することが重要となるのです。

《生物多様性の定義に関する表現の違い》

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

（出典：環境省生物多様性センターHP「生物多様性条約」）

「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

（出典：生物多様性基本法）

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

（出典：環境省生物多様性センターHP）

1. 生物多様性の3つの多様性

生物多様性条約では、生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルでの多様性があるとされています。現在の生物多様性は、生命の誕生以来、長い歴史を経て生き物が進化してきた結果、形成されたもので、自然界のいろいろなレベルにおいて多様性（違い）が存在することで維持されています。

(1) 生態系の多様性（生物が生息する様々な自然があること）

地殻変動や気候の違いにより、日本でも様々な環境があり、それぞれの地域の環境に応じて森林、河川、湿地、干潟など様々なタイプの生態系が形成されています。



(2) 種の多様性（たくさんの種類の生き物がいること）

日本は南北に長く、複雑な地形や豊富な降水量等、多様な条件により、それぞれの地域特有の自然環境が形成された結果、地域ごとに進化を遂げた動植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しています。



(3) 遺伝子の多様性（同じ種類の生き物でも違いがあること）

アサリの殻やナミテントウの翅の模様には様々な違いがあるように、同じ種類の生き物であっても、遺伝子の違いによって、形態や模様、生態など多様な個性が生まれます。



第2節 生物多様性保全の必要性

私たちの暮らしは、食糧、水、燃料、衣類、薬など、自然界の恵みにより支えられています。地域の生態系やそこに生息する生物は、進化の過程で様々な遷移を経て現在に至っており、そのものに固有の価値や歴史性がある他、自然の豊かさが伝統文化と人間の心を育てることもあります。それらの自然界の恵みは「生態系サービス (ecosystem service)」と呼ばれており、様々な生物が関わり合う生態系から得ることができるものです。

具体的な生態系サービスの内容としては、光合成による酸素の生成、土壌の形成、水等の循環といった地球環境の基盤となる根幹的な作用（基盤サービス）、水や食糧、衣服、住居（木材等）、医薬用資源のような衣食住に関わる多様な資源の供給（供給サービス）、森林による気候の調整や自然災害の軽減等に資する機能（調整サービス）、伝統・風土・景観等の文化多様性の形成（文化的サービス）等があります。（図1）

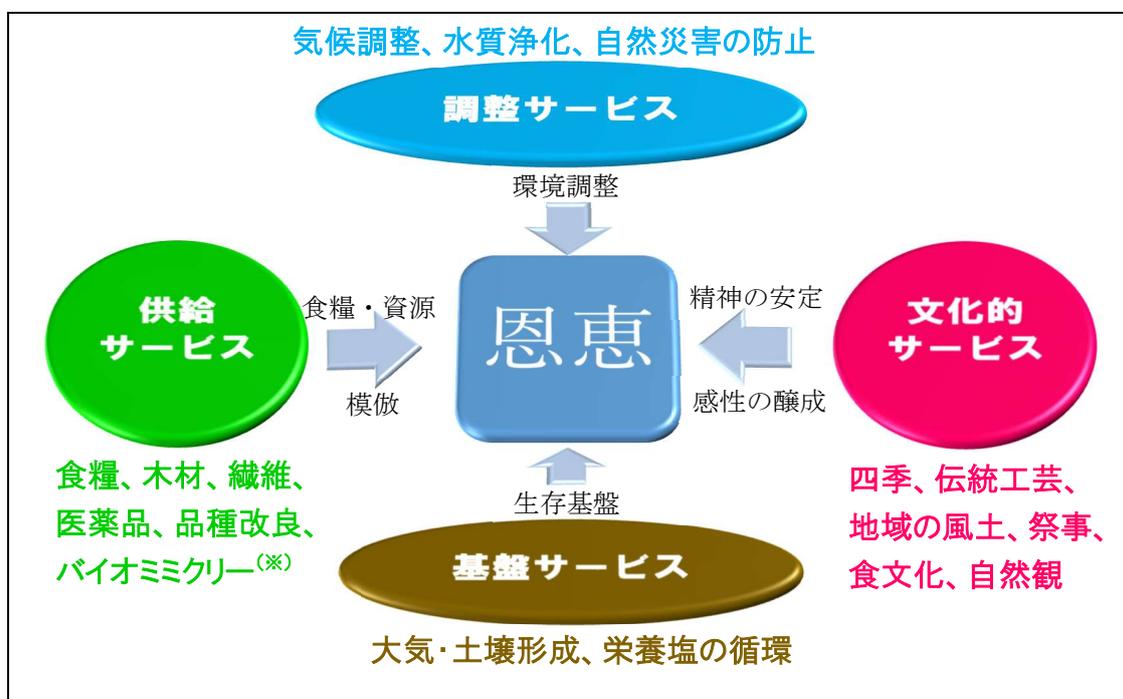


図1 生物多様性の「恩恵」（生態系サービス）

※ バイオミミクリー (bio-mimicry) とは、生物の生態や形態から得られた情報により、その機能や構造を模倣することで、新たな技術・製品を生み出すことです。飛行技術のヒントは空を飛ぶ鳥から得られたとされているように、人類は古くから生物の能力から技術を得ようとしていました。最近では、ヤモリの足の裏からヒントを得た、「接着剤のないテープ」が開発されているように、様々な科学技術の場面で生物から学んでいます。

生態系は生活と精神の両面で人類の生存を支えており、私たちが安心して快適に暮らしていくために欠かすことのできないものです。生態系は自然環境に依拠するところが多く、この先の未来、持続的に生態系サービスの恩恵を受けるには、生物多様性が保全されていることが重要となってきます。一度壊れた生態系は、簡単に元に戻すことはできないため、生態系を「保全」とともに「節度のある利用」を行わなければ、生物多様性を保全することはできません。

また、生物は一度絶滅してしまうと、もう二度と元に戻すことはできません。かつては県内にも広くカワウソウが生息していたと考えられていますが、その毛皮目的の乱獲のために絶滅してしまいました。私たちがまだ知らない生物が、私たちにとって未知の可能性を秘めているかもしれませんし、現在、生物多様性から受けている恩恵が受けられなくなるかもしれません。これ以上その可能性や恩恵が失われないよう、一人一人が生物多様性の重要性を認識し、その保全のための行動を取ることが必要です。

コラム

「SDGsの個別目標と生物多様性の関係」

SDGsの個別目標のうち、特に本県の生物多様性推進プランと関係のある目標としては、以下のとおりです。



- 地域の生態系を維持するとともに、気候変動や異常気象に対する適応能力を向上させ、持続可能な農業生産を実践していくなど



- 全ての人に公平な質の高い教育並びに生涯学習の機会を提供し、学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識・技能を習得するなど



- 山林、原野、湖沼、湿地、河川等の水に関係する生態系の保護や回復を図るため、全ての人の水と衛生への利用の可能性と持続可能な管理を確保するなど



- 包括的かつ持続可能な農業や水産業等の産業化を促進するとともに、技術革新（イノベーション）の拡大を推進するなど



- 自然環境や生物多様性に配慮した公共工事を実施し、包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住の実現を目指し、いつまでも安全に住み続けられるまちづくりに取り組むなど



- 化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を削減し、自然と調和したライフスタイルに取り組むなどの持続可能な消費と生産の形を確保するなど



- 気候変動対策を基本計画等に盛り込み、気候変動の緩和、適応に関する教育、普及啓発を実施するなどの具体的な対策に取り組むなど



- 海洋ゴミや海の富栄養化等による海洋汚染防止の取り組みや海洋及び海岸の生態系の回復を図るための取り組みを推進するなど、海洋とその資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用していくなど



- 絶滅危惧種や希少野生動物植物種の保護、外来生物の侵入防止、放出禁止等の対策を図り、また、森林の適時の伐採や造林、保育の実施など、森林の持続可能な管理並びに森林の多面的機能の発揮並びに生物多様性の損失の防止を図るなど



- 持続可能な開発に向けての実施手段を強化するとともに、生物多様性パートナーシップ協定を推進し、オール三重での生物多様性保全に資する活動に取り組んでいくなど

『資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(外務省)』

第3節 三重県の生物多様性の現状と課題

三重県は南北に長く、地形や気候などが変化に富んでいることから、様々な地域固有の自然環境があります。それぞれの自然環境には固有の生態系が作られ、多様な生きものが生息しています。しかし、開発による森林伐採、社会経済状況の変化等による里地里山の荒廃、外来種の増加などの問題により、多くの動植物が絶滅の危機に瀕しています。

「三重県レッドデータブック 2015」に掲載されている、絶滅のおそれのある生物の数は、1,742種となっており、「三重県レッドデータブック 2005」の1,483種から259種増えています。絶滅危惧種の増加については、人間活動による自然環境の変化に伴い、野生動植物種の生息・生育状況が変化してきたことも原因のひとつとなっています。なお現在、「三重県レッドデータブック 2015」の改訂のため、県内における最新の野生生物の生息・生育状況を調査・整理しており、令和6（2024）年度末の発刊を目標に、有識者とともに検討を進めています。

1. 開発などの人間活動による影響

かつての日本は高度経済成長に象徴されるような大きな経済発展を遂げました。しかし、その裏では森林や湿地、干潟などの自然環境が開発により消失していきました。

林地開発許可実績を元にした森林の開発面積は、平成30年度に、この10年間で最大となる212haとなりましたが、その後4年間は減少傾向となっています。このように大規模な開発は減少傾向となっていますが、相対的に規模の小さい太陽光発電施設設置などの開発は続いています。また、平成2年から令和2年までの30年間の土地利用形態の変化をみると、大規模開発等による森林や農地面積が減少する一方、道路や宅地のような都市的利用が増加していて、土地利用の変化により生物多様性は影響を受けてきました。（図2、図3）

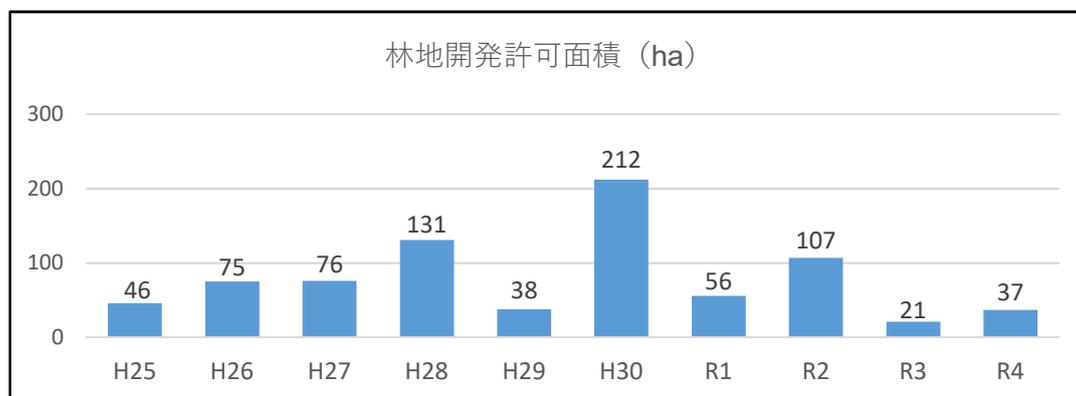


図2 林地開発許可面積の推移

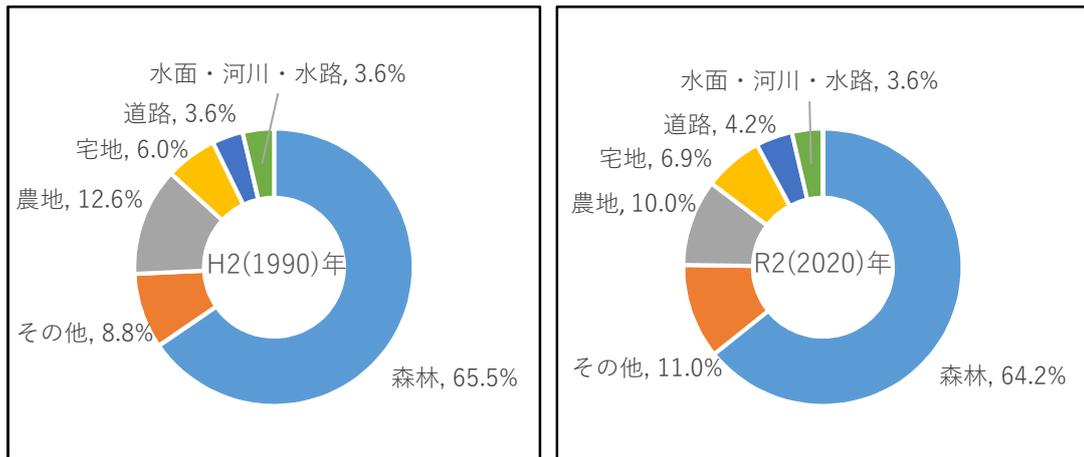


図3 土地利用の推移

2. 自然に対する働きかけの縮小による影響

薪炭林や農用林などの二次林、採草地などは、生活や経済活動に必要とされてきましたが、石炭や石油といった化石燃料の普及とともにこれらの資材等は利用されなくなってきました。また、農山村地域での人口減少や高齢化により、放棄された里山や田畑が増加しています。令和3年度の耕地面積は約57,600haで、昭和40年度と比較して45,300haも減少しています。(図4)

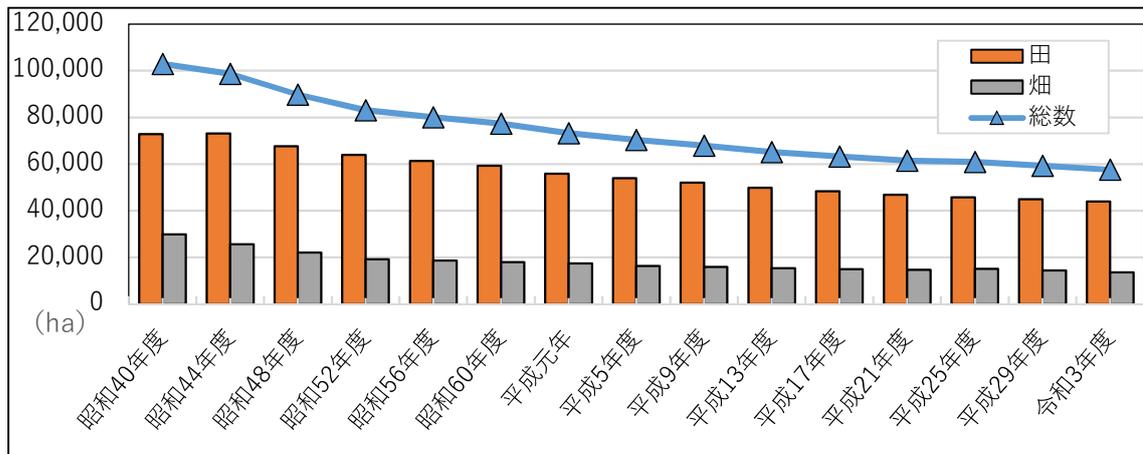


図4 耕地面積の推移

里地里山は人の手が入ることにより攪乱を受けてきた影響で、特有の生態系が形成されてきました。しかし、耕作や管理が放棄されることによって、攪乱を受けることがなくなり、それら独自の生態系が維持されなくなります。薪炭林は定期的に伐採されることにより雑木林が維持され、ギフチョウなど明るい林床を好む生物の生息環境となっていました。管理がされなくなると森林の遷移が進行し、林床が暗くなってしまいますので、それらの生物の生息環境が消失します。また、管理されなくなった竹林では、竹の成長・拡散に伴い、植生が単純化し、生物多様性が低下することが懸念されています。

また、ニホンジカの過度の採食により、自然植生の変化等の影響が依然として深刻な状況です。

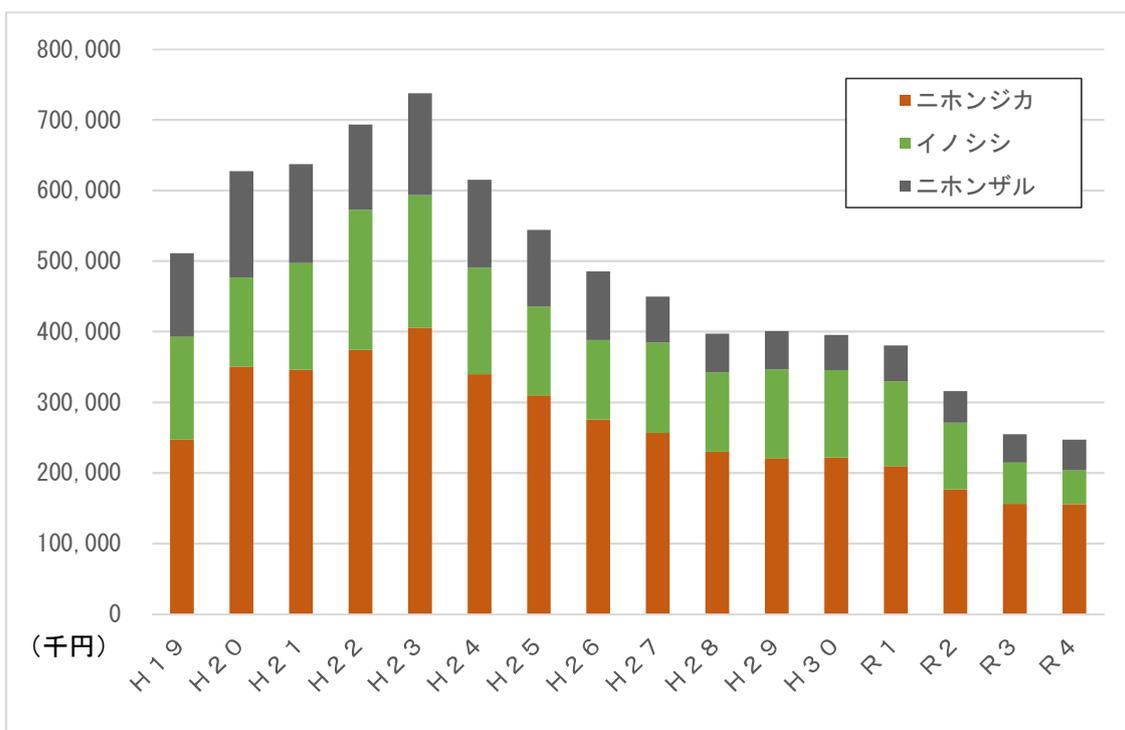


図5 野生鳥獣による農林業への被害金額の推移

3. 人間が持ち込んだものによる影響

外来生物による生態系への影響も問題となっています。特定外来生物であるアライグマは近年、県内のほとんどの地域で分布が確認され、主に果樹やスイカ、トウモロコシ、イチゴなどで農業被害が発生しています。中でも伊賀地域では被害が大きい傾向があります。県内では他にも多くの特定外来生物や生態系被害防止外来種が確認され、特にオオクチバス、オオキンケイギク、ヌートリアなどは、生態系や在来の生物の脅威となっており、生息環境の競合による希少種の駆逐等が県内各地で問題となっています。さらに、近年では輸入された物品等に付着してヒアリが侵入した事例が県内でも確認されるなど、生活環境への影響が懸念されています。

また、化学物質による生態系への影響も課題となっています。かつての三重県では、工場等から排出される化学物質の影響により、四日市ぜんそくを引き起こした大気質の汚染や水質の汚染が問題となっていましたが、排出規制対策等により大きく改善されました。

しかし、近年では、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ問題に代表されるように、我々の生活や事業活動から自然環境へ放出される物質を原因とした、生態系への影響が懸念される新たな問題も生じています。

4. 地球環境の変化による影響

津市の平均気温は100年間で約1.7℃上昇しているとみられ、今後も上昇すると予測されています。実際に桜の開花日は50年あたりで約6日早くなっているほか、カエデの紅葉日は50年あたりで約10日遅くなっていることが統計上でも確認されています。

降水量については、1890年から2020年までの観測データによると、津市では減少しているとみられますが、1時間降水量50mm以上の発生回数は増加すると予測されています。(以上、気象庁HPより)

近年、死者が発生するような記録的猛暑や豪雨災害が毎年のように発生していますが、これは地球温暖化が原因のひとつではないかと言われています。

地球温暖化の進行は、生物多様性へも深刻な影響を与えます。高山植物や冷水性の魚類などの、より冷温な地域へ移動ができない生物は絶滅のおそれが高まります。

また、県内においても気候変動による影響が現れています。例えば、平均気温の上昇や真夏日及び熱帯夜の増加による影響として、コメの品質の低下や黒ノリ養殖期間の変化などが確認されています。さらには、温州ミカンの栽培適地の変化が予測されています。

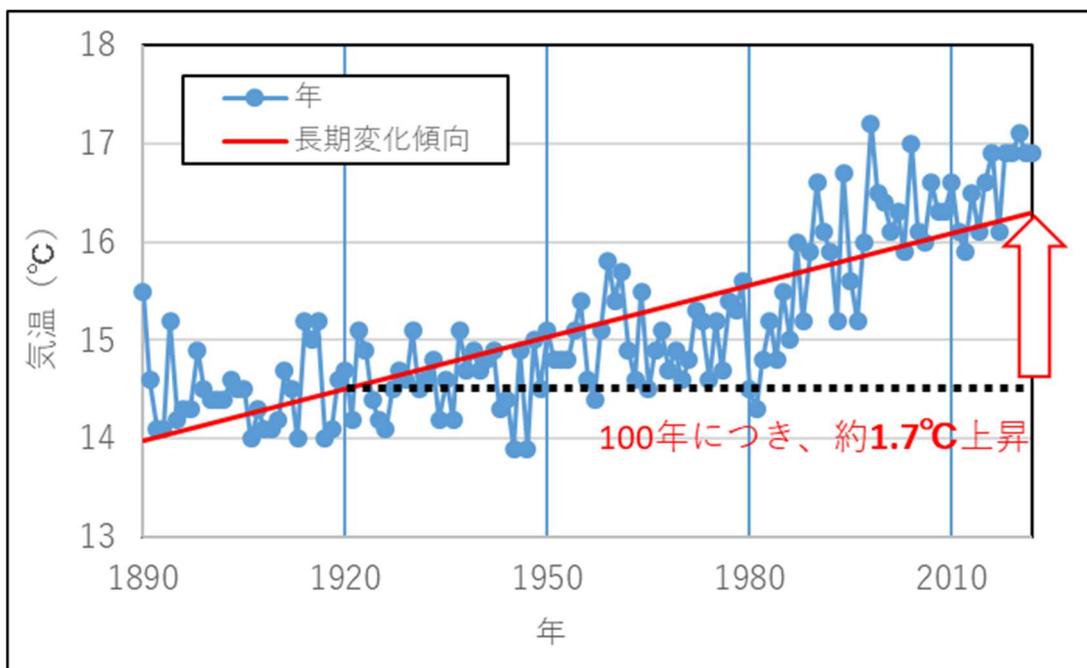


図6 津市の年平均気温の推移（気象庁HPより作成）

第3章 生物多様性保全の推進

第1節 基本理念と目指すべき姿

基本理念

「三重の風土によって私たちは生かされています ～豊かな生物多様性が受け継がれ、自然と共生する社会の実現～」

三重県の大切な財産である豊かな自然や、たくさんの生きものを、人の暮らしと調和を図りながら保全し、次代を担う子どもたちへつないでいくことは現代を生きる我々に課された使命です。

この理念には、「自分たちの手で責任を持って、みえの豊かな風土と全ての命を未来へつなぎ、みんなが楽しく、心満たされる三重県を築いていこう。」という思いが込められています。

100年後の未来においても、三重県で人と自然がうまく共生して生きていけるように、今を生きる私たち一人ひとりが、それぞれの役割に応じて、できることから行動を始めましょう。

目指すべき姿

「みんなが自然資本を守り、持続可能に活用する地域社会」

食糧、原材料、燃料、薬、衣類、住居などの「暮らしの基礎」、大気、水、土壌などの「生存基盤」など、私たちの「命」と「暮らし」は、生物多様性の恩恵を受けて成り立っており、これらを利用しなければ、私たちは生きて行くことができません。これを自然資本といいます。

豊かな風土やたくさんの生きもの、生物多様性を保全するためには、森林、河川、農地、都市など種々の環境のつながりを確保し、様々な空間レベルでの保全が必要であり、県民・NPO等民間活動団体・事業者・研究者・行政（国・県・市町）が互いに協働し、自主的かつ積極的な取組を進めていくことが重要なのです。

「みえ生物多様性推進プラン」は、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、県が県民や事業者、NPO等民間活動団体などの多様な主体の方々と協働して取り組む方向を示しています。

人間も生態系の一員であることを十分に理解し、みんなで協働して、生物多様性の保全と持続可能な利用が進められる地域社会を目指します。（図7）

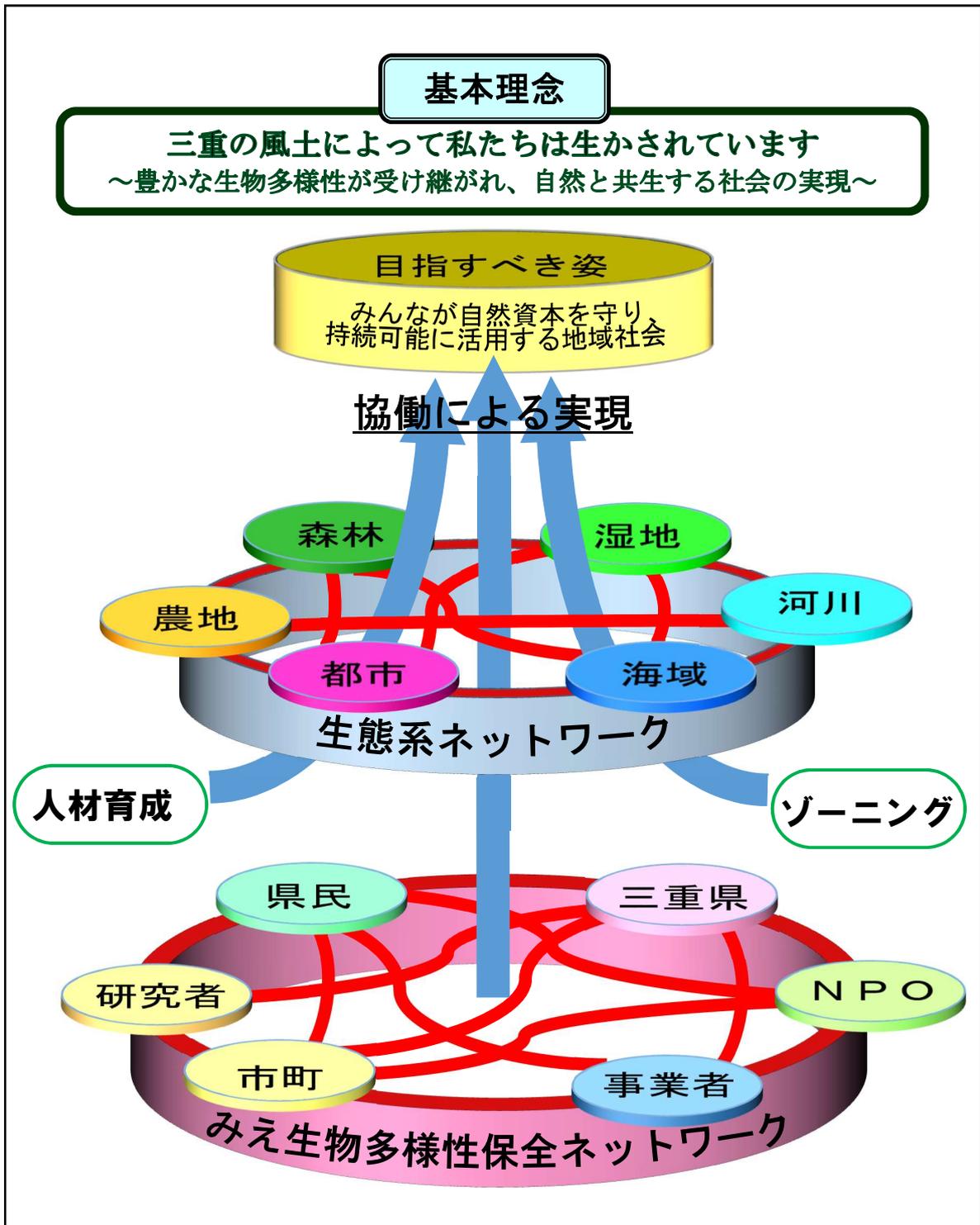


図7 基本理念と目指すべき姿

「生態系ネットワーク」は、「エコロジカル・ネットワーク」とも称され、明確な定義はありませんが、野生生物が生息・生育する様々な環境がつながる生態系の連続性・一体性（ネットワーク）を表す言葉として用いられています。生物多様性の損失を防ぎ、自然環境の質を向上させるためには、生態系ネットワークの形成を促進することが重要です。

第2節 取組方針の枠組み

目指すべき姿の達成に向け、次に示す取組方針を設定し、この枠組みに沿って目標や施策を構成します。

1. 【取組方針1：生物多様性の保全】



生態系、種、遺伝子の多様性確保のためには、身近な自然も含む生物の生息環境を確保し、生態系ネットワーク形成を促進することが必要であることから、重要な自然環境や野生生物への法的規制による生息地及び種の保全に加えて、OECM※の考え方に基づいた保護地域以外の保全を進めます。また、気候変動や外来種の侵入等による生物多様性に対する負の影響の最小化を目指します。

本取組は、生物多様性の規模、質を向上させるという取組であり、取組方針2を実現させるためにも必要な、最も基本的な取組です。



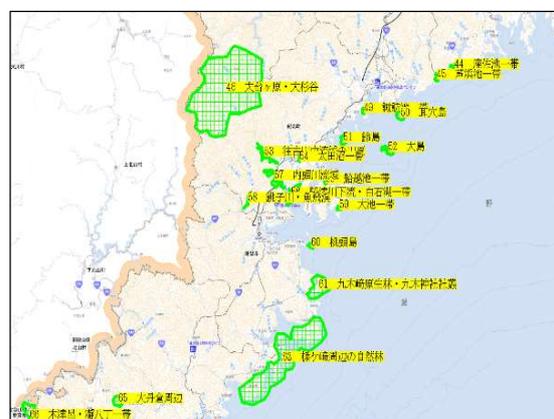
【希少種の調査・保全活動】



【県指定希少種カワラハンミョウ】



【ポスターコンクール展示】



【ゾーニング例】

※ Other Effective area-based Conservation Measures の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。

OECEM (30by30 目標) とは

みどり共生推進課

「OECEM」とは、既存の保護地域以外で民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域のことです。Other Effective area-based Conservation Measures の頭文字をとったものです。例えば、里山のように生物多様性の保全を目的に管理されているわけではないが、人間活動により結果的に生物多様性が守られている地域などがこれにあたります。



生物多様性が豊かな里地里山



里山に生育するキンラン

生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」が掲げられましたが、日本では陸域については自然公園等により、約20%が保護地域として指定されるにとどまっています。そこで、保護地域以外である「OECEM」の取組を進めることによって「30by30目標」の達成を目指しています。

目標の達成のため環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する取組を行っています。認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域が「OECEM」として国際データベースに登録されます。

三重県では陸域については自然公園等により、すでに30%以上が保護地域となっていますが、県内の生物多様性保全をより一層推進していくため、「OECEM」への認定を通じて、自然環境保全の取組を広げていくことが重要です。



団体等による保全活動

令和5年12月現在、三重県内では「吉崎海岸」、「亀山里山公園」、「羽根の森」、「トヨタ三重宮川山林」の4か所が「自然共生サイト」に認定されています。

2. 【取組方針2：適正な自然の活用】



生態系サービスを持続的に享受するため、担い手を確保することによる農林水産業の持続的な発展や農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生、野生鳥獣との共生を目指すとともに、自然の恵みを活かした地域づくりを推進します。また、公共事業を実施する際は、防災機能との調和を図りながら自然環境に配慮して行うとともに、開発行為に対して、生息生育地への影響の回避や低減等の配慮により、適切な保全が図られるよう取り組みます。

私たちの生活は自然の恵みがなければ成り立たないものですが、その一方で私たちの生活が生物多様性・自然資本に影響を与えている場合もあります。本取組は、取組方針1を実現した上で、地域の社会課題を解決し、生物多様性・自然資本を持続可能な形で活用した地域づくりの実現を目指すものです。



【間伐材搬出作業】



【捕獲されたアライグマ】



【公共工事における生物の生息に配慮した工法】



【専門家による開発予定地の現地確認】

3. 【取組方針3：保全と活用のための環境づくり】



県民一人一人が生物多様性について、教育や自然体験の機会を通じて理解を高め、社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための普及啓発や基盤整備、支援を行います。

また、地域における自然環境保全活動の裾野を広げるため、専門家や事業者、行政等さまざまな主体による連携・協働による保全活動を促進します。

本取組により、取組方針1, 2を実現するために必要な基盤の整備を図っていきます。



【県民の森トンボ池復活大作戦】



【生物多様性保全に関する出前授業】



【木育施設】



【森林づくり体験】

第3節 具体的な施策・目標

1. 【取組方針1 生物多様性の保全】

(1) 行政の取組

① 希少野生生物の保全（取組方針1-1）

希少野生生物の保全を進めるため、野生生物の専門家からなる「三重県生物多様性保全アドバイザー」と協力した保全活動や、野生生物保護の普及啓発等に取り組みます。

○野生生物の保護啓発

- ・小中高校生を対象とした「野生生物保護啓発ポスターコンクール」を実施するなど、児童生徒に野生生物に対する保護意識の啓発を図るとともに、環境関係イベントにおいて、パンフレット等を配布するなど、野生生物の保護意識の向上を促進します。

○希少生物の指定と保全活動

- ・人為的な影響を強く受けている希少生物の保全について、適時、三重県指定希少野生動植物種への指定を検討するとともに、三重県生物多様性保全アドバイザー等の専門家の協力を得ながら、適正な保全を進めます。また、希少生物の保全を進めるうえで、活動団体等の民間活力を活用しながら取組を進めていきます。

○県天然記念物の指定と保全活動

- ・天然記念物が適切に保護されるよう所有者等に対して、技術的・経済的な支援に努めます。
- ・保存活用計画に沿って適切に保護していきます。

○的確な情報提供とアドバイス

- ・レファレンスサービスや同定会を開催し利用者の相談に応じていきます。また、環境影響評価委員会についても、必要に応じて参画し、意見等を述べます。

②自然環境保全地域等の重要地域の保全（取組方針1－2）

多様な野生生物の生息・生育の場として重要な自然公園等の地域について、法令や制度等に基づき、適正な保全管理を実施するとともに、希少野生動植物種の重要な生息場所のゾーニングを行い、保全を図ります。

○自然公園区域と自然環境保全地域での生態系維持回復事業の実施

- ・県内の国定公園や自然環境保全地域内の生態系の回復の必要がある地域においては、生態系維持回復事業を継続して実施し、在来種の生息・生育環境の保全に努め、地域の生態系の維持回復を図ります。

○自然公園区域と自然環境保全地域の保全

- ・三重県自然環境保全条例並びに自然公園法及び三重県立自然公園条例に基づき、優れた自然の風景地の保護を図るとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに生物多様性の確保を行っていきます。
- ・三重県自然環境保全指導員による巡回監視行うなど、三重県自然環境保全地域の適切な保全管理を行います。

○ゾーニングによる地域保全

- ・希少野生動植物種の重要な生息場所について、事業実施検討段階で一定の配慮がなされるよう、ゾーニングを行い、その内容について公開します。

③普通種を含む身近な自然環境の保全（取組方針1－3）

法的規制により保護されている地域以外である、身近な緑地や水辺等において、生物多様性が保たれた環境の保全・整備に取り組みます。

○保護地域以外の保全・管理の推進

- ・絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種については、生態系を構成する基盤であり、身近な自然が普通種を含む生物の生息場所及び生態系ネットワークの構成要素になっていることに留意し、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の保全に取り組むため、自然共生サイトの認定を推進します。また、自然共生サイトの認定のモデル区域となるよう、県有地の認定に向けて取り組みます。
- ・市町、民間での自然共生サイトへの認定を促進するため、認定申請等に必要の助言、情報発信等を行うなど、認定の支援及び制度の普及啓発に取り組みます。

○宮川浄化センターの生息地の維持管理

- ・従来から生息していたトンボ等の生物を保全するために創出した環境（ゾーン）について、宮川流域下水道（宮川処理区）調査・維持管理計画書に基づき、継続して生息地の維持管理を進めていきます。

○道路空間におけるグリーン化の推進

- ・道路整備においては、道路法面に自然環境と調和した植生を活用するなど、地域の必要性に応じて生物多様性の保全に配慮した整備に努めます。

④外来種による被害防止（取組方針1－4）

生態系に影響を与える外来種による被害防止を図るため、関係者と連携して情報収集・提供を行うとともに、駆除活動や防除対策に取り組みます。

○外来種対策の普及啓発と防除

- ・県ホームページで外来種について広く啓発するとともに、関係者への研修やイベントでの啓発物の配布等、きめ細かい普及啓発を行います。併せて、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を活用し、外来種防除対策について、県内の小中学校等への普及啓発を行います。また、市町や関係機関等に対して、外来種対策に係る各種の情報提供を行うなど、外来種対策の円滑な推進を図ります。
- ・侵略的外来種について、その定着経路に関する情報の把握に努めるとともに、防除の優先度を整理し、各主体の適切な役割分担のもと対策を進めます。

○自然公園区域内の外来種対策

- ・生態系維持回復事業により、藤原岳で生育する外来種ハルザキヤマガラスの駆除活動を実施します。

○ため池における外来種の駆除活動

- ・ため池改修工事等にあわせ、外来種の生物状況を把握し、地域の団体等と協働し必要に応じて駆除活動を実施していきます。

○外来種に対する的確な情報提供とアドバイス

- ・レファレンスサービスや同定会を開催し、利用者の相談に応じていきます。また、ヒアリ等の新たな外来種の侵入に備えて、県関係機関や市町環境行政担当者を対象に開催する外来種関連研修会やみどり共生推進課からの

外来種の同定依頼に対して協力します。

- ・森林等に害を及ぼす恐れのある外来種の防除対策に係る研修会の開催に協力します。また、市町、関係団体等からの相談に応じ、情報提供やアドバイスをを行います。

○内水面漁業の特定外来生物対策

- ・「内水面漁業の振興に関する法律」及びその基本方針に即して、内水面水産資源の回復を図り、漁業環境の再生に資するため、漁業者が行う特定外来生物による食害対策を支援します。

⑤環境汚染による自然環境への影響の削減（取組方針1－5）

水質汚染等による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減するため、総合的な生活排水対策等を進め、健全な水環境の保全に取り組みます。

○浄化槽の適正な維持管理の促進

- ・浄化槽保守点検業者への研修会や、浄化槽管理者への普及啓発等を行うことにより、浄化槽の適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質保全を図ります。

○生活排水処理施設の整備促進

- ・「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、地域の実状を踏まえた計画的かつ効率的な生活排水処理施設の整備の促進を図ります。

○生物指標を用いた水質判定の普及啓発

- ・住民が身近な河川の観察ができるよう、生物指標を用いた水質判定（みえ・川の健康診断事業）の普及・啓発に取り組みます。

○伊勢湾の水質保全のための広域的な取組

- ・三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市で構成する伊勢湾総合対策協議会で作成した「伊勢湾の総合的な利用と保全にかかる指針」に基づく水質保全等の広域的な取組を行います。また、伊勢湾流域圏において、より良い水循環のもと、多様な生物が生息・生育できる「健全な伊勢湾」の再生をめざす「伊勢湾再生行動計画（国と東海三県一市等で構成する伊勢湾再生推進会議で策定）」を着実に推進します。

○下水道終末処理施設の適正管理

- ・各流域下水道の終末処理施設から排出される放流水の水質が良好となるよう、栄養塩類管理運転の試行の趣旨を踏まえ、施設の適正な維持管理を行います。

○有害赤潮の予察技術の開発

- ・漁場監視のために英虞湾・的矢湾において漁場環境調査を行うとともに、情報提供を行います。また、ヘテロカプサ赤潮の発生シナリオを改良していくとともに、それ以外の有害赤潮についても予察技術の開発を行います。

○畜産環境問題の発生防止

- ・畜産環境問題の発生を未然に防ぐため、既存の施設・機械の老朽化等により、施設整備が必要な場合は、国事業等を活用した支援を行うとともに、整備後もその効果が確実に発揮されるよう、普及センター等による技術支援を行っていきます。

○きれいで豊かな海の再生

- ・環境基準の達成と、生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、第9次水質総量削減計画に基づき、関係機関が連携しながら水環境管理施策に取り組んでいきます。

○大気・水環境等の保全

- ・河川、海域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、水環境の保全を図るとともに、工場・事業場への立入検査を行い、法令順守の状況を確認し、必要な指導を行います。

○海洋プラスチック対策の推進

- ・海岸管理者、民間団体、企業等による協力体制の構築と、流域圏の自治体との連携により、発生抑制対策を含めた環境保全活動を推進します。

⑥気候変動の緩和・適応（取組方針1－6）

気候変動による生物多様性に対する負の影響を緩和するため、CO₂等の温室効果ガス排出削減やCO₂の森林吸収量確保に向けた森林整備を進めるとともに、気候変動やその影響について情報収集や情報発信を行います。

○地球温暖化対策の推進

- ・「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づき、家庭や事業所での省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の取組を促進し、温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、「三重県気候変動適応センター」と連携して、気候変動影響についての情報収集や情報提供などを行うことでそれぞれの主体における気候変動適応の取組を促進します。

○森林整備によるCO2吸収源対策の強化

- ・搬出間伐や主伐後の再造林などの森林整備、獣害防護柵、森林作業道の整備等を支援します。
- ・森林環境譲与税等を活用した森林整備がこれまで以上に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」を通じた市町の業務推進への支援や、少花粉スギ及びブスギ・ヒノキ特定母樹などの種子の生産体制の強化等に取り組みます。
- ・森林のCO2吸収機能に経済的価値を生み出すJ-クレジット制度を有効活用し、森林所有者の所得向上を通じた森林整備の促進に繋げるため、モデルとして県行造林においてクレジット認証を取得するとともに、クレジット認証に必要な情報基盤の整備や、意欲的な事業者への支援に取り組みます。

(2) 取組方針1にかかる県の関係計画※の目標値

(※「みえ元気プラン」及び県担当部署の基本計画等)

指 標	現状値	目標値
里地・里山や海岸河川において、希少野生動植物保護等の生物多様性保全活動の取組数（累計）	93 取組 (4 年度)	101 取組 (8 年度)
県内の自然共生サイトの認定数	4 か所 (5 年度)	8 か所 (8 年度)
下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合	89.1% (4 年度)	93.1% (8 年度)
「第9次水質総量削減計画」における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善取組数	6 取組 (4 年度)	7 取組 (8 年度)
大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合	89.5% (4 年度)	98.1% (8 年度)
県民、事業者等の活動により排出される温室効果ガス量から森林等による吸収量を除いた県域における温室効果ガス排出量	23,117 千 t-CO2 (2 年度)	20,066 千 t-CO2 (6 年度)
県と連携して再生可能エネルギー利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICE の推進等に取り組む事業所数（累計）	521 事業所 (4 年度)	540 事業所 (8 年度)

※現状値は、「みえ元気プラン」等の最新の実績数値

ネイチャーポジティブの主役は我々、地方自治体だ！

亀山市 産業環境部 生物多様性・獣害対策室 主査 上野篤史

みなさんは、「ネイチャーポジティブ」という言葉をご存知でしょうか。令和5年3月に策定された生物多様性国家戦略2023-2030では、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義されるとともに、2030年までにネイチャーポジティブを実現することが目標として掲げられています。

このために掲げられたのが「2030年までに、陸域と海域の面積の30%を保全する」という『30by30目標』です。現在は、陸域の20.5%、海域の13.3%が国立公園等の保護地域に指定されていることから、今後保全されている地域を増やすために、取組をより加速させることが求められます。

30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～



環境省は30by30目標を達成するためのロードマップを公開している

(図は環境省ホームページ公開資料より借用)

このための取組としてにわかに注目を集めているのが、令和5年4月より環境省が始めた『自然共生サイト』と呼ばれる制度です。これは、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する制度です。

この制度には、土地所有者や土地管理者が自ら進んで制度に申請し、専門家による審査を受けて認定されるという特徴があります。これは、従来の保護地域のように、国や地方公共団体が一方的に指定する制度とは全く異なる仕組みです。

自然共生サイトのもう一つの特徴として、企業が積極的に認定取得に取り組んでいることが挙げられ、初回に認定された122サイトの内、約6割が企業によって申請されたものでした。

こうした企業による関心の高まりには、これまでの社会貢献の一環に過ぎなかった生物多様性の保全が、脱炭素対策と同様に、企業の死活問題になってきているという背景があります。

2022年のCOP15にて採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、締約国が取り組むべき23の行動指針が示され、このうち企業経営に関する以下のような指針が明記されました。

- ・大企業や国際的企業を中心に、「(サプライチェーン等も含んだ) 自社の事業活動による生物多様性・自然資本への影響を評価し公表する」ことが今後求められるようになる。
- ・生物多様性保全や自然資本への配慮を行っている企業に対する投融資を促進し、資金が提供されるようにする。

つまり、生物多様性の保全や自社の影響評価・公表を怠った企業は、投融資を受けづらくなるばかりか、取引相手や消費者から見放されるリスクを負うことになります。一方で、生物多様性や自然資本に配慮した「ネイチャーポジティブ経営」を行うことで、投融資が受けやすくなり、取引相手や消費者から選ばれやすくなるなど、これまでにないビジネスチャンスが得やすくなります。



ビジネス界からの注目を集めたCOP15における新たな生態系保全目標採択の瞬間

(写真はUNEPホームページより借用)

こうした流れは、我々地方自治体にとっても無関係ではありません。なぜなら、地域において企業のネイチャーポジティブを促進することで、例えば以下のようなメリットが産み出せるからです。

- ・地域の中小企業による生物多様性保全の取組を促進することで、企業の競争力が高まる。
- ・市町外から、企業による地域貢献の取組を誘致することができ、地域活性化に繋がる。

こうした企業の取組を促すことができるのは、他ならぬ我々、地方自治体なのです。

なぜなら、企業がネイチャーポジティブに取り組むためには、地域の自然環境や課題に関する情報はもちろん、取組に関係する地域住民やNPOとの繋がりは不可欠であり、地方自治体はこうした情報等を提供していくことができるからです。

今後は、ネイチャーポジティブ経営を支援する取組を充実させた自治体ほど、先進的な企業から選ばれ、地域を活性化させることが可能になると考えられます。しかしながら、現在はまだ各々の自治体が手探りで取り組んでいる状態であると思われるので、今後情報交換や連携していくための体制・機会が設けられることで、より戦略的に進めていくことができるのではないのでしょうか。

亀山市のネイチャーポジティブに向けた新しい取組

亀山市では、平成16年度に亀山市環境基本計画を策定し、市民が地域の豊かな自然に親しむとともに、安心して暮らせる生活環境を守ることに取り組んできました。

また、市民が郷土の豊かな自然に触れ、親しむ場と機会の提供するため、亀山市椿世町の休耕田を『亀山里山公園』を整備しました。亀山里山公園は、亀山市自然公園条例に基づく亀山市自然公園であり、平成18年度の開園以降、年間約1万人の方にご利用いただいています。

亀山里山公園では、その主旨に基づき、来園者だけでなく、園内の動植物に配慮した維持管理を行ってきました。また、地域で動植物の保全を行っているNPOのご協力のもと、園内の生物多様性を積極的に保全するとともに、環境教育等に活用する取組を進めてきました。

こうした活動が評価され、令和5年10月に、里山公園が自然共生サイトに認定されました。



自然共生サイト認定マークと
自然共生サイト「亀山里山公園」

一方で、(令和5年度の時点では)自然共生サイトの制度やネイチャーポジティブの重要性は、地域の生物多様性保全を担っている農林業者や中小企業、市民にはほとんど知られていません。

このため、積極的に取り組む主体を増やしつつ、活動へのインセンティブを設け、ネイチャーポジティブに係る情報発信が課題であると考え、市独自の取組を創出することとなりました。

検討を重ねた結果、市内にて生物多様性が保全されている区域を亀山市が独自に審査・認定する『かめやま生物多様性共生区域認定制度』を設け、令和5年度から運用を始めました。これは、自然共生サイトの地域版と考えることができますが、認定を受けた区域で生産される農林産品について、認定を受けた旨を表示して販売することができるため、環境ブランドを兼ねた制度になっている点が特徴です。

かめやま生物多様性 共生区域認定制度の 認定マーク



第一回目の募集に対しては水田や里山、企業地、個人所有地、境内地といった多様な場所を応募いただいております。その認定結果は令和5年度末に発表予定です。

発表後も、認定区域や製品のPRを亀山市が行う予定であり、第2回目以降の応募促進など課題は山積している状態ですが、この制度がネイチャーポジティブを推進する一つのモデルケースとなるよう、着実に取り組んでいきたいです。

2.【取組方針2 適正な自然の活用】

(1) 行政の取組

①農山漁村の活性化（取組方針2－1）

生物多様性の豊かな農山漁村を発展・維持していくため、農林水産業の担い手の確保・育成及び雇用機会の創出を進めるなど、その活性化に取り組めます。

○人や産業が元気な農山漁村づくり

- ・農山漁村地域における、豊かな自然や伝統・文化といった多彩な地域資源を生かした農林漁業体験民宿や農家レストラン、直売施設の立ち上げ等、所得・雇用機会の確保につながる取組を支援し、地域活性化を進めます。

○森林・林業及び地域を担う人材の確保・育成

- ・林業への新規就業者や地域における多様な担い手を確保するため、県内の林業へ就業を希望する者を対象とした林業就業支援研修やインターンシップの実施や、県が開催する移住相談会や首都圏等で開催される就職相談会等への出展、三重の林業をPRするためのセミナーの開催のほか、県内の高校生を対象とした就業相談会の開催や林業職場体験研修等に取り組んでいきます。
- ・森林・林業アカデミー新校舎を活用し、ICTなどにも精通した次代を担う林業人材の育成を進めるとともに、新校舎を木造建築物の教材としても活用していきます。また、(公社)みえ林業総合支援機構と連携した人材の育成や、建築士や建築学科等の高校生等を対象とした中大規模建築や非住宅等の木造提案を行える建築人材の育成研修を実施するなど、みえ森林・林業アカデミーの講座がより魅力的なものとなるよう、引き続きカリキュラムのブラッシュアップを図っていきます。加えて、アカデミー修了生がプロジェクト活動を実践していくために必要な支援等に取り組んでいきます。

○農業の担い手の確保・育成

- ・普及指導員が中心となり、担い手における、農地集積・集約化に向けた地域の合意形成を支援するとともに、法人化や後継人材への円滑な事業承継、6次産業化、若者や女性など多様な労働力の確保を進めることで、農業経営の発展を図り、収入の確保につなげます。また、就農希望者や独立自営就農者へのサポートに取り組むとともに、農業法人における就農者の定着に向け、労働環境の整備を進めます。さらに、農業を牽引する担い手が不足している地域においては、集落営農の組織化や広域化のほか、小規

模な兼業農家や高齢農家などの家族農業の継続、異業種からの農業参入など多様な担い手による営農体制の構築に取り組みます。

○水産業の担い手の確保・育成

- ・普及指導員が中心となり、都市部の若者等を本県漁業に呼び込む仕組みや漁師塾の支援により新規就業者の定着を図るとともに、漁業経営体の協業化・法人化による経営基盤の強化、高齢者や女性など多様な担い手による新たな就労の創出、A I ・ I C Tを活用した作業の効率化・省力化による働き方改革に取り組みます。

②農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生（取組方針2-2）

多様な生態系の保全や美しい景観等を維持・再生していくため、農山漁村の持つ多面的機能を十分発揮することによる、持続可能な農林水産業を進めます。

○森林資源の循環利用による多面的機能の維持・増進

- ・森林資源の循環利用「伐って、使って、植えて、育てる」を推進し、森林の有する多面的機能を維持・増進するため、搬出間伐や主伐後の再造林などの森林整備、獣害防護柵、森林作業道の整備等を支援します。また、県産材の利用について情報発信や販路拡大等を強化するとともに、県内木材産業の体制強化を図りつつ、県産材の利用拡大に取り組みます。

○水田生態系の保全

- ・水田地域における魚類等の生物多様性の保全活動を支援します。

○水産業及び漁村の多面的機能の維持・発揮

- ・漁村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、漁業者等が行う藻場・干潟や内水面生態系等の保全活動を支援します。

○森林整備の推進による公益的機能の確保

- ・航空レーザ計測の実施によるデータ取得とデータ解析により、森林資源等の詳細な情報を把握し、早急に整備が必要な森林の抽出を行います。
- ・森林環境譲与税等を活用した森林整備がこれまで以上に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」を通じた市町の業務推進への支援や、少花粉スギ及びスギ・ヒノキ特定母樹などの種子の生産体制の強化等に取り組みます。

○災害に強い森林づくりとその効果検証

- ・災害に強い森林づくりを一層進めるため、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備や流域防災機能の強化を図るための森林整備を進めます。
- ・森林が有する流木・土砂災害防止機能を高めるため、県が進めている「災害に強い森林づくり推進事業」の効果検証に継続して取り組み、効果的な森林整備にかかる情報を提供します。

○農業及び農村の多面的機能の発揮

- ・農業及び農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農村における農地・水路・農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動や、中山間地域等における持続的な農業生産活動を支援します。

○環境保全型農業の推進

- ・化学農薬のみに依存しない、発生予防を中心とした「総合防除」を推進するため、総合防除計画を策定・公表するとともに、従来の防除対策では防除が困難な作物について、I P M技術の活用により、地域の実情に応じた防除技術体系の確立に引き続き取り組むとともに、国や市町と連携しながら、環境保全型農業の取組を一層推進していきます。

③野生鳥獣害に強い農山村づくりの推進（取組方針2-3）

人と野生鳥獣との共生を目指すため、管理計画に基づく適正な保護管理を進めるとともに、新しい捕獲技術の研究開発や普及、地域ぐるみの体制づくり等に取り組めます。

○野生獣の利活用の推進

- ・これまでのみえジビエの取組を発展させ、新たな販路を開拓するため、県内小売店舗・アウトドア施設等へのPR・販路促進を行うとともに、取引先からの意見を反映し、みえジビエ商品の改良を実施します。
- ・一般消費者に向けたみえジビエを使った料理教室の開催、県内主要タウン誌等への広告掲載等を行い、みえジビエの知名度向上につなげます。
- ・解体処理施設における処理頭数増加に向け、捕獲した個体の利活用を推進する人材の育成および搬入方法や解体処理加工技術の向上等に関する技術研修を実施します。
- ・安定的な供給体制を構築するため、指定の解体処理施設における捕獲個体の買取を支援するとともに、みえジビエにふさわしい個体の狩猟方法を指導します。

○集落住民の機運醸成と体制づくり

- ・野生鳥獣による被害を防ぐため、集落座談会の開催や集落ぐるみの体制づくりなど、地域の状況に応じたきめ細かな対応や対策に取り組みます。

○新しい捕獲技術の普及

- ・捕獲の効率化については、ICTを活用した大量捕獲システムに加えて、罠の見回りの効率化に有効な通知システムの普及にも取り組みます。

○野生鳥獣の被害対策と生息数管理の推進

- ・野生鳥獣による農林水産業被害および生活被害のさらなる減少に向けて、侵入防止柵の整備等を進めるとともに、ニホンジカ等については、近隣府県と調整しながら、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、計画的な捕獲に取り組み、適切な生息数管理を進めていきます。

○病虫害発生予察・防除対策

- ・マツノマダラカミキリの被害状況の把握、発生時期の予察について、関係機関と連携して実施します。
- ・調査対象となる病虫害の発生状況の予報を迅速に行うため、AIを活用した調査活動の効率化・省力化など、DXを活用した病虫害発生予測を進めます。

○農林業における獣害防止に向けた捕獲技術の実証研究

- ・農林業に被害を及ぼすニホンジカ等の効率的な捕獲方法を検討するとともに、モデル地区においてニホンジカ捕獲の効果検証を行います。

○農作物被害を軽減するための獣害対策技術の開発

- ・ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ等有害動物による農作物被害を軽減させるため、現地の状況に合わせ、地域が主体となった防護柵による被害対策やICT大型捕獲檻による捕獲技術、ニホンザル群の継続的なモニタリング等、普及効果の高い獣害対策技術や調査手法等の開発と実証に取り組みます。

④自然地での開発行為による影響の低減（取組方針2-4）

自然地での開発行為による負の影響を低減するため、生物多様性の観点から踏まえた自然環境保全への適切な配慮がなされるよう取り組みます。

○環境影響評価の実施

- ・事業者が作成する環境影響評価図書について、法・条例に基づく手続き等

の指導を行うとともに、三重県環境影響評価委員会に諮問し、その答申に基づき、環境の保全の見地から知事意見を述べ、環境の保全について適正な配慮がなされるよう取り組みます。

- ・県が実施する開発事業等については、三重県環境調整システムにより、計画等の策定段階から、全庁的に環境への配慮や適切な対応を調整します。

○自然地の開発を対象とした指導

- ・希少野生生物の重要な生息地情報をまとめ、その地域において再生可能エネルギー発電施設計画等の開発行為が行われる場合について、事業者に対し、生物多様性保全の重要性の理解促進に努めるとともに、より詳細な生物調査及び保全対策の実施等環境への配慮を求めます。
- ・再生可能エネルギー発電施設計画等の開発行為に対し、希少野生動植物種の生息に支障を及ぼすおそれがある事業に対しては、条例に基づく勧告等、必要な措置を行います。

⑤生態系に配慮した公共事業（取組方針2-5）

公共工事の実施にあたっては、必要に応じて調査を実施するとともに、生物多様性の保全に配慮した工法採用等による整備や維持管理とその検証を進めます。

○道路整備における生物多様性保全への配慮

- ・希少種等の生息地を通らないルートの検討や注意喚起看板の設置等、野生生物のロードキルの防止に努めます。

○海岸における生物多様性の保全

- ・事業による生態系への影響について、生態調査等を実施するとともに、生物多様性の保全に配慮した整備を進めます。

○生物に配慮した河川の整備・維持管理

- ・対象河川の現況把握を行ったうえで、学識経験者等の専門家の意見を伺いながら、生物多様性に配慮した河川整備基本方針・河川整備計画を策定します。
- ・河川整備においては、魚類の生息や植生の繁茂が可能な護岸ブロックを採用するなど、自然環境に配慮した整備を進めるとともに、階段護岸などの整備を進め、瀬や淵、湿地の保全を行うなど、河川の特성에応じた多自然川づくりや生態系に配慮した親水空間の保全に取り組みます。
- ・魚類等の水生生物の遡上を阻害しないよう、魚道を整備します。

○森林土木工事における希少生物の保全

- ・希少猛禽類の生息に配慮しながら工事を実施するとともに、希少水生生物についても生息の可能性のある箇所については、専門家のアドバイスを受けながら保護調査を行い、その生息に配慮した工事に努めます。
- ・関係機関と連携しながら、公共事業等におけるオオダイガハラサンショウウオの保護を目的に現地研修会を継続して開催します。

○農業農村整備事業における工事施工前後の生態系評価

- ・事業の実施前には、地域の生態系を調査し、必要に応じて希少生物等の生態系を保全する工法で事業を実施するとともに、事業の完了後にも生態系調査を行いその効果を検証することにより、農業・農村における生物多様性の保全を図っていきます。

(2) 取組方針2にかかる県の関係計画※の目標値

(※「みえ元気プラン」及び県担当部署の基本計画等)

指 標	現状値	目標値
農山漁村における所得・雇用機会の確保につながる新たな取組数 (累計)	58 取組 (4 年度)	125 取組 (8 年度)
新規漁業就業者数	36 人 (4 年度)	56 人 (8 年度)
県内で生産される木材の供給量	450 千m ³ (4 年度)	424 千m ³ (8 年度)
公益的機能増進森林整備面積 (累計)	7,518ha (4 年度)	22,540ha (8 年度)
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる農林水産業 の被害金額	247 百万円 (4 年度)	284 百万円 (7 年度)
林業人材育成人数 (累計)	240 人 (4 年度)	645 人 (10 年度)
農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るための地域活動に取 り組む集落の割合	55.2% (3 年度)	65.8% (11 年度)

※現状値は、「みえ元気プラン」等の最新の実績数値

亀山市における指定希少野生動植物種カワバタモロコを取り巻く状況

水辺づくりの会 鈴鹿川のうお座

カワバタモロコ *Hemigrammocypris rasborella* は、コイ科に分類される淡水魚類で、体長3～7cmほどの小さな魚です。

本種は静岡県以西の本州、四国の瀬戸内海側、九州北西部に分布しています。三重県では、亀山市を含む中南勢地方や伊賀地方に分布していますが、本来の生息環境である河川や水路が護岸によって荒廃してしまい、現在では農業用ため池に局所的に生息しています。また、こうしたため池の生息地についても、管理放棄や外来生物の侵入により減少しており、三重県レッドデータブック(2015)において絶滅危惧IA類(CR)に分類されるとともに、三重県により指定希少野生動植物種に指定されています。



カワバタモロコ(ほぼ原寸大)

私たちは、亀山市内において水辺環境の保全に取り組む団体であり、市域において生息地が減少しているカワバタモロコの生息状況を、網羅的に調査してきました。その結果、亀山市における本種の生息状況は、きわめて危機的であることが分かりました。

本種の生息が確認できたのは鈴鹿川水系内の農業用ため池4地点のみであり、それらの生息地は、農業従事者の減少による農地の耕作放棄に伴い、池の管理が放棄されている箇所ばかりでした。このため、数少ない生息地も、ヘドロの堆積や山砂の流入により、十数年のうちに、池そのものが消滅してしまう運命にあったのです。



流入した山砂(写真中央)により半分の面積になってしまった生息地

一方で、指定希少野生動植物種に指定される前には、人為的な開発により生息地が破壊されるケースもあり、亀山市の協力を得て、すんでのところで個体を保護したこともありました。

そんななか私たちは、市内におけるカワバタモロコが絶滅するリスクを低減させるべく、移殖によって新しく生息地を作ることに取り組んできました。移殖先を選定する際には、池そのものが消滅しないよう、管理により池が存続することを重視しました。

野外のため池に移殖したほか、亀山市の協力も得られたため、市が管理するいくつかの公共施設敷地内の池にも移殖し、順調に繁殖が確認され「定着した」と言える池もできました。

その一方で、ある生息地周辺の土地を所有する企業と協議したところご理解をいただき、亀山市を交えて、協働による保全活動が始まりました。

縮小したため池の拡張や土留めの施工、周辺の樹木の間伐、日常的なモニタリング、繁殖プールの設置等、企業のご担当者様には大変な配慮をいただいています。池内での繁殖が不順でしたが、2023年の夏には人為的環境下での繁殖に成功し、保全に向けて確かな手ごたえを得ることができました。



他団体の親子連れも参加しての保全活動

カワバタモロコを保全することは、荒廃している地域の水辺環境を保全することを意味し、水生生物をはじめ多くの生物を守ることに繋がります。

今後も、地域や企業、亀山市を巻き込みながらのマルチステークホルダー型の取組を展開していきたいです。

3.【取組方針3 保全と活用のための環境づくり】

(1) 行政の取組

①自然環境保全活動の連携促進（取組方針3-1）

さまざまな主体の連携による自主的な自然環境保全活動を進めるため、生物多様性に関する情報発信・普及啓発を行うとともに、活動団体と企業とのマッチングなど、活動促進に向けた支援に取り組みます。

○NPO・市民活動の推進・市民活動の場や交流の機会の提供

- ・生物多様性にかかる活動を行っているNPOなどの市民活動の支援及び基盤強化のため、交流スペース等において利用しやすい環境づくりを推進するとともに、NPO活動の支援、新たな人材の参画を促すため、ホームページ、ウェブマガジンやSNS等を通じて、広く情報の発信を行っていきます。

○里地里山保全活動の推進

- ・企業や市町等関係機関の協力を得ながら、活動認定団体への支援を実施することで、三重の豊かな自然を継承できるよう里地里山保全活動の推進に努めます。

○みえ生物多様性パートナーシップ協定による保全活動支援

- ・自然環境や生物多様性の保全活動の拡大・促進を図るため、支援を求める活動団体と企業等とのマッチングを行い、社会全体で生物多様性保全が行われる体制づくりを進めます。また、企業が行う保全活動を促進するため、企業に対しての生物多様性に関する情報発信・普及啓発を行います。

○企業・県民の森林づくり活動への参画促進

- ・市町や森林組合、NPO等と連携して森林所有者と企業をマッチングする「企業の森」制度によって企業による森林づくり活動をサポートするなど、企業や県民が森林づくりに参加できる機会の創出に取り組んでいきます。

○環境保全活動の広域ネットワーク化と海岸漂着物対策

- ・岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市が協働・連携して「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を実施し、森川海のつながりを意識しながら海洋ごみ発生抑制対策を広域的に展開していきます。

②生物多様性の理解促進（取組方針3－2）

生物多様性への理解促進を図るため、学校における環境教育等の取組を進めるとともに、イベントの機会を通じて生物多様性の普及啓発に取り組みます。

○生物多様性の重要性の普及啓発

- ・子どもたちの自然への関心を高め、自然環境を支える将来の担い手となるきっかけづくりを行うため、生きもの観察会や環境パネル展等の機会を通じて、生物多様性の重要性の普及啓発を行います。

○総合博物館を活用した環境教育・環境学習

- ・県民の皆さんの協力も得ながら調査・研究活動を行うとともに、自然観察会や各種講座、ワークショップを開催し、環境教育・環境学習の機会を提供します。

○学校における環境保全活動・環境教育の取組

- ・各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、地域や家庭と連携しながら「学校環境デー」を中心とした取組の充実を図るとともに、創意工夫ある取組事例等を県のウェブサイトに掲載するなど、広く情報発信します。
- ・各教科や総合的な学習（探究）の時間、特別活動等における環境に関する教育の充実を図るとともに、地域や学校の実態・特性を十分に生かした環境美化・環境保全活動に積極的に取り組みます。
- ・「県立学校環境マネジメント」に基づいて、各高等学校で環境保全活動に取り組み、家庭・地域・企業等と連携した環境教育を推進します。

③生物多様性に関する人材育成と基盤整備（取組方針3－3）

生物多様性に関する人材育成と基盤整備を図るため、体験を通じた環境教育・環境学習による人材育成を進めるとともに、各種調査や必要な仕組みづくりに取り組みます。

○森林教育の効果的な推進

- ・森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりにむけた教育や、森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなる教育、自ら考え、判断して行動する力を育む教育と必要な森林教育を推進していくとともに、森林教育に必要な環境づくりに取り組みます。

○体験を通じた環境教育・環境学習の取組

- ・環境への負担が少ない持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆さんの行動変容を促していくため、「三重県環境学習情報センター」において、知識だけでなく、体験を通じて環境問題への気づき、環境配慮への行動を促進するような環境教育・環境学習に取り組みます。

○野生生物の基礎調査

- ・渡り鳥等の生息数及び渡来数を関係団体等と連携して調査し、生物多様性保全のための基礎資料とします。

○レッドデータブックの整備と活用

- ・希少野生生物の生息・生育状況をまとめた「三重県レッドデータブック」を生物多様性の普及啓発や自然保護行政に活用するとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。

○みえ生物多様性ネットワークの形成

- ・様々な主体による生物多様性保全を促進するため、NPO等各団体や県民、行政等が連携して推進する体制や仕組みづくりに取り組みます。

④人と自然とのふれあいの場の確保（取組方針3-4）

自然環境や生物多様性の保全に関する知識と理解を深めるため、豊かな自然に親しみ、ふれあう場・機会の提供や情報発信等を進めます。

○自然公園・長距離自然歩道の施設整備

- ・県民の自然とのふれあいを促進するため、自然公園及び長距離自然歩道において、適切かつ安全な施設整備を行うとともに自然公園施設の適正な維持管理を行っていきます。

○自然とのふれあいの場と機会の提供

- ・森林環境教育や自然とのふれあいの場の拠点施設として、「三重県民の森（愛称：三重びよクエの森）」及び「三重県上野森林公園（愛称：伊賀上野びよクエの森）」の適切な維持管理を行うとともに、各々の施設で自然体験型の行事等を開催し、県民に対し自然とふれあう機会を提供します。

○都市公園の活用

- ・レクリエーションの場や人と自然とのふれあいの場、防災拠点等の多面的機能を有する拠点施設として、県内の都市公園の整備及び適正な維持管理を行います。

○川とふれあえる場の維持・形成

- ・川に親しみ、川をふれあい活動の場にするため、地域住民の利用状況や要望等を踏まえ、関係機関や地域住民と連携し、親水空間の維持・形成に努めます。

○エコツーリズムの推進

- ・伊勢志摩国立公園の設立 80 周年、吉野熊野国立公園の設立 90 周年に向けて、プレイベント等を計画し、国立公園の豊かな自然や歴史・文化などの地域資源について周知し、公園の保全と活用を行っていく機運の醸成を図ります。

○自然体験コンテンツ等の推進

- ・「三重ならでは」のコンテンツ造成や体験コンテンツの高付加価値化、販売促進に向けたプロモーション等に取り組みます。
- ・本県の魅力的な体験コンテンツ・アクティビティなどを観光サイト「観光三重」において国内外に向けて発信します。

○大仏山地域散策路の維持管理

- ・自然観察や風景の鑑賞、健康づくりなどのために、県営大仏山公園等との一体的な利用が可能となるよう整備した散策路について、利用が促進されるよう適切な維持管理を行います。

(2) 取組方針 3 にかかる県の関係計画※の目標値

(※「みえ元気プラン」及び県担当部署の基本計画等)

指 標	現状値	目標値
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	23,252 人 (4 年度)	24,000 人 (8 年度)
環境教育・環境学習講座等の受講者数 (累計)	30,493 人 (4 年度)	75,000 人 (8 年度)
森林公園や長距離自然歩道等の自然体験施設の利用者数 (累計)	1,052 千人 (3 年度)	1,254 千人 (7 年度)
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	182 人・団体 (4 年度)	300 人・団体 (10 年度)

※現状値は、「みえ元気プラン」等の最新の実績数値

みえ生物多様性パートナーシップ協定について

みどり共生推進課

三重県は、豊かな山、海、川等の自然に囲まれ、南は温暖で多雨な東紀州地域から、北は鈴鹿山脈が連なり、降雪のある北勢地域まで、多くの異なる自然環境を持つことから、多様な生きものが育まれる生物多様性豊かな地域となっています。

現在、県内では様々な活動団体が自然環境や生物多様性の保全に関する取組を行っていますが、個々の取組では活動資金やマンパワー等の面で限界があります。

そこで、三重県では、生物多様性保全に資する取組の拡大や促進を図るため、支援を求める活動団体と企業等とのマッチングを行うなど、企業等の皆様からの支援により、社会全体で三重県の自然を支え合う協働の仕組みづくりを進めており、現時点で、以下の11件のパートナーシップ協定を締結し、市町や企業、NPO法人等の様々な主体との協働を通じたオール三重での生物多様性保全に係る取組を推進しています。

1. アカウミガメの保護に関する協定（平成29年6月7日～平成31年3月31日）

[取組内容]：JFEエンジニアリング株式会社津製作所からウミガメネットワークにアカウミガメ保護啓発用のリーフレット5,000部を提供し、海岸利用者や地域住民等への普及啓発を進めます。

2. 野生生物保護啓発に関する協定（平成29年6月7日～平成30年3月31日）

[取組内容]：県内の小学生から高校生までを対象とした「野生生物保護啓発ポスターコンクール」について、開催経費の一部を株式会社豊田自動織機が負担することで協力して開催します。

3. ため池の生物多様性保全に関する協定（平成29年9月26日～）

[取組内容]：北勢地域を中心としたため池等において、株式会社東産業、大和ハウス工業株式会社三重工場と特定非営利活動法人NPOちよっと自然が協力して、地域の生態系保全のための外来種の駆除や環境保全活動、自然観察会などを行うとともに、個々の活動の活性化と相互援助を図るためのネットワーク化、普及啓発、シンポジウムの開催などを連携して行います。

4. 藤原岳におけるハルザキヤマガラシ駆除活動の推進に関する協定

（平成29年6月26日～）

[取組内容]：藤原岳山頂付近において、ハルザキヤマガラシの駆除活動を主体的に行っている山岳団体等と連携して、駆除したハルザキヤマガラシの運搬や資材の提供などを太平洋セメント株式会社藤原工場が行うことで駆除活動の拡大促進を図ります。

5. フクロウ保護プロジェクトの推進に関する協定（平成30年3月22日～）

[取組内容]：四日市西高等学校自然研究会が行うフクロウの保護活動について、キオクシア株式会社四日市工場が調査用資機材の提供、広報、社員の活動の参加などを行い、保護活動の拡大、地域への普及啓発を図ります。

6. カワバタモロコの保護に関する協定 (平成31年3月28日～)

[取組内容]: 絶滅危惧種である淡水魚のカワバタモロコを保護するために、株式会社鳥羽水族館及び国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科と連携して、三交不動産株式会社が生息状況調査や活動場所の保全等を実施し、広報や社員の保護活動、学習会への参加などを行い、生物多様性保全に資する取組の拡大や地域への普及啓発を図ります。

7. イヌナシ(マメナシ)の保全活動に関する協定 (令和元年9月18日～)

[取組内容]: 特定非営利活動法人多度自然育成の会が行う絶滅危惧種イヌナシ(マメナシ)の保全活動に、株式会社NTN三重製作所が必要な資金や資材を提供するとともに、社員が保全活動に参加するなど、希少種の保護活動の拡大や地域への普及啓発を図ります。

8. 鳥類繁殖場の保全に関する協定 (令和2年6月10日～)

[取組内容]: シギ・チドリ類等の砂浜で繁殖する鳥類の繁殖場を保全するために、国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科と連携して、日本野鳥の会三重が生息状況調査や活動場所の保全等を実施するとともに、広報や保護活動・学習会への参加などを行い、生物多様性保全に資する取組の拡大や地域への普及啓発を図ります。

9. いなべ市におけるオオキンケイギク駆除活動の推進に関する協定

(令和2年8月17日～)

[取組内容]: 特定外来生物であるオオキンケイギクの駆除活動及び在来植物の維持回復を実施するために、いなべ市(藤原岳自然科学館)と連携して、株式会社三五が駆除活動への社員参加及び駆除個体の運搬を実施するとともに、取組の拡大や地域への普及啓発を図ります。

10. アカウミガメの保護活動に関する協定 (令和3年7月1日～)

[取組内容]: ウミガメネットワーク三重が行う伊勢湾岸に上陸するアカウミガメとその孵化幼体(子ガメ)の保護活動に、バイオマスパワーテクノロジーズ株式会社、三重エネウッド株式会社、大成産業有限会社、JFE環境サービス株式会社津雲出事業所が参加するとともに、取組の拡大や地域への波及を図ります。

11. フクロウ保護プロジェクトの推進に関する協定 (令和4年11月20日～)

[取組内容]: 桑名高等学校 MIRAI 研究所が行うフクロウの保護活動について、ヴィソン多気株式会社が必要な資材等を提供し、株式会社カーズックとともに所管する私有地等における活動に協力して、広報などを行い、保護活動の拡大、地域への普及啓発を図ります。

レッドデータブック（レッドリスト）について

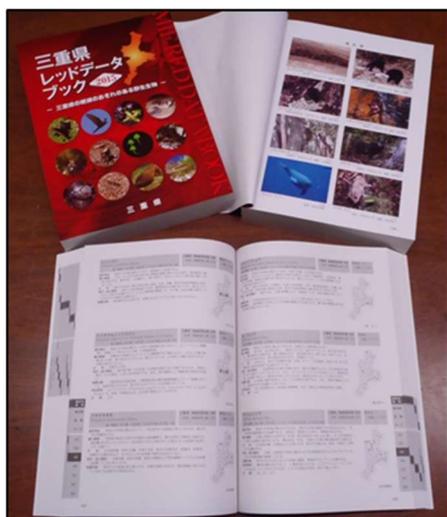
みどり共生推進課

近年の産業活動や生活様式の変化による自然環境への負荷の高まり、里地里山等の手入れ不足の影響、外来種の侵入による捕食等により、多くの野生動植物は絶滅の危機に瀕しています。これらの絶滅のおそれのある生物種のリストを「レッドリスト」と呼び、レッドリストの種の詳細な情報を記載して本に取りまとめたものが「レッドデータブック」となります。レッドリストやレッドデータブックは地球レベル、国レベル、地域レベルなど、様々に作られています。

県では、「三重県レッドデータブック 2005」を平成 18 年 3 月に発刊し、平成 27 年 3 月に改訂版である「三重県レッドデータブック 2015」を発刊しています。

野生動植物種の保全に対する県民の理解促進や、各種開発行為における環境配慮のための基礎資料として活用されています。しかし、希少野生動植物の絶滅の危険度は常に変化していることから、レッドデータブックをこれらの資料として活用するためには定期的に内容を見直し、常に新しい情報を整備しておく必要があります。

そこで、現在、野生動植物種の生息・生育状況の最新の知見を反映するため、県内外の専門家による協力のもと、令和 6 年度の改訂版発行を目標に、「三重県レッドデータブック 2015」の改訂作業を行っています。



三重県レッドデータブック 2015

この改訂では、掲載種は 1,483 種から 259 種増え、1,742 種となりました。さらに、より絶滅の危険度の高いカテゴリーに変更になった種が 227 種あることから、この改訂によって県内の野生生物のおかれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

レッドデータブックは絶滅のおそれのある



シデコブシ：絶滅危惧 I B 類（EN）
（三重県レッドデータブック 2015）



ムシトリスミレ：絶滅危惧 I A 類（CR）
（三重県レッドデータブック 2015）

行政の施策一覧表

具体的な取組	関係部署	掲載頁
【取組方針1 生物多様性の保全】		
(1-1 希少野生生物の保全)		
野生生物の保護啓発	みどり共生推進課	P20
希少生物の指定と保全活動	みどり共生推進課	P20
県天然記念物の指定と保全活動	社会教育・文化財保護課	P20
的確な情報提供とアドバイス	総合博物館	P20
(1-2 自然環境保全地域等の重要地域の保全)		
自然公園区域と自然環境保全地域での生態系維持回復事業の実施	みどり共生推進課	P21
自然公園区域と自然環境保全地域の保全	みどり共生推進課	P21
ゾーニングによる地域保全	みどり共生推進課	P21
(1-3 普通種を含む身近な自然環境の保全)		
保護地域以外の保全・管理の推進	みどり共生推進課	P21
宮川浄化センターの生息地の維持管理	下水道事業課	P22
道路空間におけるグリーン化の推進	都市政策課、 道路管理課、 道路建設課、 道路企画課	P22
(1-4 外来種による被害防止)		
外来種対策の普及啓発と防除	みどり共生推進課	P22
自然公園区域内の外来種対策	みどり共生推進課	P22
ため池における外来種の駆除活動	農業基盤整備課	P22
外来種に対する的確な情報提供とアドバイス	総合博物館、 林業研究所	P22
内水面漁業の特定外来生物対策	水産資源管理課	P23
(1-5 環境汚染による自然環境への影響の削減)		
浄化槽の適正な維持管理の促進	大気・水環境課	P23
生活排水処理施設の整備促進	大気・水環境課 下水道事業課	P23
生物指標を用いた水質判定の普及啓発	大気・水環境課	P23
伊勢湾の水質保全のための広域的な取組	政策提言・広域連携課、 大気・水環境課	P23
下水道終末処理施設の適正管理	下水道経営課	P24
有害赤潮の予察技術の開発	水産研究所	P24
畜産環境問題の発生防止	畜産課	P24
きれいで豊かな海の再生	大気・水環境課	P24
大気・水環境等の保全	大気・水環境課	P24
海洋プラスチック対策の推進	資源循環推進課	P24
(1-6 気候変動の緩和・適応)		
地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策課	P25
森林整備によるCO2吸収源対策の強化	森林・林業経営課	P25

行政の施策一覧表

具体的な取組	関係部署	掲載頁
【取組方針2 適正な自然の活用】		
(2-1 農山漁村の活性化)		
人や産業が元気な農山漁村づくり	農山漁村づくり課	P28
森林・林業及び地域を担う人材の確保・育成	森林・林業経営課	P28
農業の担い手の確保・育成	担い手支援課	P28
水産業の担い手の確保・育成	水産振興課	P29
(2-2 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生)		
森林資源の循環利用による多面的機能の維持・増進	森林・林業経営課	P29
水田生態系の保全	農業基盤整備課、 農山漁村づくり課	P29
水産業及び漁村の多面的機能の維持・発揮	水産基盤整備課	P29
森林整備の推進による公益的機能の確保	森林・林業経営課	P29
災害に強い森林づくりとその効果検証	治山林道課、 林業研究所	P30
農業及び農村の多面的機能の発揮	農山漁村づくり課	P30
環境保全型農業の推進	農産物安全・流通課	P30
(2-3 野生鳥獣害に強い農山村づくりの推進)		
野生獣の利活用の促進	フードイノベーション課	P30
集落住民の機運醸成と体制づくり	獣害対策課	P31
新しい捕獲技術の普及	獣害対策課	P31
野生鳥獣の被害対策と生息数管理の推進	獣害対策課	P31
病害虫発生予察・防除対策	病害虫防除所、 林業研究所、 治山林道課	P31
農林業における獣害防止に向けた捕獲技術の実証研究	林業研究所	P31
農作物被害を軽減するための獣害対策技術の開発	農業研究所	P31
(2-4 自然地での開発行為による影響の低減)		
環境影響評価の実施	地球温暖化対策課	P31
自然地の開発を対象とした指導	みどり共生推進課	P32
(2-5 生態系に配慮した公共事業)		
道路整備における生物多様性保全への配慮	都市政策課、 道路管理課、 道路建設課、 道路企画課	P32
海岸における生物多様性の保全	港湾・海岸課、 水産基盤整備課、 農業基盤整備課	P32
生物に配慮した河川の整備・維持管理	河川課	P32
森林土木工事における希少生物の保全	治山林道課	P33
農業農村整備事業における工事施工前後の生態系評価	農業基盤整備課	P33

行政の施策一覧表

具体的な取組	関係部署	掲載頁
【取組方針3 保全と活用のための環境づくり】		
(3-1 自然環境保全活動の連携促進)		
NPO・市民活動の推進・市民活動の場や交流の機会の提供	ダイバーシティ社会推進課	P35
里地里山保全活動の推進	みどり共生推進課	P35
みえ生物多様性パートナーシップ協定による保全活動支援	みどり共生推進課	P35
企業・県民の森林づくり活動への参画促進	みどり共生推進課	P35
環境保全活動の広域ネットワーク化と海岸漂着物対策	大気・水環境課	P35
(3-2 生物多様性の理解促進)		
生物多様性の重要性の普及啓発	みどり共生推進課	P36
総合博物館を活用した環境教育・環境学習	総合博物館	P36
学校における環境保全活動・環境教育の取組	小中学校教育課、 高校教育課	P36
(3-3 生物多様性に関する人材育成と基盤整備)		
森林教育の効果的な推進	林業研究所	P36
体験を通じた環境教育・環境学習の取組	地球温暖化対策課	P37
野生生物の基礎調査	みどり共生推進課	P37
レッドデータブックの整備と活用	みどり共生推進課	P37
みえ生物多様性ネットワークの形成	みどり共生推進課	P37
(3-4 人と自然とのふれあいの場の確保)		
自然公園・長距離自然歩道の施設整備	みどり共生推進課	P37
自然とのふれあいの場と機会の提供	みどり共生推進課	P37
都市公園の活用	都市政策課	P37
川とふれあえる場の維持・形成	河川課	P38
エコツーリズムの推進	みどり共生推進課	P38
自然体験コンテンツ等の推進	観光振興課	P38
大仏山地域散策路の維持管理	水資源・地域プロジェクト課	P38

第4節 各主体に期待される役割

本プランの目指すべき姿を実現していくためには、第3節に記載した行政の取組と合わせて、各主体による取組が重要です。

1. 「取組方針1 生物多様性の保全」において実践できること

(1) 事業者の取組

- 「CSR（企業の社会的責任）」、または「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に向けた事業活動の実施と積極的な情報開示
- 生物多様性に配慮した工場緑化やビオトープ整備
- 工場緑地や社有林等、自然共生サイトへの認定検討
- 事業所敷地における郷土種等、在来植物による植樹・緑化
- 外来種の持込、他地域からの生物の放流・移植、ペット等動物の遺棄禁止
- 事業所敷地内に侵入した外来種の自主的な駆除
- ごみの減量やリサイクル、適正な処理
- 電気、空調、照明等の使用状況の見直し及びエネルギーの効率的な使用
- カーボンニュートラルへの取組推進

(2) 県民の取組

- 野生生物保護啓発ポスターコンクール等への参加による、野生生物への保護意識の向上
- 希少野生生物の捕獲や採取を行わないなど、保全意識の向上
- 地域の希少種や天然記念物を保全する活動への参加
- 外来生物による生態系への影響を理解し、飼っているペット等を野外に放さない等、責任をもった適正な飼育
- 住宅敷地内に侵入した外来種の可能な範囲での駆除
- 在来種の庭木植栽
- 節電、節水による省エネルギー行動
- 化石燃料の節減に向けた徒歩や自転車利用による移動
- 生活排水の水質保全対策に向けた、下水道への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替え、及び維持管理の徹底
- 生活排水の水質保全対策に向けた、洗剤等の適量使用及び余った薬品や油の適正処理
- ごみの減量やリサイクルの努力と、適正な処理

(3) NPO等民間活動団体の取組

- 希少野生生物等の生息生育地における自主的な保全活動
- 県内の国定公園や自然環境保全地域内の生態系の回復の必要がある地域における、県が行う生態系維持回復事業への積極的な参加
- 外来種から地域の在来種を保全するための活動

(4) 教育・研究機関、専門家の取組

- 科学的かつ客観的な自然環境データの収集と情報の提供
- NPO、事業者等の様々な主体との連携・協働による保全活動への協力

2. 「取組方針2 適正な自然の活用」において実践できること

(1) 事業者の取組

- 森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた、針広混交林化・長伐期化等の多様な森林を整備し、適時の伐採、造林及び保育の実施による適切な森林の経営管理の実施
- 生物多様性の保全、良好な景観の形成など農業の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた、適切な農業生産活動の実施
- 化学肥料・農薬の使用を極力おさえ、自然生態系の活力を可能な限り生かした、人と環境に配慮した農業の実施
- 有機栽培された農産物等の積極的な栽培・販売・購入
- 水産資源の管理や回復、漁礁や藻場の造成による生息環境の改善
- 人と野生鳥獣との間の緩衝地帯の確保のための、下刈りや間伐等、適正な森林管理
- 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）やサービスの積極的な選択・供給
- エコアクション21、ISO14001やM-EMSの認証取得
- 開発事業を行う際の、希少種についての調査及び保全対策の実施
- 開発実施時における、生物多様性への影響を最大限回避・低減するための、残存緑地の確保や造成緑地の適切な設置

(2) 県民の取組

- 地域の農林水産業への支援のための、積極的な地産地消の推進
- 有機栽培された農産物等の積極的な購入
- 木製品の購入など、暮らしの中への自然の恵みの活用
- 人と鳥獣との適切な関係の理解促進、鳥獣の保護・管理への協力
- 野生鳥獣による被害防止のための、防護柵の設置や餌となるものを放置しない生活行動の実施
- 人と野生鳥獣との間の緩衝地帯の確保のための、下刈りや間伐等、適正な森林管理
- 狩猟免許の取得及び狩猟者登録を行うなど、野生鳥獣の個体数管理への協力
- 野生獣の利活用推進のための、捕獲された獣肉の購入による流通促進への協力
- トレーサビリティの明確な環境配慮商品や生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）の購入、サービスの選択

(3) NPO等民間活動団体の取組

- 地域の伝統・文化、自然や生きものと人間の共存の大切さを見つけるプログラムの創設・実施
- 生物多様性に配慮した生産活動を行う生産者と、そのような製品・サービスを購入・選択する県民との仲介

(4) 教育・研究機関、専門家の取組

- 科学的かつ客観的な自然環境データの収集と情報の提供
- NPO、事業者等の様々な主体との連携・協働による保全活動への協力

3. 「取組方針3 保全と活用のための環境づくり」において実践できること

(1) 事業者の取組

- 研究機関やNPO等民間活動団体との連携促進
- 環境保全活動や里地里山保全活動、生物多様性保全に資する活動等への参画、NPO等民間活動団体に対する支援
- エコツアーの企画・運営における、自然環境や生きものへの十分な配慮
- 生物多様性の理解促進を図るための、情報収集、研修会への参加

(2) 県民の取組

- 自然環境や生物多様性保全に関する意識の向上促進のための、保全活動やイベントへの積極的な参加
- 自然環境や生物多様性の保全、農山漁村地域の産業や生活、文化に関する知識と理解の向上のための、環境保全活動や里地里山保全活動、エコツアー(エコツーリズム・グリーンツーリズム)等への積極的な参加
- 長距離自然歩道や森林公園等の自然とのふれあい施設の活用
- NPOや行政等が実施する調査活動への協力

(3) NPO等民間活動団体の取組

- 専門的な知見や経験を生かした、企業や教育機関等の取組への支援、及び自然環境調査等への協力
- 生物多様性を保全するための活動の実践、及び広く県民の参加を受け入れるプログラムの創設
- 事業者や教育機関等が行う環境学習や取組への支援

(4) 教育・研究機関、専門家の取組

- 事業者や教育機関等が行う環境学習や取組への支援
- NPOや行政等と連携した、科学的かつ客観的な自然環境データの収集や情報の提供・共有の促進

第5節 地域空間別取組

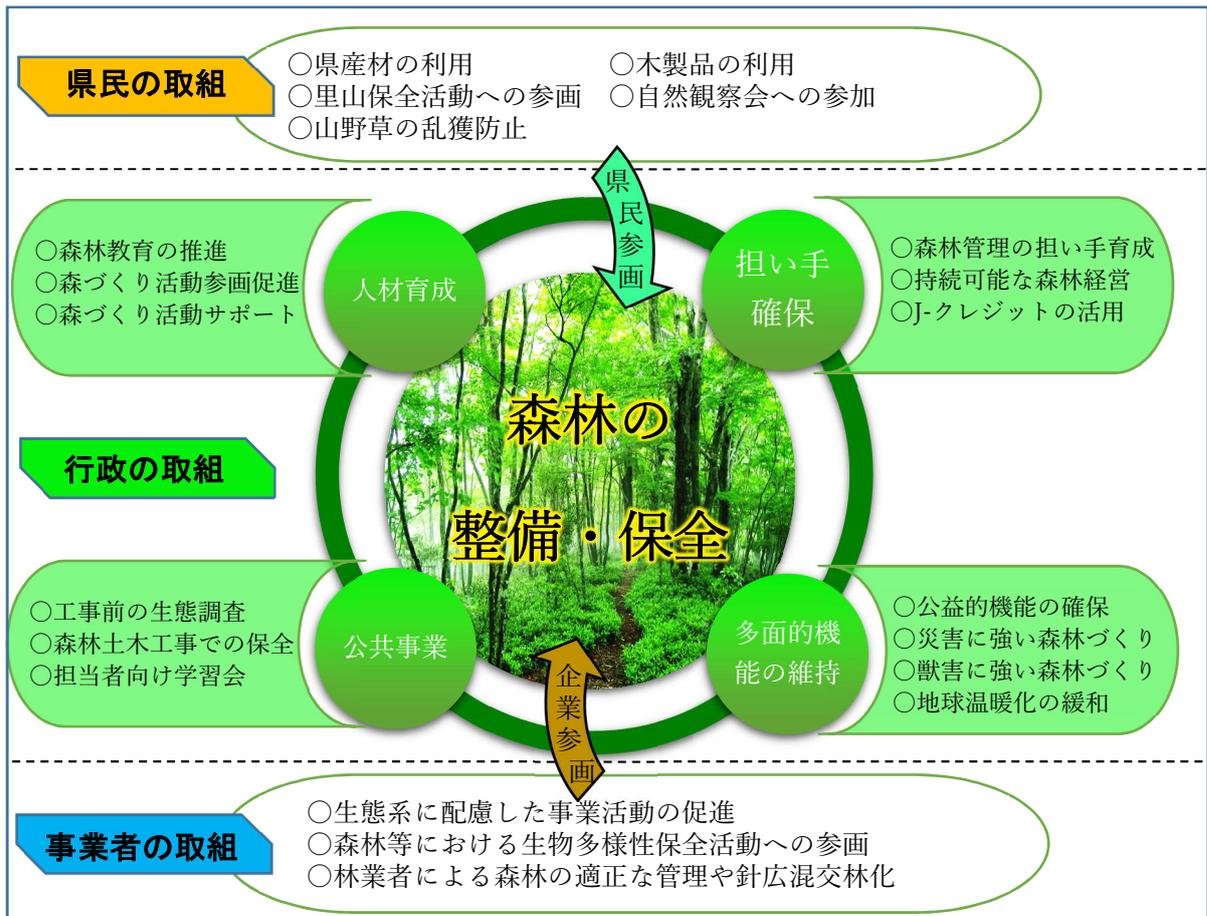
本章では、野生生物が生息・生育する様々な環境がつながる生態系の連続性・一体性（生態系ネットワーク）の形成を促進し、生物多様性の保全を更に進めるため、森林や河川・湿地等の地域空間別に県民、事業者、行政が取り組むべき内容を整理します。

1. 森林

三重県は、県土面積の約 64%を森林が占める緑豊かな地域であり、森林は本県の生態系ネットワークの根幹として重要な要素となっています。

森林面積のうち、約 62%を占める人工林においては、成長段階に応じて間伐などの森林整備を適切に行うとともに、伐採、更新を通じて多様な林齢の森林を造成することは、生物多様性の保全及び持続可能な利用につながり、また、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化に役立ちます。

森林の適切な整備・保全を促進し、様々なタイプの森林が配置されることや、地域の自然的条件や地域のニーズに応じて、生態系ネットワークの形成上重要な地域に森林が適切に配置されることが重要です。



行政の取組	関係課	掲載頁
【気候変動の緩和・適応】		
○森林整備によるCO2吸収源対策の強化	森林・林業経営課	P25
【農山漁村の活性化】		
○森林・林業及び地域を担う人材の確保・育成	森林・林業経営課	P28
【農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生】		
○森林資源の循環利用による多面的機能の維持・増進	森林・林業経営課	P29
○森林整備の推進による公益的機能の確保	森林・林業経営課	P29
○災害に強い森林づくりとその効果検証	治山林道課、 林業研究所	P30
【野生鳥獣害に強い農山村づくりの推進】		
○野生鳥獣の被害対策と生息数管理の推進	獣害対策課	P31
【生態系に配慮した公共事業】		
○森林土木工事における希少生物の保全	治山林道課	P33
【自然環境保全活動の連携促進】		
○企業・県民の森林づくり活動への参画促進	みどり共生推進課	P35
【生物多様性に関する人材育成と基盤整備】		
○森林教育の効果的な推進	林業研究所	P36

「Ural Owl Project」

丹下 浩（三重県立桑名高等学校 MIRAI 研究所）

夜行性のフクロウ（英名：Ural Owl、学名：*Strix uralensis*）に出会うことはめったにありません。しかし、私たちが住む町の残された森には、フクロウが生息しています。夜、耳を澄ませば、その響き渡る独特の鳴き声を聞くことができるかもしれません。一度聞くと忘れられないその鳴き声は、静かな夜なら数キロ先まで響き渡ります。フクロウはとても魅力的な生き物です。



フクロウの生態研究：キオクシア株式会社四日市工場様の支援による巣箱内映像等

フクロウが好む場所は、多様な環境が存在する人里近くの森です。昔ながらの持続可能な利用を心掛けた里山は、フクロウにとって最適な生息環境です。繁殖に必要な樹洞がある大木、狩りに適

した明るく開けた森、多くの動物が安心して過ごせる深い森が存在します。周囲に広がる田畑にも様々な生き物が生息しています。多様な環境があると、それぞれの環境を好む生物が生活するため、里山には高い生物多様性が保たれてきました。しかし、現在、多くの森や田畑が放置される一方で開発が進み、これらの生物にとって好ましい環境が急速に減少しています。残された自然には希少な生物が人知れず生き残っていますが、自然への関心や大切にすることを薄れてきたことで、ますます希少生物の絶滅が懸念されています。そして、三重県ではフクロウは準絶滅危惧種に指定されています。

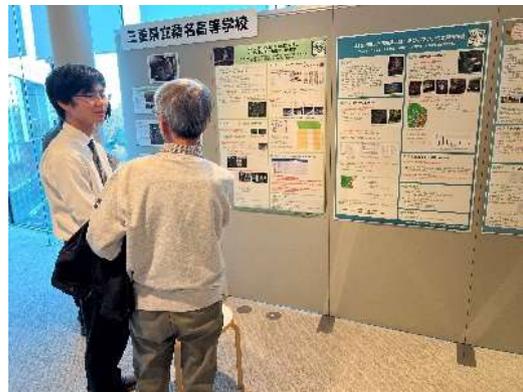
フクロウは森林生態系におけるアンブレラ種です。生態系の頂点に位置するフクロウを保全するには、フクロウだけでなく、その生息環境やフクロウを含む生物種のつながりも保全することが重要です。私たちが実施している「Ural Owl Project」は、フクロウを象徴とし、自然保護と生物多様性の保全を目指しています。活動内容は、フクロウの巣箱の設置による繁殖支援、生態研究、生物多様性保全に関する啓発活動です。現在、県北部の鈴鹿山麓を中心に 60 箱以上のフクロウ用巣箱を設置し、毎年 10 羽以上の雛が巣立ちに成功しています。大きな樹洞のない場所でも、残された自然に巣箱を設置することで、フクロウの繁殖が可能になります。夜行性のフクロウの生態には未だ不明な点が多いですが、これまでの研究により、三重県に生息するフクロウの繁殖期の給餌特性や繁殖に適した環境が明らかになってきました。フクロウは生息地域によって繁殖期の給餌特性が異なります。鈴鹿山脈の山麓のフクロウは、カエルを約 50%の割合で給餌しますが、山麓から離れた地域では、ネズミやモグラ、鳥などが主な給餌食物となります。また、山麓から離れた市街地でも、適度な森林や狩場となる田畑があれ

ば、住宅地が近くにあっても繁殖が可能であることも判明しました。私たちは、調査研究を通じて得た知見を、日本鳥学会などで研究発表しています。他の研究者との交流は、研究の質をさらに向上させています。さらに、子供や大人を対象にした講演会やフクロウ用の大型巣箱作りのワークショップを開催し、小学校や学童保育所などを訪れ、次世代の子どもたちに自然や生物の魅力、自然の見方を伝えています。そして、現在最も重視しているのは、地域の企業やNPOとの連携や協働です。私たちの活動は、協働へと新たな段階に移行しています。

このプロジェクトは、高校生が主体的に実施しており、行政、企業、大学、地域住民など多くの方々の支援によって成り立っています。若者たちが多くの人々に支えられながら自然保護活動に携わることの意義は計り知れません。中には、将来、自然環境の保全や希少生物保護を通じて地域創生に取り組みたいと考え、農学系の大学へ進学する生徒も出てきています。次世代の人材育成に貢献するこの活動の輪がさらに広がることを願っています。



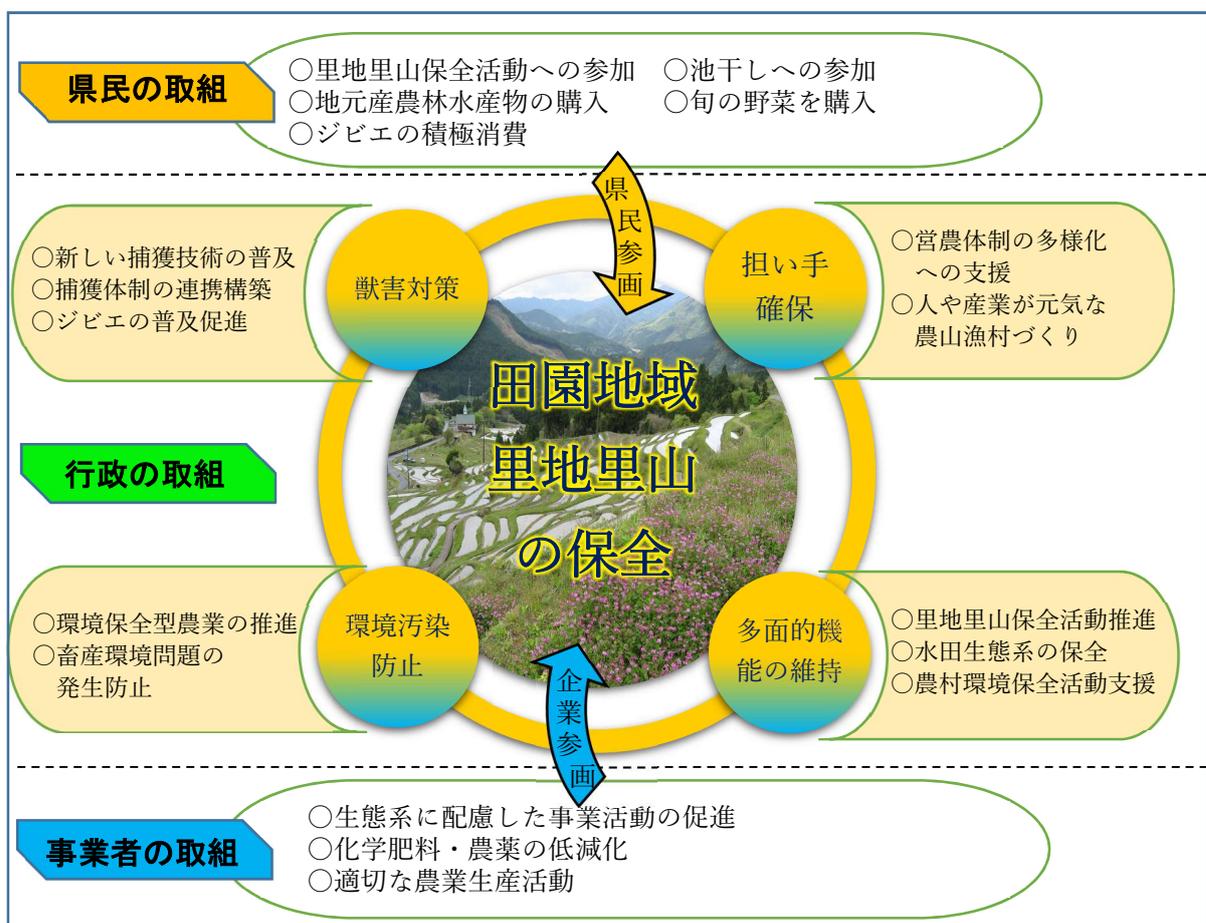
**巣箱掛けによる繁殖支援：企業・NPOとの
パートナーシップ協定の締結協働**



地域における啓発活動

2. 田園地域・里地里山

居住地周辺に広がる里山林では、薪炭用材の伐採等を通じて地域住民に継続的に利用されるなど、人の手が入ることにより作り出されてきた身近な自然環境である田園地域・里地里山では、人間による働きかけの減少等により、従来、身近に見られた生物種の減少が見られると共に、特定の鳥獣の生息域の拡大などにより、農林業への被害や生物多様性の損失が深刻になっています。このため、今後も農林業等の人間活動により形成された自然環境の保全を通じて、生物多様性が保全され、県民への安定的な食料供給や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性をより重視した農業生産及び田園地域・里地里山の整備・保全を推進することが必要です。



行政の取組	関係課	掲載頁
【外来種による被害防止】		
○ため池における外来種の駆除活動	農業基盤整備課	P22
【農山漁村の活性化】		
○人や産業が元気な農山漁村づくり	農山漁村づくり課	P28
○農業の担い手の確保・育成	担い手支援課	P28
【農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生】		
○水田生態系の保全	農業基盤整備課、 農山漁村づくり課	P29
○農業及び農村の多面的機能の発揮	農山漁村づくり課	P30
○環境保全型農業の推進	農産物安全・流通 課	P30
【野生鳥獣害に強い農山村づくりの推進】		
○野生獣の利活用の推進	フードイノベーション課	P30
○集落住民の機運醸成と体制づくり	獣害対策課	P31
○病虫害発生予察・防除対策	病虫害防除所、 林業研究所、 治山林道課	P31
○農作物被害を軽減するための獣害対策技術の開発	農業研究所	P31
【生態系に配慮した公共事業】		
○農業農村整備事業における工事施工前後の生態系評価	農業基盤整備課	P33
【自然環境保全活動の連携促進】		
○里地里山保全活動の推進	みどり共生推進課	P35
【人と自然との触れ合いの場の確保】		
○大仏山地域散策路の維持管理	水資源・地域プロ ジェクト課	P38

希少種の保全～地域でのアゼオトギリ保全活動と自生地でのモニタリング調査～

国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

◆三重県のアゼオトギリ

アゼオトギリは、オトギリソウ（弟切草）科の一種で、水田の畦（あぜ）や灌漑水路の土手等の日当たりが良く湿った環境に生育する多年草です。7～9月には黄色い小さな花を咲かせ、10月頃には非常に小さな種子を実らせませす。

また、環境省レッドリストでは絶滅危惧ⅠB類に指定される希少種で、三重県内では、国土交通省の調査で2013年に橿田川水系佐奈川（三重県多気町）で確認され、これが県内で48年ぶりの記録となりました。現在、佐奈川の自生地が県内唯一の確実な生育地で、三重県は2017年に県指定希少野生動植物種に指定しています。



三重県のアゼオトギリ（左：花、右：種子）

◆地域でのアゼオトギリ保全活動

アゼオトギリ保全活動は、2014年に国土交通省が県内の高校生に協力依頼したことを契機に、2015年には多気町、地域の保全協力団体に、三重大学や福井県立大学（現所属：新潟食料農業大学）の先生方が加わり、第1回の「アゼオトギリ保全勉強会」が開催されました。現在では、域外の福井県坂井市で保全活動に取り組む高校生も加わり、様々な取り組み内容の情報共有が図られています。2024年現在で、計13回の勉強会が開催され、地域の保全活動の原動力となっています。



第13回アゼオトギリ保全勉強会の様子

◆自生地でのモニタリング調査

アゼオトギリ再発見以降の2014年より現在まで9年間に渡り、佐奈川の自生地での生育状況に係るモニタリングを行ってきました。



自生地付近に繁茂するオギ

自生地のアゼオトギリは、河川敷の湿った環境に生育するイネ科の植物オギが繁茂する堤防法尻付近に限定的に生育しています。オギは草丈1.5mを超え、地下茎で広がり、地表を広く密に覆い、根元は比較的に暗い環境となります。草丈の低いアゼオトギリにとって好適な日当たりの良い環境は、オギが密生すると難しくなりますが、自生地では年2回の堤防除草で、法尻付近に沿ってのみ日当たり良い環境が創出されます。よって、自生地の生育環境保全には、年2回の堤防除草が重要な欠かせないイベントとなっていることが分かりました。

また、自生地のアゼオトギリの生育数は50株前後で推移していましたが、2018年に約3倍の150株程度まで増加、その後は徐々に減少し、現在は、2014年当初と同等、もしくはそれ以下に戻りました。生育数が一時的に増加した要因は、前年の2017年10月の台風21号による大規模出水の影響が推測されました。アゼオトギリは、河川では、氾濫原に生育する攪乱依存性の植物として知られています。出水等の自然攪乱が、アゼオトギリの生育状況に一時的に良好な影響を与えたものと考えられました。

以上より、自生地の持続的な生育環境保全には、年2回の堤防除草に加え、出水等の自然攪乱も重要なイベントと考えられました。

◆おわりに

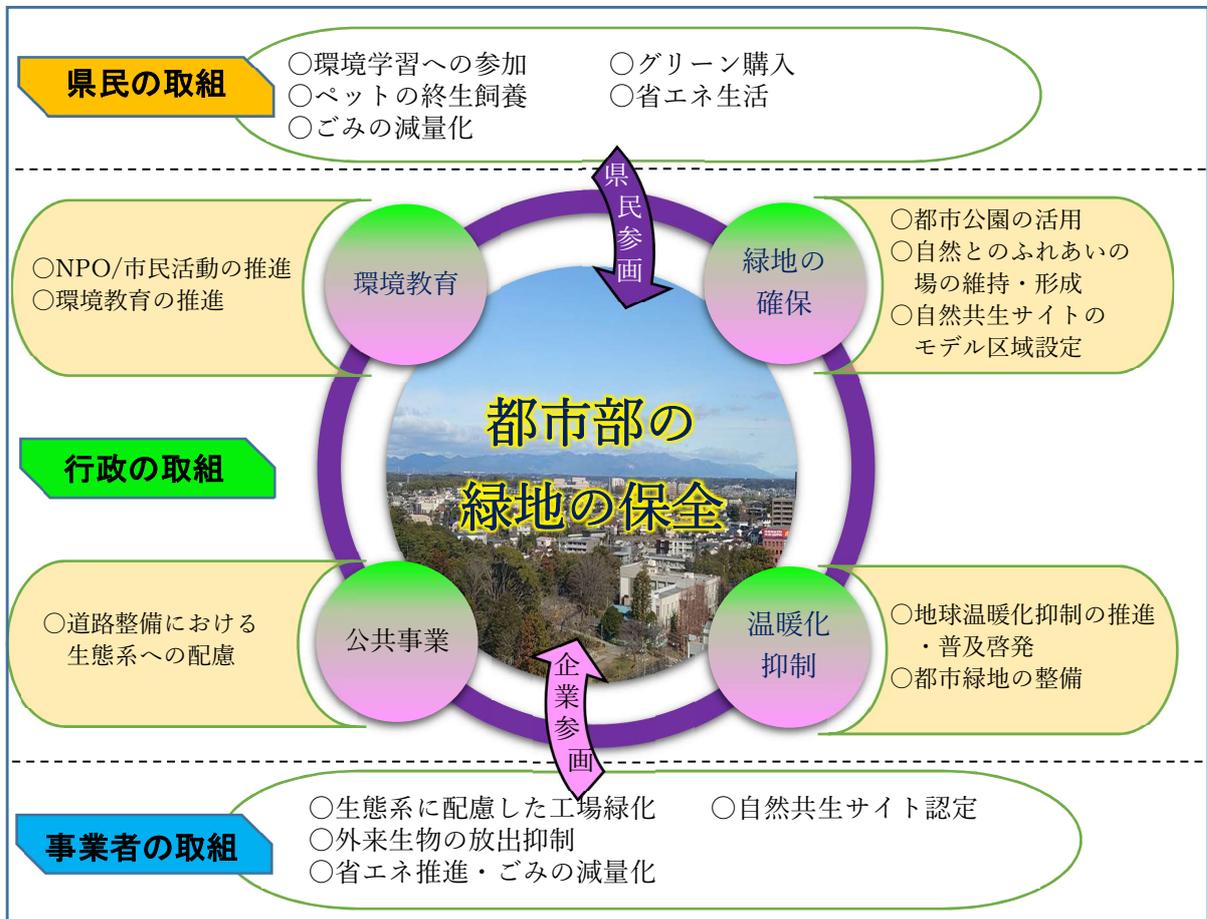
佐奈川のアゼオトギリ自生地は、県内唯一の確実な生育地です。今後も地域で種の保全が図れるよう、参画する団体、学校が協働で活動に取り組めるよう働きかけを行うほか、自生地の継続的な情報収集も行いつつ、モニタリング調査で示された結果を参考に保全とのバランスがとれた河川管理、河川事業を目指し、推進していきます。

3. 都市部

都市部では、人間活動が集中することで、多様な生物が生息できる環境が少なく、急速に減少している地域もあります。また、市街地には多くの人々が居住し、経済活動の中心であることから、市街地での生物多様性の保全は、重要性が高まっており、積極的に取り組む必要があります。

さらに、都市部においては、地域の生態系に配慮しながら、緑化を推進し、面的な緑の空間を確保するとともに、水と緑のネットワークの形成を促進し、連続性のある生物の生息空間の確保を図る必要があります。

都市部における生物多様性を保全するため、地域住民による緑化活動などの様々な普及啓発活動や、都市開発の際に緑地を確保する取組等を通して、県民や事業者等の意識の向上を図ることが重要です。



行政の取組	関係課	掲載頁
【普通種を含む身近な自然環境の保全】		
○道路空間におけるグリーン化の推進	都市政策課、 道路管理課、 道路建設課、 道路企画課	P22
【環境汚染による自然環境への影響の削減】		
○大気・水環境等の保全	大気・水環境課	P24
【気候変動の緩和・適応】		
○地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策課	P25
【生態系に配慮した公共事業】		
○道路整備における生物多様性保全への配慮	都市政策課、 道路管理課、 道路建設課、 道路企画課	P32
【自然環境保全活動の連携促進】		
○NPO・市民活動の推進・市民活動の場や交流の機会の提供	ダイバーシティ 社会推進課	P35
【生物多様性の理解促進】		
○学校における環境保全活動・環境教育の取組	小中学校教育課、 高校教育課	P36
【人と自然とのふれあいの場の確保】		
○自然とのふれあいの場と機会の提供	みどり共生推進課	P37
○都市公園の活用	都市政策課	P37

自然界に起こる気候変動の影響

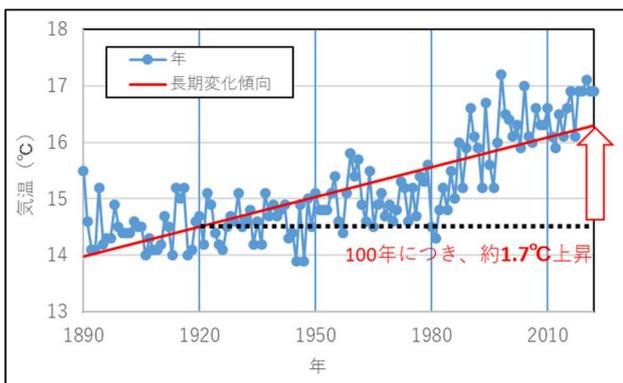
みどり共生推進課

日本の平均気温は 20 世紀の 100 年間で約 1℃ 上がっています。農業、自然災害、健康など様々な分野で、すでに、私たちの暮らしには気候変動の影響が及んでいます。気温の上昇により、台風被害の増大、干ばつの増加、海の温暖化と海面の上昇、生物種の喪失、食料不足などのリスクが高まると言われています。

そして、21 世紀の 100 年間で、気温はさらに上がると予測されています。今と同じレベルの対策しか取らず、温室効果ガスを出し続けた場合には 20 世紀末と比べて約 4.5℃、温室効果ガスを出さないための対策を、より強化した場合でも約 1.4℃、上昇することが見込まれています。



羽化したばかりのセミ



津市の年平均気温の推移 (気象庁HPより作成)

クマゼミのほかにも気候変動により影響があるいきものはたくさんいます。例えば、花粉を運ぶ昆虫の出現時期と花の開花時期が合わなくなると花粉が運ばれず、実がなくなってしまう。これによって、農業等が大きなダメージを受け、私たちの生活にも影響が及ぶ可能性があります。

気候変動は自然界にも様々な影響を及ぼしています。都市部の公園や街路樹、庭木などに多く生息しているクマゼミですが、近年、このクマゼミの生息数が増加してきています。クマゼミはもともとアブラゼミやミンミンゼミよりも個体数が少ない種類でした。しかし、最近ではクマゼミの方が見る機会が多いような印象があります。このクマゼミの増加も気候変動の影響ではないかという説があります。

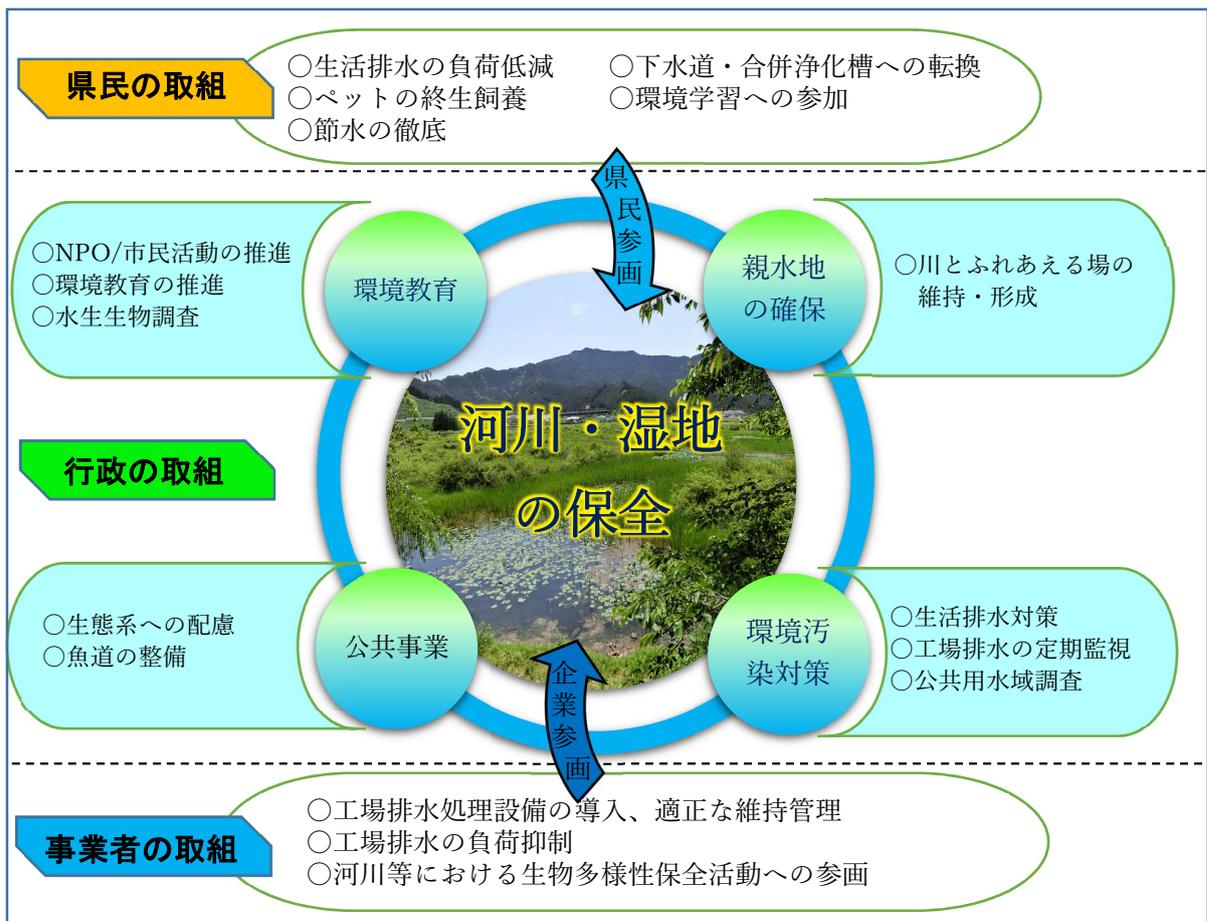


花粉を運ぶ昆虫

4. 河川・湿地

三重県は、南北に細長く、鈴鹿山脈、布引山地、台高山地等海拔 1,000m 以上の山が連なっています。これらの山々を水源とし、多くの河川や湿地が形成されています。河川・湿地は、多様な生物の生息環境として機能しているほか、森林と都市、沿岸をつなぐ生態系ネットワークの基礎を形成する重要な環境です。

洪水等の自然災害から住民の生命・財産を保護する事業を進めるとともに生態系に配慮した河川の整備や良好な水質を確保し、河川を活用した環境教育や自然体験活動にも取り組む必要があります。



行政の取組	関係課	掲載頁
【普通種を含む身近な自然環境の保全】		
○宮川浄化センターの生息地の維持管理	下水道事業課	P22
【外来種による被害防止】		
○内水面漁業の特定外来生物対策	水産資源管理課	P23
【環境汚染による自然環境への影響の削減】		
○浄化槽の適正な維持管理の促進	大気・水環境課	P23
○生活排水処理施設の整備促進	大気・水環境課、 下水道事業課	P23
○生物指標を用いた水質判定の普及啓発	大気・水環境課	P23
○畜産環境問題の発生防止	畜産課	P24
○大気・水環境等の保全	大気・水環境課	P24
【生態系に配慮した公共事業】		
○生物に配慮した河川の整備・維持管理	河川課	P32
【自然環境保全活動の連携促進】		
○NPO・市民活動の推進・市民活動の場や交流の機会の提供	ダイバーシティ 社会推進課	P35
【生物多様性の理解促進】		
○学校における環境保全活動・環境教育の取組	小中学校教育課、 高校教育課	P36
【人と自然とのふれあいの場の確保】		
○川とふれあえる場の維持・形成	河川課	P38

ふるさとの川のネコギギ復活を目指した「員弁川水系天然記念物ネコギギ保護増殖事業」

いなべ市教育委員会事務局 自然学習室

国指定天然記念物「ネコギギ」の復活を目指し、市の教育委員会を中心に、10数年にわたり総合的に展開しています。大学教授等の研究者から指導を受け、研究機関等とも連携して科学的根拠を持ち、地域に密着しながら大規模な飼育増殖（生息域外保全）、生息環境の保全・創出、地域での環境学習などに取り組んでいます。平成15年に三重県教育委員会が事業を開始し、平成18年にいなべ市教育委員会が引継ぎ、文化庁と三重県から補助を受けて継続しています。

ネコギギはナマズの仲間であ知県、岐阜県、三重県にのみすむ日本固有の淡水魚です。環境省レッドリスト絶滅危惧IB類、三重県レッドリスト絶滅危惧IA類であり、三重県指定希少野生動物種に指定されている希少魚です。

保護対策が始められた当時、市内では狭い範囲にわずかな数のネコギギが生息しているのみでした。このままでは市内のネコギギは、近い将来に絶滅する危険性が高く、自然な回復は困難であるとの結論になりました。そのため川で自然な状態でネコギギが繁殖し世代交代できるようになるまで、手助けすることの必要性および緊急性が高いと判断されました。過去にはネコギギがいたものの現在はなくなった川へ、家系管理しながら水槽で増やした員弁川水系由来のネコギギを放流し

ています。現在は放流したネコギギが川で繁殖するまでになり、以前のように自然豊かなたくさんネコギギがすむ川に向けて着実に保護の取り組みが進んでいます。員弁川水系で辛うじて生き残ったネコギギを保護し、飼育を志摩マリナランド（現在は休止中）で開始しました。志摩マリナランドで繁殖に成功したことで、すぐにネコギギが絶滅してしまうことは避けられました。飼育下では、京都大学のDNA分析に基づいて血縁が濃くならないように、できるだけ血縁の遠いオスとメスをペアに組み合わせて繁殖しています。現在、滋賀県立琵琶湖博物館と世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふ等での飼育のほかに、いなべ市教育委員会の施設でもネコギギを飼育しています。これまでに国立研究開発法人 水産研究・教育機構増殖研究所に産卵からふ化までの卵の管理について指導を受けられたことで、その後のネコギギ稚魚数の増加につながりました。近年では毎年、多くのネコギギが水槽で産まれています。

ネコギギが川で暮らせるためには、きれいな水、適度な流れと水深、餌になる川虫、さらに夜行性であるために「隠れ家」となる大きな石の下や岩の割れ目などのすき間が必要です。国立研究開発法人 土木研究所自然共生研究センターおよび名古屋大学と一緒に、ネコギギにとって良い

いなべ市教育委員会では員弁川水系ネコギギ保護増殖事業に係る指導委員会を設置しています。

主な構成

研究者等：委員長 岐阜協立大学 森誠一氏、
委員 京都大学 渡辺勝敏氏、名古屋大学 田代喬氏、
元志摩マリナランド館長 里中知之氏

関係行政部局：三重県（農林水産部みどり共生推進課、桑名建設事務所事業推進室、水産研究所鈴鹿水産研究室）、いなべ市（都市整備部都市整備課、建設部建設課、農林商工部農林整備課）

文化財担当の行政機関：文化庁文化財部文化財第二課、

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課、
いなべ市教育委員会事務局生涯学習課

生活場所を探すために川で調査し、放流場所を探しました。これらのように放流にあたって日本魚類学会の「生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン」に基づいて事前に様々な準備をしました。

三重県内で河川工事が行われる場合、三重県が作成した「天然記念物ネコギギ保護管理指針」に基づいてネコギギがすめる川を考慮した計画がされ、必要に応じて魚類の調査や移動などが行われます。指針活用の成果の一例として、平成21年に員弁川水系内の工事現場でネコギギが保護されたことが挙げられます。河川管理者である三重県(桑名建設事務所)の災害復旧工事現場の魚類調査で、壊れたコンクリートブロック護岸のすき間からネコギギが発見されたのです。河川工事にあわせて生息環境改善のためネコギギの隠れ家が造られています。特にネコギギの生息にとって重要な場所では、国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所の現地指導で桑名建設事務所によってネコギギの繁殖場所が造られました。

屋内水槽飼育でネコギギが増えたこと、川的生活場所を改善したことなど準備が整ったので、放流を始めました。平成28年からこれまでに員弁川の支流へネコギギを放流し、放流したネコギギの川での暮らしを調査しています。残念ながらネコギギが居つかなかった場所もありましたが、検討や改善を繰り返しています。放流したネコギギが居つき、川で産卵して稚魚が見つかっています。さらにはネコギギ達が放流した場所から移動して、少しずつその生息範囲を大きくしている可能性が調査で分かってきました。これらの収集した情報から、放流による効果を段階的に評価しつつ、その後の計画を見直しながら、員弁川水系ネコギギの復活に取り組んでいます。

保護事業を開始した当初は、市内の川にネコギギが暮らしていること、また絶滅の危機にあることを知る人は、ほとんどいませんでした。そのため、ネコギギ飼育による保護とあわせて、地域での説明会や市広報番組および広報誌等で保護の取

組みを発信しています。また、いなべ市立十社小学校では、環境学習の一環として児童および保護者がネコギギについて学んでいます。三重県立水産高等学校では授業でネコギギの飼育繁殖に取り組んでおり、このように地域や次世代へ保護の取り組みが広がりつつあります。

これまでの活動が評価されて、令和5年6月に第25回日本水大賞環境大臣賞を受賞しました。受賞および保護事業20周年等を記念して、同年10月に地域住民に向けてネコギギ保全シンポジウムを開催しました。シンポジウムでは小学校、高等学校、水族館等および行政機関のポスター発表をはじめ、研究者等による基調講演ならびにパネル談議を行いました。これからもネコギギと自然豊かな川の創造に向けて、「地域住民」、「専門家」、「行政」が、交流し、合意形成を図りながら、次の世代につながる川づくりと地域づくりの取り組みを進めていきます。



河川工事にあわせてつくられた「隠れ家」を利用する放流したネコギギ

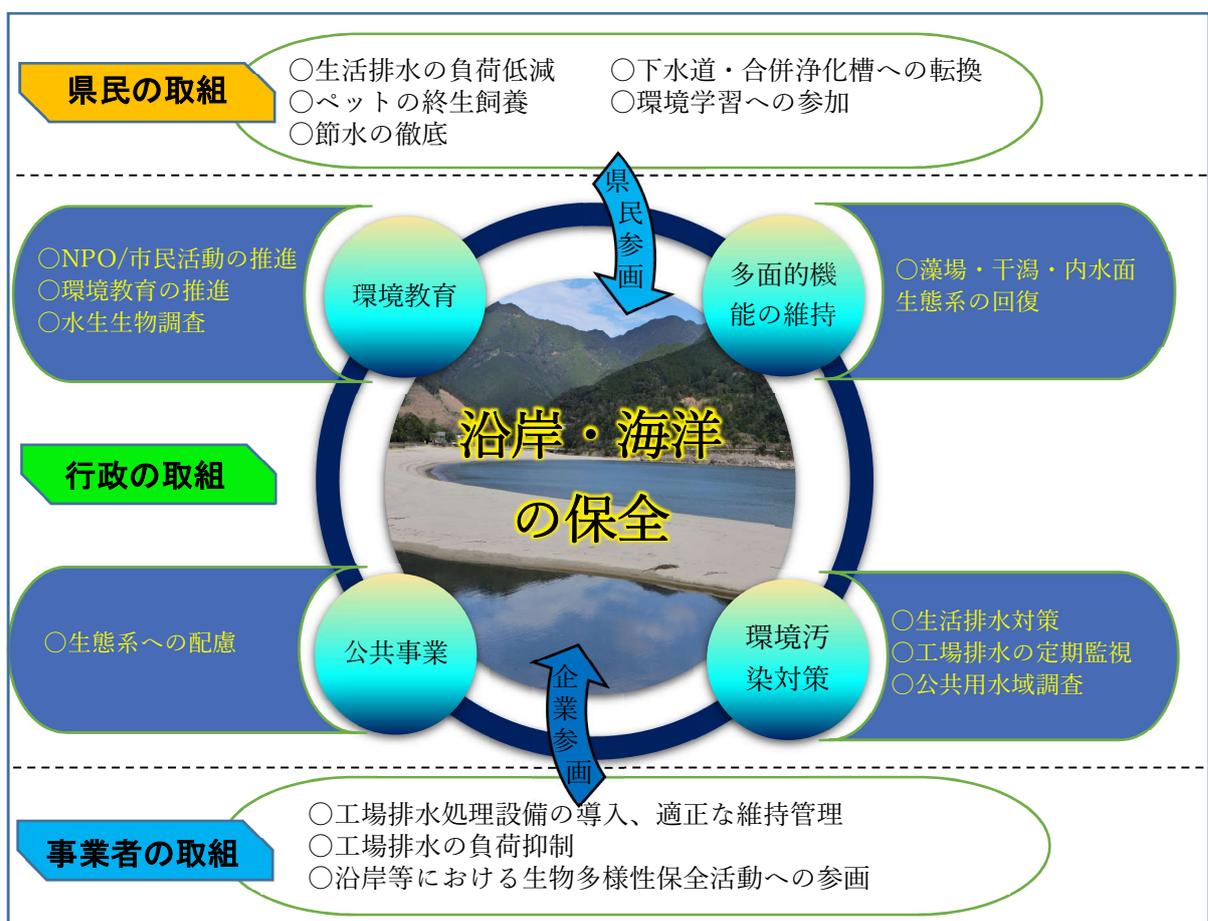


大学教授等の専門家の指導を受けながら事業を継続しています(ウェブ併用の会議の様子)

5. 沿岸・海洋域

三重県の海岸線の延長は約 1,088 kmと全国で8位の長さを誇っており、伊勢湾のような遠浅の沿岸や、熊野灘のようなリアス式海岸が発達した地形が存在し、歴史的にも多様な風土・文化を育んできました。また、砂浜、干潟、潮溜まり、藻場など多様な生態系が形成されており、様々な生物の生息・生育場所として重要な環境となっている他、外国との窓口となる港湾区域においては、外来生物の陸域内における定着を防ぐ重要な場所となっています。

津波等の自然災害から住民の生命・財産を保護する事業を進めるとともに、水産資源の重要な供給源のひとつである海洋域の環境を保全しつつ、人間活動により消失した干潟、藻場などの再生を行っていくことが重要です。



行政の取組	関係課	掲載頁
【環境汚染による自然環境への影響の削減】		
○伊勢湾の水質保全のための広域的な取組	政策提言・広域連携課、 大気・水環境課	P23
○下水道終末処理施設の適正管理	下水道経営課	P24
○有害赤潮の予察技術の開発	水産研究所	P24
○きれいで豊かな海の再生	大気・水環境課	P24
○海洋プラスチック対策の推進	資源循環推進課	P24
【農山漁村の活性化】		
○水産業の担い手の確保・育成	水産振興課	P29
【農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生】		
○水産業及び漁村の多面的機能の維持・発揮	水産基盤整備課	P29
【生態系に配慮した公共事業】		
○海岸における生物多様性の保全	港湾・海岸課、 水産基盤整備課、 農業基盤整備課	P32
【自然環境保全活動の連携促進】		
○NPO・市民活動の推進・市民活動の場や交流の機会の提供	ダイバーシティ 社会推進課	P35
○環境保全活動の広域ネットワーク化と海岸漂着物対策	大気・水環境課	P35
【生物多様性の理解促進】		
○学校における環境保全活動・環境教育の取組	小中学校教育課、 高校教育課	P36

～吉崎海岸での海岸清掃の取組みと自然共生サイトの認定について～

楠地区まちづくり検討委員会・NPO法人四日市ウミガメ保存会・四日市市

四日市市楠地区の吉崎海岸が「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として、国から「自然共生サイト」の認定を受けました。これは世界中で自然破壊などにより自然が急速に失われている中、2021年に2030年までにG7各国が国土の30%以上を保全するという国際約束が交わされ、その実現に向け令和5年に創設された制度です。吉崎海岸は第一回での認定となりました。自然共生サイトの認定を受けたことで、OECM(Other Effective area-based Conservation Measures:保護地域以外で生物多様性保全に資する区域)として国際データベースに登録される見込みです。

吉崎海岸は、コンビナート区域に隣接しながら豊かな自然を擁する砂浜海岸です。環境省から絶滅危惧Ⅱ類に指定された三重県の県鳥シロチドリ営巣地であり、ハマニガナ等の海浜という限られた環境に特有の植物や希少な昆虫も数多く生息しています。平成26年にはアカウミガメの産卵が確認されていて、生物多様性に大きく貢献している場と言えます。



自然共生サイトの認定基準では、豊かな自然が存するだけでは十分ではなく、人々の活動により生物多様性の保全が図られているということも併せて必要であります。吉崎海岸では平成21年から有志による海岸の清掃活動が始まり、地元住民、

企業、行政と参画主体を徐々に増加させてきました。海岸清掃を誰でも自由に参加できるイベントとすることで、多くのボランティアの参加を呼び込み、より多くの漂流ごみの回収を行えるように工夫しています。



また、海岸清掃活動では、単にごみや流木といった漂着物を取り除くだけでなく、同時にこの場所における生物多様性の保全も目的とし、専門家による指導の下、既存の生態系に悪影響を与える外来種の駆除も行っています。加えて、海岸清掃・外来種駆除の後には、環境に関する勉強会を催すことで環境保全意識の啓発にも繋げています。今回、自然共生サイトとして申請する過程で生物多様性保全に資する具体的な活動内容の整理を行うこととなり、活動の中で行うそれぞれの作業の目的を明確化することができました。これを契機に新たな取組に繋げることもできるでしょう。

公害を経験した歴史を持つ四日市において、コンビナート区域に隣接する場所に豊かな自然が存し、それが有志や地元住民が主体となり保全がなされていることは、環境保全という観点に留まらず、産業と自然の共生を示すことができる非常に意義のあることです。豊かな自然や希少な生物を保全し続けるため、様々な主体と連携を取りながら活動を続けていきます。



第6節 生態系ネットワークの形成促進

生物多様性を保全するためには、森林や里地里山、河川や湿地などの環境をそれぞれ独立的に保全するだけではなく、それらのつながりを意識し、生態系ネットワークが形成されるよう保全する必要があります。生態系ネットワークの形成を促進するためには、生物の重要な生息環境を核（コアエリア）として確保するとともに、核どうしを有機的につなぐ回廊（コリドー）を形成することが重要です。また、コアエリア、コリドーと外部との相互影響を低減するための緩衝地域（バッファゾーン）を設けることが必要です。

その考え方は種によって異なり、鳥類や飛翔できる昆虫類などは、必ずしも連続した環境が必須というわけではありませんが、連続性が保たれないと、生息が困難となる種も存在します。例えば、アユは魚道のない堰を遡上することはできませんし、トノサマガエルは、垂直の水路壁をのぼることはできません。このように、隣接する生態系間を移動する生物の生態を踏まえ、各々の生態系の「つながり」を確保することが必要です。（図8）

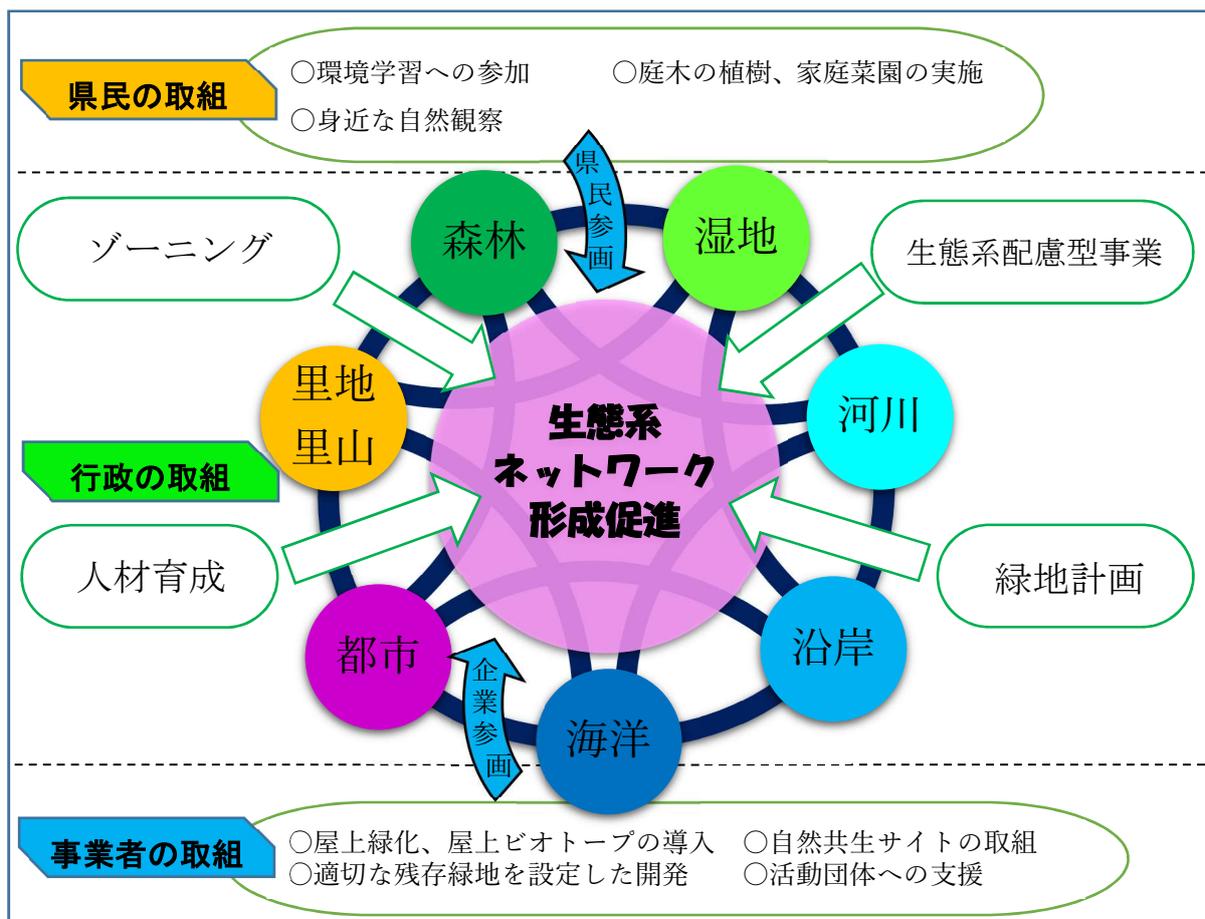


図8 生態系ネットワーク形成促進

第4章 みえ生物多様性推進プランの推進

人間生活は、多くの部分で生態系サービスに依存しており、産業、観光、歴史・文化、教育など、幅広い分野に関わりを持っています。これらの多くは、地域の活力の源であり、その活性化や持続的な活用など、多くの地域で課題となっています。このような、地域における課題の多くは、色々な分野に関連するため、それらを横断した対策が必要となります。

第1節 各主体の役割

生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて、県民、事業者、NPO等民間団体、市町等の様々な主体が、生物多様性について理解を深め、連携・協働により積極的に活動していくための取組を進めていきます。

1. 県民

生物多様性に関する保全活動や県民参加型の自然観察会等に積極的に参加し、生物多様性に対する意識を高め、理解を深めるとともに、正しい知識を持ち、それを広めることが期待されます。

2. 県

本プランにおける3つの取組方針及び各種施策に基づき、プランの目標達成に向けて、県民、事業者、NPO等民間団体、研究機関・専門家との連携・協働により、また市町や国との調整や情報共有を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を総合的かつ計画的に推進します。

3. 市町

県と連携して地域住民や事業者への生物多様性に関する理解促進を図るとともに、自然環境保全団体等への支援等、地域の特性に応じた取組を推進します。

4. 事業者

事業者は、その活動を通じて国内外の生物多様性と深く関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である国民一人ひとりと生物多様性の関わりに多大な影響を及ぼすなど、社会の一員として重要な役割を担っています。

また、社会・経済の基礎である自然資本の保全は、持続可能な社会を実現することと密接不可分であり、国内外の多くの企業がSDGsで示された社会課題をビジネスチャンスと捉え、経営戦略に取り込もうとする動きも始まっ

ており、その情報を適切に開示していく取組を求められています。

①リスクへの対処

これまでのように資源乱獲を続けると、原材料不足や調達コストの増大となって自社に跳ね返ってくる可能性もあります。また、生物多様性への悪影響の顕在化による企業ブランドのイメージ低下につながる恐れがあります。

②チャンスへの適応

積極的な取組による企業価値の向上や同業他社との差別化による競争力の強化に加え、消費者や投資家へのアピール、自社従業員の満足度向上など、直接的・間接的なメリットを享受できる可能性はこれまで以上に高まると考えられます。

5. NPO等民間活動団体

県内では、多くのNPO等民間活動団体が生物多様性の保全・再生活動に取り組んでおり、その具体的な活動は、里山の保全、希少種の調査、体験型の環境学習、河川清掃・森林整備、野鳥観察等多岐にわたっています。

これらの自主的かつ地域特性に応じた保全・再生活動は、県内の生物多様性保全の基盤となることから、今後も引き続き、地域のリーダーとして活動状況の情報発信を進め、活動団体間の連携を深めるとともに、県民が広く参加できる場の提供が求められています。

- ① 希少野生生物の生息生育地の自主的な保全活動の実施
- ② 専門的な知見や経験を有する指導者等の紹介を通じ、企業、教育機関や自治会等の取組への助言・指導・支援
- ③ 生物多様性を保全するための活動を実践するとともに、広く県民の参加を受け入れる環境教育や観察会等のプログラム創設・提供
- ④ 活動団体間の交流促進とネットワークづくりを進め、協働・連携して行われる保全活動の活発化
- ⑤ 多様化する地域からの要望を把握したきめ細やかな対応

6. 教育・研究機関、専門家

教育機関は、環境教育への積極的な取組や、地域住民等と連携した環境保全活動の推進が期待されます。

研究機関、専門家は、生物多様性に関する調査・研究結果を公表することによる普及・啓発や、関係機関への助言・指導の役割が期待されます。

第2節 推進体制

NPO等民間活動団体等の様々な主体と連携し、本プランを実行、評価していく推進体制を整備します。三重県自然環境保全審議会自然環境部会等と連携しながら、みえ生物多様性ネットワークの形成を促進し、目指すべき姿の達成に向けて取り組みます。(図9)

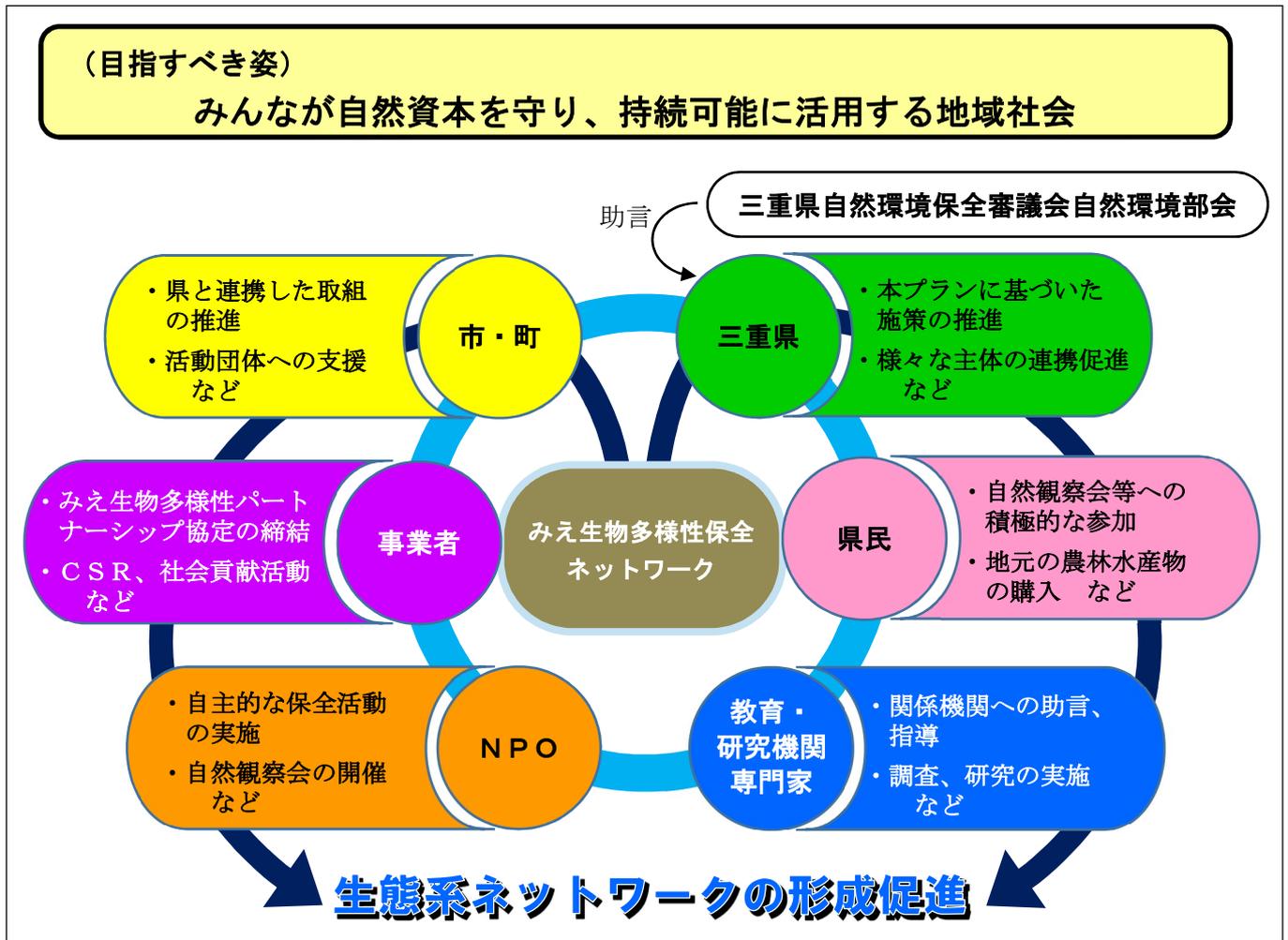


図9 推進体制

第3節 進行管理

施策の実施状況を確認するため、取組方針ごとに、県の戦略計画である「みえ元気プラン」等から生物多様性に関する指標を抽出し、進捗状況を把握することとし、生物多様性を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応し、効果的な施策展開が図れるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3期みえ生物多様性推進プラン「県の具体的な取組」実施状況

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
取組方針1 重要な自然環境や野生生物の保全		
① 希少野生生物の保全（取組方針1-1）		
<p>●野生生物の保護啓発 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中高校生を対象とした「野生生物保護啓発ポスターコンクール」を実施し、児童生徒に野生生物に対する保護意識の啓発を図るとともに、環境関係イベントにおいて、パンフレット等を配布するなど、野生生物の保護意識の向上を促進します。 	<p>毎年「野生生物保護啓発ポスターコンクール」を開催し、児童・生徒がポスターの制作を通じて人と野生のいきものが共生することについて考える機会とするとともに、環境関係イベントで生きものクイズとパネルを出展することで、野生生物の保護意識の向上に努めました。</p> <p>【ポスターコンクール参加者】 R2年度：1,118名、R3年度：1,295名、R4年度：1,291名、R5年度：1,343名</p> <p>【パネル展クイズ参加者】 R2年度：62名、R3年度：40名、R4年度：76名、R5年度：24名</p>	<p>引き続き、野生生物保護啓発ポスターコンクールを実施するとともに、環境パネル展など環境関係イベントに出展することで、野生生物の保護意識の向上を促進します。また、自然観察等イベントの際には生物多様性グッズを配布し、普及啓発を行います。</p>
<p>●希少生物の指定と保全活動 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人為的な影響を強く受けている希少種の保全について、適時、三重県指定希少野生動植物種への指定を検討するとともに、三重県生物多様性保全アドバイザー等の専門家の協力を得ながら、適正な保全を進めます。また、希少種保全を進めるうえで、活動団体等の民間活力を活用しながら取組を進めていきます。 淡水二枚貝の生息数の回復を図るため、専門家の助言を得ながら、外来藻類の駆除活動等、新たな対策を実施していきます。 	<p>マイヅルテンナンショウをはじめ、地元の保全団体や三重県生物多様性保全アドバイザー等の専門家の協力を得ながら、22種の調査や保全活動を実施しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、適宜三重県生物多様性保全アドバイザー等の専門家の協力を得つつ、活動団体等の民間活力を活用しながら、希少種保全の取組を進めていきます。 祓川自然環境保全地域において希少野生生物の生息数減少の原因究明に向けた調査や保全活動を実施し、適切な保護に努めます。
<p>●県天然記念物の指定と保全活動 （社会教育・文化財保護課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然記念物が適切に保護されるよう所有者等に対して、技術的・経済的な支援に努めます。 保存活用計画に沿って適切に保護していきます。 	<p>県指定天然記念物に対しての現状変更許可申請が令和2年4月以降48件あり、所有者等から相談があった際には、その天然記念物に与える影響が軽微になるように技術的な支援を行いました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後もネコギギの生息地に配慮し、より一層の保全に努めてもらえるように、しっかり協議を重ねていきます。 国指定天然記念物について、現状変更許可申請があった場合に、影響が軽微となるように申請者と協議し、より一層の保護を図ります。
<p>●的確な情報提供とアドバイス （総合博物館）</p> <ul style="list-style-type: none"> レファレンスサービスや同定会を開催し、利用者の相談に応じていきます。 また、環境影響評価委員会についても、必要に応じて参画し、意見等を述べさせていただきます。 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、同定会は令和4年度のみで開催となりましたが、レファレンスサービスは随時対応しました。</p> <p>【レファレンスサービス件数】 R2年度：204件、R3年度：260件、R4年度：230件、R5年度（6月時点）：44件</p>	<p>引き続き、レファレンスサービスや同定会を開催し、利用者の相談に応じていきます。</p>
<p>●水産資源構成種の生息環境を保全 （水産基盤整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産資源構成種の生息環境を保全・創造していくため、藻場・干潟・浅場の造成及び再生、底質改善などの漁場環境の保全を進めます。 	<p>水産資源構成種の生息環境の創造として、四日市地先において0.34haの干潟を、熊野灘沿岸域において4.17haの藻場を造成しました。</p>	<p>引き続き、水産資源構成種の生息環境を保全・創造していくための取組を進めます。</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
② 自然環境保全地域等の重要地域の保全（取組方針1－2）		
<p>●自然公園区域と自然環境保全地域での生態系維持回復事業の実施 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の国定公園や自然環境保全地域内の生態系の回復の必要がある地域においては、生態系維持回復事業を継続して実施し、在来種の生息・生育環境の保全に努め、地域の生態系の維持回復を図ります。また、みえ生物多様性パートナーシップ協定制度等を活用し、企業や市町、NPO 団体等のサポートや県民のみなさんの参画を得ながら、人的支援等に努めます。 	<p>県内の国定公園や自然環境保全地域内の生態系の回復の必要がある地域において、関係機関や県民等の協力を得て、下記のとおり調査や維持回復活動を実施しました。</p> <p>香肌峡県立自然公園では、富永生態系維持回復事業計画に基づき、トチノキの樹勢回復と次世代 実生の育成、当該地域の生態系の維持又は回復を図るため、トチノキ及び当該地の植生及び野生動植物の生育・生息状況の変化について現地確認や移植樹のメンテナンス（下刈り・網の補修）を行いました。</p> <p>鈴鹿国定公園内の藤原岳や御在所岳では、鈴鹿生態系維持回復事業計画に基づき、清掃活動や外来植物であるハルザキヤマガラシの駆除活動を実施しました。</p>	<p>引き続き、生態系維持回復事業を継続し、在来種の生息・生育環境の保全に努め、地域の生態系の維持回復を図ります。また、生物多様性保全推進支援事業等の国庫補助事業の活用やみえ生物多様性パートナーシップ協定制度を活用し、企業や市町、NPO 団体等のサポートや県民の参画を得ながら、本活動に必要な予算や人的支援等の確保に努めます。</p>
<p>●自然公園区域の保全 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県自然環境保全条例及び自然公園法、三重県立自然公園条例に基づき、自然の風景地の保全を図るとともに、県民の保護、休養及び啓発に資するとともに生物多様性の確保を行っていきます。 	<p>自然公園区域内における工作物の設置など開発行為等にかかる指導等を行うことで、地域資源の保全・活用に取り組みました。</p> <p>また、森林教育イベントを実施し、生物多様性の確保への理解を深める一助としました。</p>	<p>今後も適切な指導等を行うことで、自然公園区域内における自然の風景地の保全を図ることに努めます。</p>
<p>●ゾーニングによる地域保全 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物種の重要な生息場所について、事業実施検討段階で一定の配慮がなされるよう、ゾーニングを行い、その内容について公開します。 	<p>ホットスポットみえの図示化、ヒメタイコウチゾーニングマップ、サシバゾーニングマップを作成し、県 HP にて公開しました。</p>	<p>希少野生生物の重要な生息場所について、事業実施検討段階で一定の配慮がなされるよう、ゾーニングを行い、その内容について公開します。 （ホットスポットみえの見直しと公開 令和6年度）</p>
③ 自然地の開発行為による影響の低減（1－3）		
<p>●環境影響評価の実施 （地球温暖対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の開発事業等については、三重県環境影響評価条例に基づき、事業者に対してあらかじめ調査、予測、評価の実施を求めるとともに、住民等、知事、市町長などからの意見聴取、有識者による審議を踏まえて、環境の保全に十分な配慮がなされるよう事業に反映させます。 県が実施する開発事業については、「三重県環境調整システム」に基づき、その事業に係る計画等を策定しようとする段階から、環境保全に関する審議・調整を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法及び三重県環境影響評価条例に基づき、以下の図書について、事業者等に対し知事意見を述べました。 【R2～4年度の審議総件数】 計画段階環境配慮書：4件、環境影響評価方法書：7件、環境影響評価準備書：5件、簡易的環境影響評価書：4件 三重県環境調整システム推進要綱に基づき、以下のとおり審議を行いました。 【審議件数】 R2年度：3件、R3年度：6件、R4年度：8件 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事業者が作成する環境影響評価図書について、法・条例に基づく手続き等の指導を行うとともに、三重県環境影響評価委員会に諮問し、その答申に基づき、環境の保全の見地から知事意見を述べ、環境の保全について適正な配慮がなされるよう取り組みます。 引き続き、県が実施する開発事業等については、三重県環境調整システムにより、計画等の策定段階から、全庁的に環境への配慮や適切な対応を調整します。

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●公共事業を対象とした生物多様性審査 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境調整システム」において公共事業担当課から提出される環境配慮検討書について、生物多様性保全の観点から審議し、必要に応じて三重県生物多様性保全アドバイザーの派遣を行い、助言を求めます。 	<p>環境調整システムにて 17 事業の審議を行い、13 事業に対して生物多様性保全に関する意見を提出して環境配慮を求めました。</p>	<p>引き続き、「環境調整システム」において公共事業担当課から提出される環境配慮検討書について、生物多様性保全の観点から審議し、必要に応じて三重県生物多様性保全アドバイザーの派遣を行い、助言を求めます。</p>
<p>●自然地の開発を対象とした指導 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発行為届出に対し、希少野生動植物種の生息に支障を及ぼすおそれがある事業に対しては、条例に基づく勧告等、必要な措置を行います。 希少野生動植物種の重要な生息地情報をまとめ、その地域において開発行為を行う場合について、事業者に対し、より詳細な生物調査を求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全条例に基づく開発行為（変更）届出を 125 件受理し、希少種の保護や緑化に関する審査を行いました。 既存の野生生物データベースの改修及び生息情報の追加を行いデータの精度を高めるとともに、これを事業者指導に活用しました。 	<p>野生生物データベースの活用や専門家の助言のもと、開発行為届出の審査を行い、希少野生動植物種の生息に支障を及ぼすおそれがある事業に対しては、条例に基づく勧告等、必要な措置を行います。</p>

取組方針 2 豊かな里地・里山・里海の保全と利用

① 農林水産業における担い手の確保（取組方針 2-1）

<p>●人や産業が元気な農山漁村づくり（グリーン・ツーリズム） （農山漁村づくり課） （担い手支援課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農山漁村地域の農林水産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな資源を生かした、農家レストラン・農林漁業体験民宿・農林漁業体験・直売所などの経済活動取組の拡大を推進し、都市や企業等との交流を促進し農山漁村の活力の向上を図ります。 	<p>過疎化や高齢化が進んでいる農山漁村地域の活性化を図るため、農産物をはじめ、景観や文化など地域が有する豊かな資源を生かした都市住民との交流や、新商品の開発・販売、農家レストランや農家民宿の開業など農山漁村の資源を活用したビジネスの取組への支援を実施しました。</p> <p>【取組数】 R2 年度：16 団体、R3 年度：15 団体、R4 年度：15 団体</p> <p>（農山漁村づくり課） （担い手支援課）</p>	<p>農山漁村地域における多彩な地域資源を生かした農林漁業体験民宿や農家レストラン、直売施設の立ち上げ、新商品の開発・販売等、所得・雇用機会の確保につながる取組を引き続き支援します。</p> <p>（農山漁村づくり課） （担い手支援課）</p>
<p>●県産材の利用促進 （森林・林業経営課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県産材の需要拡大に向け、地域の工務店や建築士等へ「三重の木」等県産材による住宅建築を働きかけるとともに、地域材によるサプライチェーンの構築をめざし、製材所等とのマッチングを進めます。また、県内の公共建築物等における県産材の利用を促進するため、中大規模の木造設計を行える建築士の養成や、県や市町の営繕担当者等を対象とした研修会等の開催など、非住宅分野における担い手の確保に取り組みます。 	<p>「三重の木」認証事業者、素材生産事業者、建築士等と連携して、建築相談会や住宅の構造見学会、木工教室等の消費者の木づかいを推進する PR イベントを開催するとともに、県内の住宅及び非住宅に県産材を目に見える形で活用した、優良な建築物に関わった者を表彰するみえの木建築コンクールを開催し、その事例を広く県民に PR することで、建築物における「三重の木」等県産材の利用促進を図りました。</p> <p>また、令和 2～3 年度に県内の林業・木材・建築関係事業者等により設立された三重県木材サプライチェーンマネジメント推進フォーラムに参加し、マーケットインの考え方に基づく供給体制の構築に取り組みました。</p> <p>さらに、県内の建築士や県・市町の営繕担当者等を対象に、三重県中大規模木造建築設計セミナーを開催し、中大規模の木造非住宅の設計、提案等ができる技術者の育成に取り組みました。</p>	<p>県産材の需要拡大に向けて、住宅分野においては、「三重の木」認証事業者、素材生産事業者、建築士等と連携して、消費者の木づかいを推進する PR イベントを開催するとともに、県産材を目に見える形で活用した、優良な建築物に関わった者を表彰するみえの木建築コンクールを開催し県産材の優良な使用事例の PR に取り組みます。</p> <p>非住宅分野においては、県内の建築士や建築施工事業者、県・市町の営繕担当者等を対象に中大規模建築物の木造設計に必要な知識・技術を習得するための研修会を開催し、技術者の育成に取り組みます。</p> <p>また、建築物以外の分野においては、県民が暮らしに取り入れたいと思う魅力ある新たな県産木製品を募集、選定するコンテストを開催し、身近に県産木製品に触れることができる機会の創出に取り組むとともに、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する『三重県「木づかい宣言」事業者登録制度』の推進に取り組みます。</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●森林・林業及び地域を担う人材の確保・育成 （森林・林業経営課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業への新規就業者や地域における多様な担い手を確保するため、県内や首都圏等で開催される就業・就職フェア等に出展し、情報発信や相談対応を行うほか、県内の高校生を対象とした林業職場体験研修や、自伐型林業に取り組むグループ等に対する技術研修などを実施します。 「みえ森林・林業アカデミー」において、既就業者を対象とした3つの基本コース（ディレクター育成、マネージャー育成、プレーヤー育成）のほか、林業体験講座や各種選択講座等を実施し、生物多様性の保全にも配慮した森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った人材、地域を担う新たな視点、多様な経営感覚を持った人材の育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 林業の新規就業者の確保を図るため、「三重県農林漁業就業・就職フェア」や首都圏等における「森林の仕事ガイダンス」において、林業就業希望者に対して相談対応を行いました。また、県立高等学校において、林業事業者での林業職場体験研修を開催（令和2～4年度：延べ11校）しました。 「みえ森林・林業アカデミー」において各種講座を実施し、林業人材の育成を行いました。 <p>【受講者数】 R2年度：基本コース 28名、市町職員講座 9名、選択講座 152名、林業体験講座 8名、公開講座 87名 R3年度：基本コース 30名、市町職員講座 13名、選択講座 181名、林業体験講座 10名、公開講座 115名 R4年度：基本コース 30名、市町職員講座 13名、選択講座 149名、林業体験講座 6名、公開講座 33名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、林業への新規就業者や地域における多様な担い手を確保するため、県内の林業へ就業を希望する者を対象とした林業就業支援研修やインターンシップの実施や、県が開催する移住相談会や首都圏等で開催される就職相談会等への出展、三重の林業をPRするためのセミナーの開催のほか、県内の高校生を対象とした就業相談会の開催や林業職場体験研修等に取り組んでいきます。 令和5年4月に完成したみえ森林・林業アカデミー新校舎を活用し、ICTなどにも精通した次代を担う林業人材の育成を進めるとともに、新校舎を木造建築物の教材としても活用していきます。また、(公社)みえ林業総合支援機構と連携した人材の育成や、建築士や建築学科等の高校生等を対象とした中大規模建築や非住宅等の木造提案を行える建築人材の育成研修を実施するなど、みえ森林・林業アカデミーの講座がより魅力的なものとなるよう、引き続きカリキュラムのブラッシュアップを図っていきます。加えて、アカデミー修了生がプロジェクト活動を実践していくために必要な支援等に取り組んでいきます。

② 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生（取組方針2-2）

<p>●緑の循環の推進による持続可能な森林経営の実現 （森林・林業経営課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の森林資源は充実し、利用期を迎えています。森林資源を有効に活用し、「植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環を進めるため、確実な再生林の実施と一体的に行う獣害防止柵の設置を支援するなど、持続可能な林業生産活動を促進します。 国民の3割が花粉症に罹患していると言われており、花粉発生源対策を推進するため、利用期を迎えた森林の伐採とともに、無花粉・少花粉スギ・ヒノキ等への転換を進める必要があります。こうした花粉症対策苗木の増産、安定供給に向けた取組を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な林業生産活動を推進するために、再生林および獣害防護柵の設置に対して支援を行いました。 <p>【支援した再生林の面積及び防護柵の延長】 R2年度：72.95ha・23,109m R3年度：48.83ha・19,124m R4年度：40.68ha・26,946m</p> <ul style="list-style-type: none"> 花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木への植替えを進めました。また、花粉の少ない苗木の生産に向けて採種園の整備や種苗生産事業者への講習を行いました。 <p>【花粉の少ない苗木への植替え面積】 R2年度：0.70ha R3年度：6.03ha R4年度：4.70ha</p> <p>現在、県の採種園で採取された種子から274,000本の花粉の少ない苗木が生産されており、県内で生産している苗木の59%を占めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 森林の循環利用「伐って、使って、植えて、育てる」を推進し、多様な森林づくりを進めるため、充実した森林資源を利用するための主伐を促進させるとともに、伐採後の確実な再生林が行われるよう引き続き支援します。 再生林をより加速させるため、造林コストの低減に寄与する成長の早い苗木の植栽を進める必要があります。また、生物多様性の一部である森林から人間への影響を勘案すると、国民の4割が罹患していると言われており花粉症の対策のために、植栽する苗木には花粉の発生が少ないことも求められます。このことから、これまで以上に成長が早く花粉が少ない苗木の増産、安定供給に取り組みます。
--	---	--

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●水田生態系の保全 （農業基盤整備課） （農山漁村づくり課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて水田地域における魚類等の生物多様性の保全活動について支援していきます。 	<p>多面的機能支払交付金事業により、水田地域における活動組織が行う生物多様性の保全活動を支援しました。組織の具体的な活動内容は、生物の生育状況の把握（延べ172組織）、外来種の駆除（延べ42組織）、生態系保全（延べ107組織）でした。</p> <p>（農業基盤整備課） （農山漁村づくり課）</p>	<p>引き続き、農村地域の活動組織による生物多様性の保全活動について支援していきます。</p> <p>（農業基盤整備課） （農山漁村づくり課）</p>
<p>●沿岸漁場の生態系の回復 （水産基盤整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産資源を持続的に利用し、安定的に提供するため、魚礁などの整備を進めます。 	<p>計画期間中、里海の保全と利用に該当する魚礁整備は実施しておりません。</p>	<p>引き続き、水産資源を持続的に利用し、安定的に提供するため、魚礁などの整備を進めます。</p>
<p>●森林整備の推進による公益的機能の確保 （森林・林業経営課） （治山林道課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適正な森林管理を行うとともに、樹種や林分構造が多様な「構造の豊かな森林づくり」を進めます。 適切な森林管理を推進するため、森林資源情報の効果的な把握と活用に努めるとともに、新たな森林経営管理制度を活用した計画的な森林整備を促進します。 災害に強い森林づくりを一層進めるため、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害緩衝林整備や流域防災機能の強化を図るための森林整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 人工林のうち公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う森林を「生産林」、水源涵養や土砂流出防止、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全といった公益的機能の発揮を期待する森林を「環境林」と位置づけ、植栽や間伐の森林整備を進めました。 【生産林での植栽・間伐、環境林での間伐の面積】 R2年度：74.06ha・1,729.90ha、1,148.48ha R3年度：49.75ha・1,985.53ha、1,495.27ha R4年度：41.95ha・2,385.11ha、1,057.05ha 航空レーザ測量により取得した情報や解析データ等の詳細な森林資源情報、精度の高い3次元地形データを森林クラウドで共有するなど、市町の森林管理を支援しました。（令和4年度末時点：14市町で約1,871㎥整備） 新たな森林経営管理制度に基づき市町が行う森林整備事業の推進を支援するため、みえ森林管理支援センターにアドバイザーを配置し、研修会開催や相談対応、巡回指導等を行いました。その結果、令和4年度末までに20市町が森林所有者に対する意向調査を実施し、このうち9市町が経営管理権集積計画を作成、さらにこのうち8市町が市町村森林経営管理事業を実施しました。 <p>（森林・林業経営課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害に強い森林づくりに向け、「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出等による災害緩衝林の整備を実施しました。 <p>【実施箇所数】 R2年度：30箇所、R3年度：30箇所、R4年度：32箇所</p> <p>（治山林道課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、森林ゾーニングに応じた適正な森林管理を進めます。 今後も、森林資源情報を効果的に活用しながら、森林経営管理制度に基づき適切な森林管理を推進します。 （森林・林業経営課） 災害に強い森林づくりのため、引き続き、事業を実施した効果について、林業研究所による調査・研究をもとに検証するとともに、事業の必要性を県民にPRする必要があります。

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●災害に強い森林づくりの効果検証 （林業研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林が有する流木・土砂災害防止機能を高めるため、県が進めている「災害に強い森林づくり推進事業」の効果検証に継続して取り組みます。 	<p>みえ森と緑の県民税で実施する災害緩衝林整備事業において、以下のとおり調査を行うことで事業効果を科学的に検証しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹木根系による斜面安定効果調査を行ったところ、調整伐後の樹木根系発達による斜面安定向上効果が明らかになりました。 ドローンを用いた空撮画像の解析により、事業実施箇所の森林状況の変化を把握しました。 整備森林における危険木発生状況調査を行い、事業により危険木を除去した溪流における事業実施後の倒流木等の発生状況が明らかになりました。 <p>なお、試験により得られた成果は、学会等で発表するとともに、学術誌や普及誌等で随時公表し成果の普及に努めました。</p>	<p>引き続き、災害に強い森林づくり推進事業の効果検証を継続して取り組みます。</p>
<p>●農業及び農村の多面的機能の発揮 （農山漁村づくり課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土の保全、水源かん養、良好な景観形成など、農業及び農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、地域で取り組む農地、農業用水路、農道等の地域資源の維持保全活動、農村環境保全活動（生態系保全、水質保全、景観形成など）を支援します。 農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産活動の継続を通して多面的機能の維持・発揮のための活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業および農村の多面的機能の維持・発揮に向け、国の交付金を活用し、多様な主体の参画による、農地・農業用施設の保全活動、農業体験活動、生態系の保全、景観形成などの地域活動の支援を行い、農村地域を支えていく取組活動組織の認定農用地面積が拡大しました。 <p>【認定農用地面積】</p> <p>R2 年度：745 組織 29, 207ha R3 年度：755 組織 29, 576ha R4 年度：769 組織 29, 999ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産条件が不利な中山間地域等における農業および農村の多面的機能の維持・発揮に向け、国の交付金を活用し、農業生産や共同活動の支援を行い、活動を続ける集落協定を締結した面積が拡大しました。 <p>【協定締結面積】</p> <p>R2 年度：220 集落 1, 950ha R3 年度：227 集落 2, 093ha R4 年度：229 集落 2, 161ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農村における地域資源の維持・保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続に向け、地域内外の学校や企業といったさまざまな主体の参画を促すとともに、引き続き、活動に取り組む集落を支援します。 <p>◆令和 11 年度までの目標 多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む区域：毎年度 300ha 増 中山間地域等直接支払制度を活用する協定集落が取り組む区域：毎年度 17ha 増</p>
③自然環境保全活動の連携促進（取組方針 2－3）		
<p>●NPO・市民活動の推進・市民活動の場や交流の機会の提供 （ダイバーシティ社会推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性にかかる活動を行う NPO や市民活動団体が、新たな協働先、人材、資金、情報などを得ることで活動内容の充実や活動基盤の強化ができるよう、「みえ県民交流センター」という活動・交流の場の提供、セミナーの開催、ホームページ、SNS や情報誌による情報発信等に取り組みます。 	<p>みえ県民交流センターは、NPO など市民活動団体の活動拠点・交流の場として活用されているほかホームページ、ウェブマガジン、SNS などにより、市民活動に関する情報発信を行っています。</p> <p>さらに、掲示スペースにおいて、イベント情報や助成金等に関する情報を入手しやすいようにし、NPO 活動の支援を行っています。</p>	<p>生物多様性にかかる活動を行っている NPO などの市民活動の支援及び基盤強化のため、交流スペース等において利用しやすい環境づくりを推進するとともに、NPO 活動の支援、新たな人材の参画を促すため、ホームページ、ウェブマガジンや SNS 等を通じて、広く情報の発信を行っています。</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●里地里山保全活動の推進 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、みえ生物多様性パートナーシップ協定を活用し、企業や市町等関係機関の協力を得ながら、各地域のNPO団体等が行う竹林整備等の里地里山整備や希少野生動植物の保全活動に対する支援に取り組んでいきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山整備に取り組む新規認定団体の増加に努めるとともに、認定を受けた団体が行う里地里山の保全に資する自主的な活動を促進するために、企業の協力を得ながら活動に必要な経費について支援しました。 <p>【新規認定団体数】 R2年度：3団体、R3年度：2団体、R5年度：1団体</p> <p>【支援団体数】 R2年度：6団体、R3年度：6団体、R5年度：5団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、企業や市町等関係機関の協力を得ながら、活動認定団体への支援を実施することで、三重の豊かな自然を継承できるよう里地里山保全活動の推進に努めます。
<p>●宮川流域ルネッサンス事業の推進 （地域支援課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮川流域地域の豊かな自然・歴史・文化を保全・再生しながら地域の活性化を図るため、宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、地域を支える多様な主体との協働のもと、協議会活動に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 宮川流域の自然や歴史等の魅力や流域で活動する個人、団体、企業等（以下、地域活動団体）の活動情報などをHP、SNS等で発信しました。また、令和2年度及び令和3年度には、宮川流域の魅力が詰まった写真の募集を行いました。 <p>【フォト応募数】 R2年度：233件（89名）、R3年度：260件（80名）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動団体の活動の活性化などにつながる情報を提供するとともに、地域活動団体間の交流・連携の機会を創出しました。また、令和2年度及び令和3年度には、地域活動団体等の持続的な運営及び活動につなげることを目的として講座を開催しました。 <p>【講座開催回数・参加人数】 R2年度：4回・77名、R3年度：1回・11名 （地域づくり推進課）</p>	<p>流域市町と県とで連携を図りながら、引き続き取組を継続していく予定であり、県においては、広域的な取組や市町・地域活動団体の活動の支援を推進していきます。</p> <p>今後は、リーフレット等を活用した宮川流域の魅力発信や、地域活動団体やその活動支援を行う市町職員等を対象にした研修等の支援を行っていきます。</p> <p>（地域づくり推進課）</p>
<p>●三重まると自然体験 （農山漁村づくり課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重の豊かな自然を、“体験”という形で活用し、国内外から多くの人を呼びこむとともに、自然の大切さへの理解の醸成を図ります。また、体験を通して地域や集まった仲間たちとの交流により、地域の活性化や自然環境の保全など様々な取組を展開していきます。 	<p>企業や市町、活動団体等と連携し、自然の循環を体感する環境スポーツイベント「SEA TO SUMMIT」「ジャパンエコトラック伊勢熊野ライド」などの各種自然体験イベントの開催（R4年度）、アウトドアに関連するイベントへの出展（R4年度：県内1件、県外4件）、アウトドア広報誌やメディア、HP等の活用により、三重の自然や自然体験の魅力を発信（R2年度：2件 R3年度：2件 R4年度：3件）しました。</p>	<p>農山漁村の資源を活用した「食」、「泊」、「体験」を楽しむ「農泊」を推進する中で、自然体験に係る人材育成や魅力発信に取り組んでいきます。</p>
<p>●エコツーリズムの推進 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊勢志摩国立公園におけるエコツーリズムの推進のため、引き続き海外からの誘客促進を高め、国内外からの集客・交流の拡大につなげるとともに、伊勢志摩国立公園に関わる人びとに対し更なる働きかけを行っていきます。 	<p>伊勢志摩国立公園の豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を来訪者や住民に再認識してもらうため、公園の指定日（11月20日）にあわせたイベントの開催、公園を紹介するリーフレットの作成・配布、公園内の園地や歩道を活用した森林教育を行うイベントの実施、SNSによる情報発信等を行い、公園の保全と活用を図りました。</p>	<p>令和8年には、伊勢志摩国立公園が設立80周年、吉野熊野国立公園が設立90周年を迎えます。この記念すべき年に向けて、プレイベント等を計画し、国立公園の豊かな自然や歴史・文化などの地域資源について周知し、公園の保全と活用を行っていく機運の醸成を図ります。</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●自然体験コンテンツ等の推進 （観光魅力創造課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の観光客のニーズやトレンドを踏まえ、体験コンテンツに関する部局や関係機関と情報共有しながら、連携していきます。 体験コンテンツに関する情報発信については、観光サイト「観光三重」の多言語化も含め、国内外への情報発信に努めるとともに、JNTOなど関係機関との連携も進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設を拠点とした旅行者の長期滞在を推進するため、専門家による伴走支援のもと、三重ならではの魅力的な体験プランを造成しました。（36事業者46プラン）また、体験・アクティビティの魅力の向上に重要な要素であるガイドのスキルアップに向けて、県内で体験コンテンツの運営に実績のある事業者5名の方を講師とした研修会を実施しました。 観光サイト「観光三重」と連携し、体験コンテンツ・アクティビティなど本県の魅力を国内外に向けて発信しました。 	<p>宿泊施設を拠点とした旅行者の地域での長期滞在をさらに促進するため、「三重ならではの」コンテンツ造成や体験コンテンツの高付加価値化、販売促進に向けたプロモーション等に取り組みます。</p> <p>引き続き、（公社）三重県観光連盟と連携し、本県の魅力的な体験コンテンツ・アクティビティなどを観光サイト「観光三重」において国内外に向けて発信します。</p>
<p>●環境保全活動の広域ネットワーク化 （大気・水環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動団体やCSR活動の一環で清掃活動等を行っている企業等（特に事業所周辺での清掃活動等の街中で活動をされている企業）への呼びかけを継続して行います。 	<p>岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市が連携してさまざまな主体に呼びかけを行い、森川海のつながりを意識しながら協働・連携して「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を実施し、海洋ごみ発生抑制対策を広域的に展開しています。</p> <p>【県内参加者】 R1年度：30,105人、R2年度：23,699人、R3年度：17,496人、R4年度：23,252人</p>	<p>岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市が連携して、引き続きさまざまな主体に呼びかけを行い、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を実施し、海洋ごみ発生抑制対策を広域的に展開していきます。</p> <p>大作戦への活動への参加は、HPやSNS等を用いて広く呼びかけ、清掃活動の様子についても、パンフレットやHPに掲載し、参加者の活動を応援していきます。</p>
<p>●多様な主体による海岸漂着物対策 （大気・水環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月、伊勢湾総合対策協議会の中に「海岸漂着物対策検討会」を組織し、生態系にも悪影響を及ぼすと考えられている海岸漂着物の発生抑制等に、三県一市が協力して取り組んでいます。 	<p>令和3年度から、岐阜県、愛知県、三重県の三県で伊勢湾流域圏の複数自治体による地域計画の策定について検討を始め、令和4年度には、発生抑制に関する県民の意識調査を実施するとともに、計画の策定に向けた取組を進めました。</p>	<p>海洋ごみの回収処理や発生抑制対策について、さらに進めていくため、従来の三重県海岸漂着物対策推進会議とは別に岐阜県、愛知県、三重県の三県が共同して「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（仮称）」を令和5年度中に策定する予定です。</p>
<p>●多様な主体の参画による県有地の利用 （水資源・地域プロジェクト課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人が自然とのかかわり合いを通じて、持続的に手入れを行い、自然の恵みを享受していた「里山」利用をモデルに、大仏山地域において、多様な主体の参画による多様な土地利用を行っていくことで、人々の楽しみ・生き甲斐・喜びを創出していきます。 	<p>地元の小学校や市民団体、少年団に対して、チラシの配布や情報提供を行い、利用の働きかけをしました。その結果、自然観察・体験イベント等を開催していただき、多様な主体による多様な土地利用を達成しました。</p> <p>【イベント回数】 R2年度：11回、R3年度：5回、R4年度：7回</p>	<p>人が自然とのかかわり合いを通じて、持続的に手入れを行い、自然の恵みを享受していた「里山」利用をモデルに、大仏山地域において、多様な主体の参画による多様な土地利用を行っていくことで、人々の楽しみ・生き甲斐を創出していきます。また、今後は健康増進等様々な用途を考慮し、新たな団体にも働きかけを行う予定です。</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
取組方針3 生物多様性への負荷の抑制		
① 外来生物による被害防止（取組方針3－1）		
<p>●外来生物対策の普及啓発 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県 HP で外来生物について広く啓発するとともに、関係者への研修やイベントでの啓発物の配布等、きめ細かい普及啓発を行います。併せて、野生生物保護啓発ポスターコンクールを活用し、外来生物防除対策について、県内の小中学校等への普及啓発を行います。また、市町や関係機関等に対して、外来生物対策に係る各種の情報提供を行うなど、外来生物対策の円滑な推進を図ります。 侵略的外来種について、その定着経路に関する情報の把握に努めるとともに、防除の優先度を整理し、各主体の適切な役割分担のもと対策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> イベントにて生物多様性に関する下敷きやクリアファイルの配布を行うとともに、県内初めて発見された特定外来生物について県 HP で啓発を行いました。 侵略的外来種については、発見経緯の整理や生息範囲の把握をし、関係主体と連携をして対策を進めました。 	<p>市町や関係機関等と適宜連絡調整を図り、特定外来生物に係る生息状況の情報を共有することで、その定着経路に関する情報の把握に努め、各主体の適切な役割分担のもと対策を進めます。また、県民に対しても、県 HP やイベント時の講和などで外来生物対策を広く啓発します。</p>
<p>●自然公園区域内の外来生物対策 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生態系維持回復事業により藤原岳で生育する外来種ハルザキヤマガラスの駆除活動を実施します。 	<p>生態系維持回復事業により藤原岳で生育する外来種ハルザキヤマガラスの駆除活動を実施しました。</p>	<p>引き続き、生態系維持回復事業により藤原岳で生育する外来種ハルザキヤマガラスの駆除活動を実施します。</p>
<p>●外来生物の駆除活動 （農業基盤整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ため池改修工事等にあわせ、外来種の生物状況を把握し、地域の団体等と協働し必要に応じて駆除活動を実施していきます。 	<p>ため池改修事業 38 地区について、有識者等専門家の協力を得ながら生物調査を実施しました。また、外来種が確認された地区については、ため池管理者の協力のもと工事実施前に駆除活動を実施しました。</p>	<p>今後もすべての事業実施箇所において、生物調査等を実施、必要な場合は生物多様性の保全に配慮した整備を進めるとともに、事業完了後にも調査を行ってその効果を検証することにより、農業・農村における生物多様性の保全を図っていきます。</p>
<p>●外来生物に対する的確な情報提供とアドバイス （総合博物館） （林業研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> レファレンスサービスや同定会を開催し、利用者の相談に応じていきます。また、ヒアリ等の新たな外来生物の侵入に備えて、県関係機関や市町環境行政担当者を対象に開催する外来生物関連研修会やみどり共生推進課からの外来種の同定依頼に対して協力します。（総合博物館） 森林等に害を及ぼす恐れのある外来生物の防除対策に係る研修会の開催に協力します。また、市町、関係団体等からの相談に応じ、情報提供やアドバイスを行うとともに、市町、関係団体等からの森林等に害を及ぼす恐れのある外来生物防除対策に関する調査研究等への協力依頼に応じ、侵略的外来生物の早期発見や定着防止に向けた調査研究に取り組んでいきます。（林業研究所） 	<ul style="list-style-type: none"> みどり共生推進課からの外来種の同定依頼だけでなく、現地指導、専門家のヒアリングを介して、適切な手段を講じる指導・助言を行いました。（総合博物館） 特定外来生物のクビアカツヤカミキリについて、被害が確認された地域において被害モニタリング調査を行い、年度ごとの被害状況を把握するとともに防除作業による被害防除効果を明らかにしました。なお、調査により得られた成果は、学会等で発表するとともに、普及誌等で公表し周知を図りました。（林業研究所） 	<p>今後も、ヒアリ等の新たな外来生物の侵入に備えて、外来種の同定依頼等に対して協力します。（総合博物館）</p> <p>引き続き、市町、関係団体等からの森林等に害を及ぼす恐れのある外来生物防除対策に関する調査研究等への協力依頼に応じ、侵略的外来生物の早期発見や定着防止に向けた調査研究に取り組んでいきます。（林業研究所）</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●内水面漁業の特定外来生物対策 （漁業環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「内水面漁業の振興に関する法律」及びその基本方針に即して、内水面水産資源の回復を図り、漁業環境の再生に資するため、漁業者が行う特定外来生物による食害対策を支援します。 	<p>外来魚による食害防止対策を実施する内水面漁業協同組合等に対し、ブラックバス駆除（R2年度：2件、R3年度：3件、R4年度：3件）及びニゴイ駆除（R2年度：1件、R3年度：1件、R4年度：1件）に係る経費を補助し、在来魚の保護やアユ等の種苗放流事業の効果の向上に係る漁業協同組合の取組を支援しました。</p> <p>（水産資源管理課）</p>	<p>今後も、漁業環境の再生に資するため、漁業者が行う特定外来生物による食害対策を支援します。</p> <p>（水産資源管理課）</p>

② 獣害・病害虫に強い農山村づくりの推進（取組方針3-2）

<p>●ニホンジカの捕獲モデルの検証 （林業研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林被害や農業被害をもたらすニホンジカの生息密度の低下や、低下した後の低密度状態の維持を目的とした捕獲モデルの検証を行います。 	<p>農林併行捕獲が実施されている捕獲実証試験地の山林に自動撮影カメラを設置し、捕獲数と出現頻度の関係を調査しました。その結果、集中捕獲により出現頻度が低下した場合でも、その後捕獲圧を下げると3~4年程度で急速に出現頻度が増加することがあると確認できました。一方、農林併行捕獲を継続している地域では出現頻度の減少傾向を保っていました。このことから、ニホンジカ防除のためには高い捕獲努力を継続することが重要であることが明らかとなりました。</p> <p>また、誘引餌の嗜好性の調査及びびくり罠の改良を行い、ニホンジカの効果的な捕獲方法を検討しました。</p> <p>なお、調査により得られた成果は学会等で発表するとともに、普及誌等で公表し周知を図りました。</p>	<p>今後も、農林業における獣害防止に向けた捕獲技術の検証を行います。</p>
<p>●野生獣の利活用の促進 （フードイノベーション課）</p> <ul style="list-style-type: none"> みえジビエの消費拡大に向け、「NPO法人みえジビエ推進協議会」と連携して、商品開発や販路拡大などの取組を進めます。 また、平成30年度に新たに制定した「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用により、みえジビエのさらなる安全性や品質の確保に努めるとともに、安定供給に向けた体制の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際ホテル・レストラン・ショーにブース出展し、都市圏の飲食店や小売店舗への販路開拓を図りました。（対応バイヤー数 R2年度：110者、R3年度：112者、R4年度：189者） また県内においては、みえジビエフェア（参加店舗数 R2年度：22店舗、R3年度：34店舗、R4年度：16店舗）や県内農産物直売所でみえジビエライブクック（R4年度：11月20日、1月28日開催（各日20名参加））を開催し、一般消費者に向けた知名度向上を図りました。 県内外の事業者と連携し、コラボメニューや松阪牛&みえジビエ鹿肉ブロック詰め合わせセットの開発など、取引先からの意見を反映したみえジビエ商品の改良、開発を実施し、新たな販路開拓を図りました。（開発商品数 R3年度：3品、R4年度：2品） みえジビエフードシステム登録希望者を対象に、みえジビエの取組、登録制度等についての研修を実施し、捕獲した個体の利活用を推進する人材の育成を図りました。（みえジビエ登録ハンター：49人、登録解体処理者：14人、登録マスター：21人、登録解体施設：5施設、登録加工施設：3施設、登録販売等店舗：76店舗） みえジビエの安定的な供給を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲支援をしました。（R2年度：539千円 61頭、R3年度：340千円 38頭、R4年度：243千円 27頭） 	<ul style="list-style-type: none"> これまでのみえジビエの取組を発展させ、新たな販路を開拓するため、県内小売店舗・アウトドア施設等へのPR・販路促進を行うとともに、取引先からの意見を反映し、みえジビエ商品の改良を実施します。 一般消費者に向けたみえジビエを使った料理教室の開催、県内主要タウン誌等への広告掲載等を行い、みえジビエの知名度向上につなげます。 解体処理施設における処理頭数増加に向け、捕獲した個体の利活用を推進する人材の育成および搬入方法や解体処理加工技術の向上等に関する技術研修を実施します。 安定的な供給体制を構築するため、指定の解体処理施設における捕獲個体の買取を支援するとともに、みえジビエにふさわしい個体の狩猟方法等を指導します。

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●集落住民の機運醸成とリーダーの育成 （獣害対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落代表者へのアンケート結果を踏まえ、地域の状況に応じたきめ細かな対応や早期の対策に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した大量捕獲システムについて、研修会（R3年度、R4年度）や「獣害につよい三重づくりフォーラム」（R3年度、R4年度）等を通じて普及を進めた結果、令和5年3月時点で16市町に41台が導入されました。 獣害対策の担い手確保については、集落のリーダーを対象にした集落実践者育成講座（R3年度：3回、R4年度：2回）や市町職員を対象にした指導者育成講座（R2～4年度：各2回）を開催するとともに、優れた活動に取り組む集落の表彰を行いました（R2～4年度：各1集落）。 	<p>被害金額は減少していますが、集落代表者アンケートでは、被害軽減を実感できていない集落も多くあることから、集落座談会の開催や体制作りなど地域の状況に応じたきめ細かな対応や対策に取り組む必要があります。</p>
<p>●新しい捕獲技術の開発と普及 （獣害対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで導入された、大量捕獲技術のより効率的な利用ならびに、普及に取り組む必要があります。 	<p>イノシシについては、市町境や奥山など市町による捕獲が難しい地域を中心に県が主体となった捕獲に取り組み、捕獲力の強化を図りました。</p> <p>【捕獲頭数】 R2年度：1,049頭、R3年度：995頭、R4年度：959頭</p>	<p>捕獲の効率化については、ICTを活用した大量捕獲システムに加えて、罟の見回りの効率化に有効な通知システムの普及にも取り組む必要があります。</p>
<p>●野生鳥獣の生息数管理の推進 （獣害対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ニホンジカについては引き続き、第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲を積極的に進め、森林等における生息数管理を適切に行うことにより計画を進捗させていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害金額の最も大きいニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき生息数のモニタリングを行うとともに計画的な捕獲に取り組み、生息頭数の減少に繋がりました。 <p>【推定生息頭数】 R2年度：48,800頭、R3年度：44,800頭、R4年度：36,600頭</p>	<p>ニホンジカについては、引き続き、第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的な捕獲に取り組み、農地や森林における適切な生息数管理を進めていきます。</p>
<p>●農作物被害を軽減するための獣害対策技術の開発 （農業研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ等有害動物による農作物被害を軽減させるため、現地の状況に合わせ、地域が主体となった防護柵による被害対策やICT大型捕獲檻による捕獲技術、ニホンザル群の継続的なモニタリング等、普及効果の高い獣害対策技術や調査手法等の開発と実証に取り組んでいます。 	<p>ニホンジカやイノシシを対象とした金属柵下部の機能強化技術として、通電線をワイヤーメッシュに容易に設置可能な碍子を企業等と共同開発しました。その結果、一般的な電気柵設置手法と比較して、設置所要時間を約2割、資材費を約3割削減できるほか、通電線下の草刈りが容易になり、管理労力を軽減できています。なお、令和4年4月には商品化され、金属柵下部の機能強化技術の選択肢として普及することが期待できます。</p> <p>ニホンザルに対しては、大規模な個体数調整を実施した地域において、残存する5群のモニタリングを継続実施しました。個体数調整した群はいずれも分裂は認められず、遊動域にある地域の被害は低位に推移していることから管理は成功していると考えられます。</p> <p>アライグマに対しては、他県で開発された中型動物（アライグマ、ハクビシン等）対策の侵入防止柵を研修会等で紹介し、徐々に普及し始めています。</p>	<p>引き続き、獣類による農作物の被害低減を図るため、獣類の生態に基づいた適切な被害防止や捕獲の技術開発等に関する研究を行います。</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●病虫害発生予察・防除対策</p> <p>（病虫害防除所） （林業研究所） （治山林道課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林や作物等に害を及ぼす病虫害について、現在の発生状況や被害状況及び病虫害の発生に大きな影響を与える気象などについて、必要な調査を行い、これらのデータを解析することで、今後の病虫害発生を予測し、防除の活用に向けた情報提供を行っています。 最近被害が問題になっている病虫害や新たに発生した病虫害の生態や防除対策についてホームページに取り上げ、防除対策のポイントや各種病虫害の生態等について解説しています。 毎月、県内全域で延べ109種の主要農作物の病虫害発生状況を調査し、今後の発生予想を作物別に発表しています。病虫害の発生や作物の生育状況及び気象予測をもとに、データを解析し今後の病虫害発生を予測したうえで、効率的な病虫害防除技術を関係機関や報道機関に情報発信しています。 （病虫害防除所） 最近、農作物の被害が問題になっている病虫害や、侵入害虫など新たに発生した病虫害について、その生態や防除対策のポイントについても情報発信し、発信した情報は、ホームページに掲載してだれでもいつでも閲覧できます。 （病虫害防除所） 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年4月に伊賀市下友生および志摩市大王町の山林から、マツノマダラカミキリの寄生木を採取し、林業研究所構内で発育状況と脱出状況の調査を行うことで、予測した発生時期と実際の発生日をホームページで公開しています。 （林業研究所） マツクイムシの被害について、年3回（9月、12月、3月）調査を行い、被害状況の把握を行っています。 （治山林道課） 県内全域で、主要農作物の延べ108種の病虫害発生状況を調査しました。また、地域への侵入に関して特に警戒が必要な特に病虫害について、侵入警戒調査を行いました。 【侵入警戒調査】 R2年度：3種類 17地点 R3年度：3種類 17地点 R4年度：4種類 19地点 （病虫害防除所） 作物の生育状況及び気象予測に基づく予測を行い、病虫害発生状況の予報を作物別に計21回（年間7回）発表しました。また、特に多発が予想される病虫害や、新たに発生した病虫害については、「注意報」「特殊報」「技術情報」として、その生態や防除対策のポイントを含めて情報発信するとともに、報道機関、市町、関係機関等に提供されるほか、ホームページに掲載しました。また、ホームページでは各農作物の病虫害の発生状況や影響のある気象状況について随時更新を行いました。 （病虫害防除所） 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、森林や作物等に害を及ぼす病虫害について、現在の発生状況や被害状況及び病虫害の発生に大きな影響を与える気象などについて、必要な調査を行い、これらのデータを解析することで、今後の病虫害発生を予測し、防除の活用に向けた情報提供を行っています。 （林業研究所） 植物防疫法の改正により、調査対象となる主要農作物の病虫害が延べ139種類に拡大され、侵入警戒調査の対象病虫害は22種類（延べ54地点）と拡大されます。これに対応して、AIを活用した調査活動の効率化・省力化や、DXを活用した病虫害発生予測作業の迅速化を行います。 （病虫害防除所） 今後もマツクイムシの被害状況の把握、発生時期の予察について、関係機関と連携し、継続して実施します。 （治山林道課）

③ 環境汚染による自然環境への影響の抑制（取組方針3-3）

<p>●浄化槽の適正な維持管理の促進</p> <p>（大気・水環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽保守点検業者への研修会や、浄化槽管理者への普及啓発等を行うことにより、浄化槽の適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質保全を図ります。 	<p>浄化槽管理士を対象とした研修や、浄化槽法定検査の受検奨励事業を実施し、浄化槽の適正管理を促進しました。</p>	<p>引き続き、浄化槽管理士を対象とした研修や、浄化槽法定検査の受検奨励事業を実施し、浄化槽の適正管理を促進し、公共用水域の水質保全を図ります。</p>
<p>●生活排水対策の総合的な推進</p> <p>（大気・水環境課） （農山漁村づくり課） （水産基盤整備課） （下水道事業課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、地域の実状を踏まえた生活排水処理施設の整備の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、合併処理浄化槽への転換や、公共浄化槽の整備を促進しました。 【生活排水処理施設整備率】 R2年度：87.6%、R3年度：88.2%、R4年度（速報値）：89.1% （大気・水環境課） 「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、農業集落排水施設整備は令和2年度で148地区すべてが完了しました。 （農山漁村づくり課） 	<p>引き続き、県費による上乗せ補助等により、合併処理浄化槽への転換や、公共浄化槽の整備を促進します。 （大気・水環境課）</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●生物指標を用いた水質判定の普及啓発 （大気・水環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が身近に河川の観察ができるよう、生物指標を用いた水質判定（みえ・川の健康診断事業）の普及・啓発に取り組みます。 	<p>身近な自然と触れ合い、環境問題への関心を高めるとともに、広く水環境保全の普及啓発を図ることを目的に、県民の方々が身近に河川の観察ができるよう、生物指標を用いた水質判定（みえ・川の健康診断事業）の普及・啓発に取り組みました。</p> <p>参加者は、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症にかかる状況を踏まえ中止となっていましたが、令和4年度の参加団体数は国管理の河川の調査結果も合わせると19団体、延べ人数705人の方々に調査が行われました。</p>	<p>引き続き、住民が身近に河川の観察ができるよう、生物指標を用いた水質判定（みえ・川の健康診断事業）の普及・啓発に取り組みます。</p>
<p>●伊勢湾の水質保全のための広域的な取組 （政策提言・広域連携課） （大気・水環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市で構成する伊勢湾総合対策協議会で作成した「伊勢湾の総合的な利用と保全にかかる指針」に基づく水質保全等の広域的な取組を行います。 <p>また、伊勢湾流域圏において、より良い水循環のもと、多様な生物が生息・生育できる「健全な伊勢湾」の再生をめざす「伊勢湾再生行動計画（国と東海三県一市等で構成する伊勢湾再生推進会議で策定）」を着実に推進します。</p>	<p>伊勢湾総合対策協議会の事務局として、三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）等が連携し、下記の取組を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① NPO と連携した取組（海岸漂着物対策部会） 例年、清掃活動および意見交換会を実施。令和4年度には鳥羽市答志島奈佐の浜で実施しました。環境団体との連携を図るとともに、海岸保全活動に協力することができました。 【参加者数】R2年度：中止、R3年度：中止、R4年度：162名 ② 啓発物品の作成（海岸漂着物対策部会） 啓発物品（軍手、バイオマスゴミ袋）を三県一市で共同作成し、配付しました。ごみの投棄防止や適正処理、海岸漂着ゴミ対策について周知・啓発することができました。 ③ 政策提言活動の実施（海岸漂着物対策部会） 確実に海岸漂着物対策を推進するために、国補助金の安定的かつ十分な予算の確保等について環境省に提言しました。（R2年度：1回、R3年度：1回、R4年度：1回） ④ 研修会の開催（水質部会） 例年、伊勢湾およびその流域圏の再生・保全に関する研修会を開催。令和4年度には、専門家を招いて「下水道管理運転」と「ブルーカーボン」に関する講演会を開催しました。伊勢湾の再生・保全に向けた普及啓発を行う上で、関係職員が伊勢湾の状況を認識し、意識を高めることができました。（R2年度：中止、R3年度：中止、R4年度：1回） <p>また、「伊勢湾再生推進会議」の事務局である国土交通省中部地方整備局と連携し、年度ごとの施策の進捗把握や行動計画の見直し等を行いました。（R2年度：2回、R3年度：2回、R4年度：2回）</p> <p>（政策提言・広域連携課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾およびその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）等との連携協力により、普及啓発物品（軍手、バイオマスゴミ袋）の共同作成・配布、国への提言・提案等を実施しました。平成29年度に策定した「伊勢湾再生行動計画（第二期）」に基づき、伊勢湾の再生に向けて汚濁負荷量削減等のさまざまな取組を進めています。 <p>（大気・水環境課）</p>	<p>引き続き、伊勢湾総合対策協議会の枠組みを活用して、情報交換や関係機関との調整を行うとともに、三県一市の連携による調査研究、啓発活動等を支援します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①NPO と連携した取組（海岸漂着物対策部会） 広く三県を活動拠点としている「22世紀奈佐の浜プロジェクト委員会」の主催する主な活動に積極的な参加で関与します。 ②啓発物品の作成（海岸漂着物対策部会） ごみの投棄防止や適正処理、海岸漂着ゴミ対策について周知・啓発のため、三県一市で啓発物品を共同購入し、イベントなどで配布します。 ③政策提言活動の実施（海岸漂着物対策部会） 伊勢湾における海岸漂着物対策など、各県市が抱える伊勢湾の環境保全に係る課題の解決に向けて、国へ提言活動を引き続き行うことを含め、必要性について検討します。 ④ 研修会の開催（水質部会） 伊勢湾及びその周辺地域の環境保全を図るため、主に伊勢湾再生行動計画に基づく議論や情報交換、調査研究成果の情報発信等を実施します。 <p>また、今後も「伊勢湾再生推進会議」の事務局である国土交通省中部地方整備局と連携し、年度ごとの施策の進捗把握や行動計画の見直し等を行います。（政策提言・広域連携課）</p> <p>引き続き、三県一市で構成する伊勢湾総合対策協議会で作成した「伊勢湾の総合的な利用と保全にかかる指針」に基づく水質保全等の広域的な取組を行います。（大気・水環境課）</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●河川や海域の水質を継続的に監視 （大気・水環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川、海域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、水環境の保全を図ります。 	<p>河川における環境基準（BOD）達成率は近年90%以上で推移しています。海域における環境基準（COD）達成率についても改善傾向にありますが、閉鎖性水域である伊勢湾では、毎年、貧酸素水塊が発生している状況です。</p> <p>令和4年度には、環境基準の達成と、生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、第9次水質総量削減計画を策定しました。</p>	<p>河川、海域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、水環境の保全を図っていきます。</p> <p>また、環境基準の達成と、生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、第9次水質総量削減計画に基づき、関係機関が連携しながら水環境管理施策に取り組んでいきます。</p>
<p>●下水道終末処理施設の適正管理 （下水道経営課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各流域下水道の終末処理施設から排出される放流水の水質が良好となるよう、施設の適正な維持管理を行います。 	<p>各流域下水道の終末処理施設から排出される放流水の水質が良好となるよう、指定管理者である公益財団法人三重県下水道公社との間で、下水道法等に基づく放流水質基準より厳しい、自主目標となる「目標放流水質」を設定し、放流水質を監視しています。</p> <p>◆三重県流域下水道事業経営戦略（令和2年3月）にかかる目標の達成状況 目標値：「目標放流水質」の適合率100% 結果：R2年度99.7%、R3年度100%、R4年度99.5%</p> <p>近年、湾内の栄養塩類の減少と生物生産性の低下の関連性が指摘されているため、冬季に排出水中の窒素及びりん汚濁負荷量を基準の範囲内でできるだけ多くする栄養塩類管理運転の取組が求められており、それを実施しています。</p>	<p>引き続き、指定管理者との間で「目標放流水質」を設定し、監視を続けていくことになるが、栄養塩類管理運転の試行の趣旨を踏まえ、冬季はできるだけ「目標放流水質」に近い値での放流に努めた上で、施設の適正な維持管理を行っていきます。</p> <p>◆三重県流域下水道事業経営戦略（令和2年3月） 目標：「目標放流水質」の適合率100%</p> <p>◆第9次水質総量削減計画（令和4年10月） 目標：栄養塩類管理運転の実施</p>
<p>●有害赤潮の予察技術の開発 （水産研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁場監視のために漁場環境調査を行うとともに情報提供を行います。また、ヘテロカプサ赤潮の発生シナリオを改良していくとともに、それ以外の有害赤潮についても予察技術の開発を行います。 	<p>熊野灘沿岸域（月1～2回）、伊勢湾口（月1回）、伊勢湾（月1回、冬季沿岸域週1回）における有害プランクトンの発生状況、海洋環境のモニタリングの実施とデータベース化、および有害プランクトンの消長と関連する環境要因の解析を行い、赤潮発生シナリオの構築さらには予察技術の開発に取り組みました。</p>	<p>引き続き、漁場監視のために漁場環境調査を行うとともに情報提供を行います。また、ヘテロカプサ赤潮の発生シナリオを改良していくとともに、それ以外の有害赤潮についても予察技術の開発を行います。</p>
<p>●工場、事業場排水の汚濁負荷の低減 （大気・水環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場への立入検査を行い、法令遵守の状況を確認し、必要な指導を行います。 	<p>継続的に工場・事業場への立入検査による監視・指導を実施することで、コンプライアンスの徹底を図り、排水基準に適合させるとともに、工場・事業場の環境意識を高めることで、環境負荷の削減を進めています。</p>	<p>引き続き、工場・事業場への立入検査を行い、法令順守の状況を確認し、必要な指導を行います。</p>
<p>●畜産経営に起因する水質汚濁を防止 （畜産課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して畜産環境問題の解決に取り組み、水質汚濁を防止していきます。 畜産農家に対し、硝酸性窒素等の暫定排水基準の改正について情報提供を行い、水質汚濁防止を啓蒙していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 畜産環境問題の解決に向けて、市町等と連携し、改善に向けて必要な情報提供や助言を行いました。また、必要に応じて、畜産農家と住民、市町、関係機関による話し合いの場づくりを働きかけ、関係者の相互理解と問題解決を図りました。 硝酸性窒素等の暫定排水基準の改正については、環境部局と連携し、県独自の周知チラシを作成し、市町等を通して畜産農家への情報提供を行いました。 	<p>畜産環境問題の発生を未然に防ぐため、既存の施設・機械の老朽化等により、施設整備が必要な場合は、国事業等を活用した支援を行うとともに、整備後もその効果が確実に発揮されるよう、普及センター等による技術支援を行っていきます。</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標とその活用 （農産園芸課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動に伴う環境への負荷軽減を図るため、抵抗性品種の導入や土着天敵の利用、輪作の実施等、利用可能なすべての防除技術を考慮して病害虫や雑草の被害を抑える総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及を図るため、IPM実践指標を策定・公表し、農業者に情報提供するとともに、適切な指導を行います。 	<p>IPMを実践するうえで必要な農作業の工程（管理項目）と各工程における具体的な取組内容（管理ポイント）を作物別の指標という形で示したIPM実践指標を策定・公表しました。（R5年3月末現在：指標策定・公表14品目）。</p> <p>各作物別にIPM実践指標モデルを示し、農業者自身の取組に当てはめることによって、現状把握と今後の営農に対する気づきに活用することができたと考えます。</p> <p>また、令和3年度は、4地区でスクミリンゴガイの発生抑制等に取り組み、令和4年度は、水稲いもち病とイチゴハダニ類についてIPM技術の活用により、地域の実情に応じた防除技術体系の確立に取り組みました。 （農産物安全・流通課）</p>	<p>「植物防疫法」の改正に伴い、化学農薬のみに依存しない、発生子防を中心とした「総合防除」を推進するため、総合防除計画を策定・公表するとともに、従来の防除対策では防除が困難な作物について、IPM技術の活用により、地域の実情に応じた防除技術体系の確立に引き続き取り組みます。 （農産物安全・流通課）</p>
<p>●化学肥料・化学合成農薬低減の取組 （農産園芸課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行の1/2以下に低減するとともに、「有機農業」、「IPM」、「カバークロップ」の3つのうちいずれかに取り組み農業者団体等の活動を支援します。そのうち、「IPM」、「カバークロップ」の取組においては、指標生物調査による生物多様性評価を実施します。 	<p>国の「環境保全型農業直接支払交付金」を活用して、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援しました（R5年3月末現在：12市町、23件、282ha）。化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業や、農薬の削減と組み合わせて水管理などを行うことによって、様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献することができたと考えます。 （農産物安全・流通課）</p>	<p>環境保全型農業は、地球温暖化の防止や生物多様性の保全といった環境面だけでなく、化学肥料の価格高騰に伴うコスト増大など農業経営面からも重要性が高まっています。</p> <p>このため、すでに取組を行っている市町をはじめ、未実施の市町についても個別に説明を行うなど改めて支援内容の周知に取り組み、国や市町と連携しながら、環境保全型農業の取組を一層推進していきます。 （農産物安全・流通課）</p>
<p>④地球温暖化の抑制（取組方針3－4）</p>		
<p>●地球温暖化対策の推進 （地球温暖化対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭や事業所での省エネや再生可能エネルギー導入の取組を促進し、温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、「三重県気候変動適応センター」と連携し、気候変動影響や適応についての情報収集や情報提供など、気候変動適応の取組を促進します。 <p>また、地球温暖化対策実行計画の計画期間が2020年度までであるため、計画の改定とあわせ、気候変動適応策を盛り込んだ総合的な計画として策定を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月に具体的な温室効果ガス削減の取組と気候変動影響への適応策をまとめた「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定し、さらに本県における脱炭素の取組を一層加速させるため、令和5年3月に改定しました。 家庭部門については、みえ省エネ家電購入応援キャンペーンやみえ省エネ家電推進協力店舗制度など、省エネルギー対策等を促進しています。 産業・業務部門については、三重県地球温暖化対策推進条例に基づき、温室効果ガス排出量に関する数値目標の設定や実施状況の報告などを義務付け、さらに各事業所に取組状況をヒアリングするなど、事業者の自主的な取組の一層の促進を図っています。 また、県内企業に対して脱炭素経営を支援するため、アドバイザーを派遣するなどし、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減の理解促進、温室効果ガス排出量の現状確認や削減目標の設定支援等を実施しています。（支援社数：R3年度3社、R4年度4社） 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、家庭や事業所での省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の取組を促進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。 「三重県気候変動適応センター」と連携して、気候変動影響や適応についての情報収集や情報提供など、気候変動適応の取組を促進します。

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●地球温暖化対策の普及啓発 （地球温暖化対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの利用等を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員による出前講座やイベントを実施して、地球温暖化対策の重要性や具体的な取組を広く県民に情報提供し、家庭における地球温暖化対策を普及啓発しました。 <p>【地球温暖化活動推進員等による出前講座等参加者数】 R2年度：3,163人、R3年度：3,769人、R4年度：8,126人 【イベント等の参加者数】 R2年度：918人、R3年度：5,700人、R4年度：3,490人 【地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合】 R2年度：88%、R3年度：100%、R4年度：95.5%</p>	<p>引き続き、温室効果ガス排出削減に係る取組を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、三重県地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、地球温暖化対策を促進します。</p>
<p>●森林整備によるCO2吸収源対策の強化 （森林・林業経営課） （治山林道課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適正な森林管理を行うとともに、樹種や林分構造が多様な「構造の豊かな森林づくり」を進めます。 適切な森林管理を推進するため、森林資源情報の効果的な把握と活用に努めるとともに、新たな森林経営管理制度を活用した計画的な森林整備を促進します。 災害に強い森林づくりを一層進めるため、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備や流域防災機能の強化を図るための森林整備を進めます。 	<p>取組方針2-2「森林整備の推進による公益的機能の確保」と同様</p>	<p>取組方針2-2「森林整備の推進による公益的機能の確保」と同様</p>
<p>●再生可能資源の利用によるCO2排出対策 （森林・林業経営課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材は、再生可能な環境に負荷の少ない資源であり、間伐材や木質バイオマス資源を適正に循環利用することにより、石油やコンクリートなどの鉱物資源の採取など比べ環境への負荷を軽減します。 木材の主要な用途である住宅や公共施設等における建築用材などのA材の需要拡大に向けた取組を進めるとともに、A材に付随して生産されるバイオマス用材の供給量の確保・増大に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> A材の需要拡大に向けて、建築士や県・市町の営繕担当者を対象とした「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、公共建築物等の木造設計を担うことができる人材の育成に取り組んだほか、公共建築物等に活用可能な耐久性等を有する県産材を使用した新製品の開発4件に対して支援を行いました。さらに、県内の住宅及び非住宅に県産材を目に見える形で活用した、優良な建築物に関わった者を表彰するみえの木建築コンクールを開催し、その事例を広く県民にPRすることで、A材の需要拡大に取り組みました。 また、バイオマス用材の供給量に関しては、木質バイオマス発電所の増加に伴い、十分な供給量を確保できていません。 	<p>引き続き、建築士や県・市町の営繕担当者を対象に「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催するとともに、公共建築物等に活用可能な耐久性等を有する県産材を使用した新製品の開発や試験・研究に対し支援を行い、非住宅分野における木材利用の推進に取り組めます。また、みえの木建築コンクールを開催し、県内の住宅及び非住宅に県産材を目に見える形で活用した優良事例を募集・PRすることで、A材の需要拡大に取り組みます。</p> <p>バイオマス用材については、A材の需要拡大に併せて、県産材の素材生産量を増大させることで安定的な供給につなげていきます。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
取組方針4 生物多様性保全の環境づくり		
① 生物多様性の理解促進（取組方針4－1）		
<p>●観察会・調査体験会の開催 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの自然への関心を高め、自然環境を支える将来の担い手となるきっかけづくりを行うため、企業、市町、NPO 団体等と連携して取り組む「みえ生物多様性パートナーシップ協定」などを活用し、子どもたちが参加する生物多様性にかかる調査体験会や観察会を開催します。 	<p>パートナーシップ協定を活用し、企業と連携として取り組んだ生きもの観察会では、参加した親子に対し、生物多様性に関する講話やクイズを行うことで自然への関心を育むとともに、生物多様性の下敷きや外来種のクリアファイルを配付することで普及啓発を行いました。</p>	<p>生きもの観察会や環境パネル展に参画・協力するとともに、これらのイベントの参加者に生物多様性に関する下敷きやパンフレットを配布することで生物多様性の重要性の普及啓発を行います。</p>
<p>●体験型・参加型の環境教育 （地球温暖化対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県環境学習情報センターなどの環境教育・環境学習の拠点施設を活用した体験型、参加型の講座や「夏のエコフェア」をはじめとするイベントなどを実施し、環境保全活動の普及啓発を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 三重県環境学習情報センターにおいて、体験型、参加型のイベントや主催講座、環境学習推進員による出前授業等を実施することにより、環境教育・環境学習の促進に取り組みました。 <p>【センター主催講座参加数】 R2 年度：1,363 人、R3 年度：1,074 人、R4 年度：2,118 人</p> <p>【出前講座参加数】 R2 年度：3,761 人、R3 年度：4,869 人、R4 年度：5,563 人</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学生の皆さんの地球温暖化防止に係る関心を高めるための取組として、三重県地球温暖化防止啓発ポスターコンクールを実施しました。 <p>【ポスターコンクール参加人数】 R2 年度：1,663 人、R3 年度：1,700 人、R4 年度：1,569 人</p>	<p>環境への負担が少ない持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆さんの行動変容を促していくため、引き続き「三重県環境学習情報センター」において、知識だけでなく、体験を通じて環境問題への気づき、環境配慮への行動を促進するような環境教育・環境学習に取り組みます。</p>
<p>●三重の豊かな自然と歴史を県民とともに探求 （総合博物館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然観察会や各種講座、ワークショップを実施するとともに、皆さんの協力も得ながら調査・研究活動を行い、展覧会等の機会において、来館者の皆さんに三重の多様な豊かな自然と歴史・文化について知っていただきます。 	<p>展覧会として令和2年度には「トピック展クジラはいるか！？」、令和4年度には「企画展 集まれ！三重のクジラとイルカたち」を開催し、それらに伴う講座やワークショップを実施しました。上記以外にも、冬鳥の観察会をはじめとした自然観察会、「ばたばた鳥をつくろう！」などのワークショップを多数実施しました。</p>	<p>自然観察会や各種講座、ワークショップを実施するとともに、県民の皆さんの協力も得ながら調査・研究活動を行い、展覧会等の機会を設けて、来館者の皆さんに三重の多様な豊かな自然と歴史・文化について知っていただきます。</p>
<p>●森林環境教育・木育の効果的な推進 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林に対する県民の理解と関心を高めるため、市町や団体等の様々な主体と連携して、森林環境教育・木育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育・木育を効果的に実施するため、指導者の育成や必要なプログラム等の提供、学習環境の整備など、「人づくり」、「場づくり」、「仕組みづくり」を進めます。 	<p>1. 人づくり</p> <p>① みえ森林教育シンポジウムの開催 令和5年2月に開催し、ワークショップやトークセッション、記念講演などを実施し、延べ524人が参加しました。</p> <p>② みえの森フォトコンテストの開催 写真撮影を通じて森林や木に親しみ、その大切さを知っていただくことを目的に、「三重の森林」をテーマで開催しました。</p> <p>【応募点数】R2 年度：71 点、R3 年度：154 点、R4 年度：309 点</p> <p>③ 森の学校の開催 森林や木について楽しく学ぶことを目的に森林散策や木工体験等を行う「森の学校」を開催（R2 年度：22 回、R3 年度：17 回、R4 年度：29 回）し、令和4年度には1,000人を超える参加がありました。</p>	<p>森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会づくりを目標に、森林や木、木材に親しみ、自ら考え判断して行動できる人を目標とする人物像とし、森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりにむけた教育や、森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなる教育、自ら考え、判断して行動する力を育む教育と必要な森林教育を推進していくとともに、森林教育に必要な環境づくりに取り組みます。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●森林環境教育・木育の効果的な推進</p> <p>【続き】</p>	<p>④ 森林教育指導者の育成 森林教育の推進に向けた指導者養成講座及び学校関係者を対象とした研修を実施しました。</p> <p>【実施回数・参加人数】 R2年度：11回・142人、R3年度：10回・119人、R4年度：10回・122人</p> <p>◆三重県の森林づくり基本計画 2019 にかかる指標の達成状況</p> <p>【森林環境教育支援市町数】 R2年度：目標 14 市町、実績 13 市町 R3年度：目標 17 市町、実績 13 市町 R4年度：目標 20 市町、実績 19 市町</p> <p>【地域に密着した森林環境教育・木育指導者数】 R2年度：目標 140 人、実績 147 人 R3年度：目標 160 人、実績 152 人 R4年度：目標 180 人、実績 182 人</p> <p>2. 場づくり</p> <p>①森林教育ステーションの認定 森づくりの大切さやの木材利用の意義を広く普及することを目的に、木製遊具や玩具に触れ、森林・林業について学べる常設型の森林教育施設を「みえ森林教育ステーション」に認定しています。</p> <p>【認定数】R3年度：6 件、R4年度：8 件</p> <p>②三重県民の森 森林教育ステーションの管理・運営 令和 3 年 11 月に開所した三重県民の森の森林教育ステーションにおいて、定期的に森林教育にかかるイベント等を実施しました。</p> <p>【利用者数】R4年度：9728 人</p> <p>◆三重県の森林づくり基本計画 2019 にかかる重点プロジェクトの成果指標の達成状況「みえ木育ステーション認定数」 R3年度：目標 20 か所、実績 6 か所 R4年度：目標 24 か所、実績 14 か所</p> <p>3. 仕組みづくり 森林教育の裾野を広げ、子どもから大人まで一貫した教育体制を構築し、主体的・対話的で深い学びの充実を図るためのプログラムを盛り込んだ 4 つの講座を開催するとともに、幼児教育関係者向けの支援策や、小学生向けの「みえ森林ワークブック」の開発と「副読本」の配布に取り組みました。</p> <p>① 子ども向け講座 開催日数 5 日間、参加人数 15 人</p> <p>② 指導者向け講座 開催日数 7 日間、参加人数 12 人</p> <p>③ 学生向け講座 開催日数 3 回、参加人数 8 人</p> <p>④ 企業向け講座 開催日数 2 日間、参加人数 15 人</p> <p>⑤ 幼児教育関係者向け支援 実施回数 1 回</p> <p>⑥ 小学生向け冊子の開発・発行・副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」を発行、県内の小学校に通う小学 5 年生に配布。 (林業研究所)</p>	<p>◆三重県の森林づくり基本計画 2019 にかかる指標の実施状況</p> <p>「森林環境教育支援市町数」 R10. 目標 29 市町</p> <p>「地域に密着した森林環境教育・木育指導者数」 R10. 目標 300 人</p> <p>重点プロジェクトの成果指標の実施状況「みえ木育ステーション認定数」R5. 目標 29 か所 (林業研究所)</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●環境保全活動・環境教育の取組 (小中学校教育課) (高校教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、地域や家庭と連携しながら「学校環境デー」を中心とした取組の充実を図るとともに、創意工夫ある取組事例等を県のWebサイトに掲載するなど、広く情報発信します。 各教科や総合的な学習(探究)の時間、特別活動等における環境に関する教育の充実を図るとともに、地域や学校の実態・特性を十分に生かした環境美化・環境保全活動に積極的に取り組みます。 「県立学校環境マネジメント」に基づいて、各高等学校で環境保全活動に取り組み、家庭・地域・企業等と連携した環境教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内各小中学校等において、環境教育に関する全体計画を作成し、地域や家庭と連携した「学校環境デー」を中心とした取組を実施するとともに、創意工夫ある取組事例等(小学校2校、中学校2校)を県HPに掲載しました。今後、更に地域の実状に応じた環境教育が実施されるよう、県HP等で県内の創意工夫ある取組の共有を図ります。 県内各小中学校では、各教科や総合的な学習の時間において、環境に関する教育の充実を図るとともに、地域や学校の実態に応じた環境教育活動に取り組みました。 <p>【活動内容(抜粋)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 『四日市のかんきょう(県等関係機関との共同作成)』を活用した学習 地域と連携し、蝶(アサギマダラ)が飛来する環境づくりのためのフジバカマ栽培 (小中学校教育課) 全ての県立学校が、校長の「環境に関する取組の方針」のもと、「計画→実行→評価→改善」のサイクルに基づき環境教育・環境保全活動に取り組みました。各学校では、地域や生徒の実態をふまえ、総合的な探究の時間や各教科等において、環境調査や環境保全活動、環境問題をテーマとし調査・研究等に取り組みました。学校環境デーの取組として、学校近隣の清掃活動やゴミの分別等の環境美化活動を行うなど、家庭・地域・企業等と連携し、環境教育を推進しています。 (高校教育課) 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、教育活動全体を通じた環境教育の充実が図られるよう、各市町等指導主事連絡会議等において、啓発を行っていきます。 (小中学校教育課) 今後も引き続き、「県立学校環境マネジメント」を継続して実施し、環境保全活動・環境教育に取り組みとともに、家庭・地域・企業等と連携した環境保全等の取組の充実を図ります。 (高校教育課)
<p>②生物多様性に関する人材育成(取組方針4-2)</p>		
<p>●企業・県民の森林づくり活動への参画促進 (みどり共生推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林づくりに取り組みたい企業等に対して必要な情報提供や支援等を行うとともに、10月のもりづくり月間に森林や木とふれあうイベントを開催するなど、県民等の森林づくり活動への参画を促進します。 	<p>「企業の森」の取組では、市町や森林組合、NPO等と連携して、森林所有者と企業を「マッチング」し、企業による森林づくり活動をサポートしています。取組の結果、令和2年度～4年度に4件増加し、令和4年度末で累計59件となりました。</p>	<p>県では、令和13年の「全国植樹祭」招致を表明しています。全国植樹祭を本県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会となります。この気運醸成に取り組む必要があるため、引き続き、「企業の森」をはじめ、県民の皆さんが森林づくり活動に参加できる機会の創出に取り組んでいきます。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●多様な主体の森林づくり活動へのサポート (みどり共生推進課)</p> <p>・森林環境教育・木育や森づくり活動などの取組を進めるため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、学校や市町、指導者などからの各種相談に対応するとともに、活動のコーディネーターや指導者の紹介など、活動の幅を広げるための支援を行います。</p>	<p>森林環境教育・木育の効果的な推進として、学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営するとともに、令和2年10月に策定した「みえ森林教育ビジョン」実現に向け、各種取組を実施することで、幅広い県民に森林や林業、木材の利用について学び、森林と私たちの暮らしのつながりや木材の活用について考える機会を提供することができました。</p> <p>森林環境教育における人づくりの1つとして、市町、学校、保育所等における森林教育を支援するため、学校等からの要望に応じ、指導者の紹介やプログラム提案等を行うみえ森林教育出前授業（R2年度：16件、R3年度：16件、R4年度：12件）を実施しました。</p> <p>また、森林教育活動を希望する市町、学校、保育所等において森林教育が実施されるよう、指導者の照会やプログラム構築等のコーディネーターの実施件数はR2年度：7件、R3年度：12件、R4年度：28件と年々増加しており、森林教育活動への関心が高まっていると考えられます。</p> <p>(林業研究所)</p>	<p>引き続き、森林環境教育・木育や森づくり活動などの取組を進めるため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、学校や市町、指導者などからの各種相談に対応するとともに、活動のコーディネーターや指導者の紹介など、活動の幅を広げるための支援を行います。</p> <p>(林業研究所)</p>
<p>③生態系に配慮した公共事業（取組方針4-3）</p>		
<p>●道路整備における生物多様性保全への配慮 (都市政策課) (道路管理課) (道路建設課) (道路企画課)</p> <p>・道路整備においては、道路法面に自然環境と調和した植生を活用するなど、地域の必要性に応じて生物多様性の保全に配慮した整備に努めます。</p>	<p>道路の整備や災害防除に伴う切土・盛土法面において、植生基材吹付、植生マット、張芝、植生シートなど自然環境と調和した植生を活用し、地域の必要性に応じて生物多様性の保全に配慮した整備に努めました。</p> <p>(道路管理課、道路建設課)</p> <p>鈴鹿亀山道路事業において、その事業が計画地周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事前に、調査、予測、評価し、その結果から必要な環境保全措置や事後調査の検討を行い、環境影響評価書としてとりまとめました。その中で、法面の緑化や生息地を通らないルートを検討など、生物多様性の配慮に係る検討を行いました。</p> <p>(道路企画課)</p>	<p>今後も、道路整備においては、道路法面に自然環境と調和した植生を活用するなど、地域の必要性に応じて生物多様性の保全に配慮した計画および整備に努めます。</p> <p>(都市政策課) (道路管理課) (道路建設課) (道路企画課)</p>
<p>●下水道事業による地域生態系への影響緩和 (下水道事業課)</p> <p>・事業による生態系への影響について、環境影響評価及び事後調査を適切に実施し、生物多様性の保全に努めます。</p>	<p>令和2年度および令和3年度において、宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター設置に伴う環境影響評価書及び、宮川浄化センターの事後調査結果を踏まえた環境影響評価検討書に基づき、供用開始後の事後調査を実施しました。また、宮川浄化センターでは、自然環境に配慮した処理センターをめざして、従来からこの地に生息していた生物を保全するための自然環境ゾーンを場内に配置するなど、生物の生態環境や自然環境に配慮した処理場として整備しています。その中でも、三重県レッドデータブック「絶滅危惧ⅠB類(EN)」に分類されるヒヌマイトトンボについては、宮川浄化センター自然環境調査・保全検討アドバイザーによる指導・助言を受けながら、生息地の環境保全に努めました。</p>	<p>特筆すべき生物を保全するために創出した環境（ゾーン）について、宮川流域下水道（宮川処理区）調査・維持管理計画書に基づき、継続して生息地の維持管理を進めていくこととしています。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●天然記念物保護連絡会議の開催 (社会教育・文化財保護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然記念物の保護管理について、関係行政機関等の間での情報の共有を図るとともに、有識者らから専門的な助言を得ることを目的に保護連絡会議を開催します。 	<p>ネコギギおよびオオサンショウウオについて保護連絡会議を毎年開催しており、県や市町の開発部局や文化財部局で情報を共有する場を設けて、有識者らから専門的な助言を得ることができました。</p> <p>また、令和4年10月に特別天然記念物カモシカ保護指導委員並びに保護行政担当者会議を三重県で開催し、全国のカモシカ保護地域を有する都府県が課題を共有し、有識者らから専門的な助言を得ることができました。</p>	<p>引き続き、天然記念物の保護管理について、関係行政機関等の間での情報の共有を図るとともに、有識者らから専門的な助言を得ることを目的に保護連絡会議を開催します。</p>
<p>●海岸における生物多様性の保全 (港湾・海岸課) (水産基盤整備課) (農業基盤整備課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業による生態系への影響について、生態調査等を実施するとともに、生物多様性の保全に配慮した整備を進めます。 	<p>海岸堤防計画区域内に、三重県絶滅危惧 IA 類に選定されているカワラハンミョウ (昆虫綱鞘翅目ハンミョウ科) の生息が確認されたことから、カワラハンミョウの環境調査を実施 (令和3年度、令和4年度) するとともに、生息地へ工事車両を入れずに施工できるよう、工法変更をした上で整備を実施しています。</p> <p>(港湾・海岸課) 希少生物の生息状況調査を実施いたしました。</p> <p>(水産基盤整備課) 農地海岸事業については、新規地区2箇所において環境影響調査を実施しました。今後は調査結果に基づき、生物多様性の保全に配慮した整備を進める予定です。</p> <p>(農業基盤整備課)</p>	<p>令和5年度、令和6年度においても同様に、環境調査にて幼虫の面的調査及び工事予定箇所の産卵防止策を講じながら、生態系に配慮した整備を実施していきます。</p> <p>整備予定箇所に希少野生生物の生息が確認された場合は、現状調査を行うとともに、生物多様性の保全に配慮した整備を進めます。</p> <p>(港湾・海岸課) 今後もすべての事業実施箇所において、生物調査等を実施、必要な場合は生物多様性の保全に配慮した整備を進めます。</p> <p>(農業基盤整備課)</p>
<p>●生物に配慮した河川の整備・維持管理 (河川課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象河川の現況把握を行ったうえで、学識経験者等の専門家の意見を伺いながら、生物多様性に配慮した河川整備基本方針・河川整備計画を策定します。 河川整備においては、魚類の生息や植生の繁茂が可能な護岸ブロックを採用するなど、自然環境に配慮した整備を進めるとともに、階段護岸などの整備を進め、瀬や淵、湿地の保全を行うなど、河川の特性に応じた多自然川づくりや生態系に配慮した親水空間の保全に取り組みます。 	<p>1 水系において、生物多様性に配慮した河川整備計画の検討を行い、令和5年4月に策定しました。</p> <p>20 河川において、自然環境に配慮した整備を進めるとともに、河川の特性に応じた多自然川づくりや生態系に配慮した親水空間の保全に取り組みました。</p>	<p>河川整備においては、魚類の生息や植生の繁茂が可能な護岸ブロックを採用するなど、自然環境に配慮した整備を進めるとともに、階段護岸などの整備を進め、瀬や淵、湿地の保全を行うなど、河川の特性に応じた多自然川づくりや生態系に配慮した親水空間の保全に取り組みます。</p>
<p>●水産資源構成種の生息環境の保全・創造 (水産基盤整備課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 激減している伊勢湾のアサリ資源を復活させるため、アサリ稚貝の移殖マニュアルの普及啓発に取り組むとともに、アサリの母貝場として重要な干潟の造成を進めます。また、イセエビなどの生息場保全のため、熊野灘で藻場造成を進めます。 	<p>水産資源構成種の生息環境の創造として、四日市地先において0.34haの干潟を、熊野灘沿岸域において4.17haの藻場を造成しました。</p>	<p>引き続き、激減している伊勢湾のアサリ資源を復活させるため、アサリ稚貝の移殖マニュアルの普及啓発に取り組むとともに、アサリの母貝場として重要な干潟の造成を進めます。</p> <p>また、イセエビなどの生息場保全のため、熊野灘で藻場造成を進めます。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●森林土木工事での希少生物の生態調査 (治山林道課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林土木工事における希少生物保護のため、生態調査等を実施するとともに生息に配慮した工事に努めます。 	<p>森林土木工事については、クマタカの生息が確認された現場において、年2回の繁殖状況確認の調査を行い、繁殖期間を避けた工期設定を行い希少生物の生息に配慮を行いました。</p> <p>また、オオダイガハラサンショウウオ等が生息する可能性がある溪流内での工事(7箇所)について、事前に専門家の協力を得ながら保護調査を行い、個体の保護に配慮を行いました。</p>	<p>今後も繁殖状況調査を継続して、希少猛禽類の生息に配慮しながら工事を実施するとともに、希少水生生物についても生息の可能性がある箇所については、専門家のアドバイスを受けながら保護調査を行い、その生息に配慮します。</p>
<p>●林道工事での水生生物の保全 (治山林道課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道工事区域周辺で確認されたオオダイガハラサンショウウオをはじめとする水生生物を保全するため、自然環境に配慮した工法(勾配付き側溝等)を施工します。 	<p>オオダイガハラサンショウウオ等の生息する可能性がある区域での林道工事においては、排水工の前後10mの区間に設置する側溝の規格を生物が登坂できる勾配付きのものとするにより、水生生物の保全に配慮を行いました。(5箇所 100m)</p>	<p>今後も引き続き、オオダイガハラサンショウウオ等の生息の可能性のある区域については、勾配付側溝等を設置してその生息に配慮を行います。</p>
<p>●森林土木事業担当者を対象とした希少生物学習会の開催 (治山林道課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携しながら、公共事業等におけるオオダイガハラサンショウウオの保護を目的に現地研修会を継続して開催します。 	<p>三重森林管理署、県教育委員会、県農林水産部の主催により、オオダイガハラサンショウウオの保護を目的に、両生類の専門家による指導のもとで、生態等に関する学習会を実施した。(R2~4年度:1回/年開催)</p>	<p>今後も引き続き、関係機関と連携しながら、公共事業等におけるオオダイガハラサンショウウオの保護を目的に現地研修会を継続して実施します。</p>
<p>●工事施工前、施工後の生態系評価 (農業基盤整備課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて地域の生態系を調査し、希少生物等の生態系を保全する工法で事業を実施するとともに、事業の完了後にも生態系調査を行いその効果を検証することにより、農業・農村における生物多様性の保全を図っていきます。 	<p>事業実施箇所90地区について、有識者等専門家の協力を得ながら生物調査を実施しました。そのうち、保全対策が必要な11地区については、生態系に配慮した工法による工事を実施するとともに、事業完了後に再び生物調査を実施し、保全対策の効果について懇談会(農業農村整備事業環境アドバイザー協議会)による検証を行いました。</p>	<p>引き続き、事業完了後にも調査を行って、その効果を検証することにより、農業・農村における生物多様性の保全を図っていきます。</p>
<p>●生物多様性保全上重要な地域の共有 (みどり共生推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要生息地を「みえる化」し、生態系ネットワークの形成を促進します。 	<p>取組方針 1-2「ゾーニングによる地域保全」と同様</p>	<p>取組方針 1-2「ゾーニングによる地域保全」と同様</p>
<p>●魚道の整備 (河川課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 魚類等の水生生物の遡上を阻害しないよう、魚道を整備します。 	<p>令和2年度から令和4年度については、魚道の設置が必要となる河川改修の実績がありませんでした。</p>	<p>引き続き、魚類等の水生生物の遡上を阻害しないよう、魚道を整備します。</p>
<p>●ロードキル防止対策 (都市政策課) (道路管理課) (道路建設課) (道路企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生息地を通らないルートの検討や注意喚起看板の設置等、野生生物のロードキルの防止に努めます。 	<p>鈴鹿亀山道路事業において、その事業が計画地周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事前に、調査、予測、評価し、その結果から必要な環境保全措置や事後調査の検討を行い、環境影響評価書としてとりまとめました。その中で、法面の緑化や生息地を通らないルートの検討など、生物多様性の配慮に係る検討を行いました。</p> <p>(道路企画課)</p>	<p>今後も、道路整備においては、地域の必要性に応じて生物多様性の保全に配慮した整備に努めます。</p> <p>(都市政策課) (道路管理課) (道路建設課) (道路企画課)</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●魚礁の整備 (水産基盤整備課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産資源を持続的に利用し、安定的に提供するため、魚礁などの整備を進めます。 	<p>熊野灘沿岸海域において、回遊性魚類を対象とした浮魚礁1基を整備しました。</p>	<p>今後も、水産資源を持続的に利用し、安定的に提供するための整備を進めます。</p>
<p>④人と自然とのふれあいの場の確保（取組方針4-4）</p>		
<p>●自然公園・長距離自然歩道の施設整備 (みどり共生推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の自然とのふれあいを促進するため、自然公園及び長距離自然歩道において、適切かつ安全な施設整備を行うとともに自然公園施設の適正な維持管理を行っていきます。 	<p>自然公園区域内のパトロールや自然歩道等の維持管理業務委託により、自然公園施設等の適正な維持管理を行うとともに、許可申請等に係る指導等を行いました。</p>	<p>引き続き、自然公園及び長距離自然歩道の適切かつ安全な施設整備を行うとともに、自然公園施設の適正な維持管理を行っていきます。</p>
<p>●自然とのふれあいの場と機会の提供 (みどり共生推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林環境教育や自然とのふれあいの場の拠点施設として、「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」の適切な維持管理を行うとともに、各々の施設で年24回以上の自然体験型の行事等を開催し、県民に対し自然とふれあう機会を提供します。 	<p>「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」において、適切な維持管理を行うとともに、下記のとおり自然体験型の行事を行いました。</p> <p>【開催回数 R2～R4年度】 三重県民の森：199回 三重県上野森林公園：280回</p>	<p>「三重県民の森」、「三重県上野森林公園」は、自然観察や森林浴等の県民の野外活動等の拠点であり、自然とのふれあい、自然学習及び生物多様性の保全への理解を深める場として、利用者のニーズに配慮した適正な運営と維持管理を行い、引き続き、県民に対し自然とふれあう機会を提供します。</p>
<p>●都市公園の整備 (都市政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> レクリエーションの場や人と自然とのふれあいの場、防災拠点等の多面的機能を有する拠点施設として、県内の都市公園の整備及び適正な維持管理を行います。 	<p>ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）において、Park-PFIを活用し、自然・景観との調和に配慮した公園施設整備に取り組みました。また、公園内の植生管理など、適正な維持管理に努めました。</p>	<p>今後も、レクリエーションの場や人と自然とのふれあいの場、防災拠点等の多面的機能を有する拠点として、都市公園の整備及び適正な維持管理を行います。</p>
<p>●川とふれあえる場の維持・形成 (河川課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 川に親しみ、川をふれあい活動の場にするため、地域住民の利用状況や要望等を踏まえ、関係機関や地域住民と連携し、親水空間の維持・形成に努めます。 	<p>1河川において、親水空間の形成のため、散策路の設置を行いました。</p>	<p>川に親しみ、川をふれあい活動の場にするため、地域住民の利用状況や要望等を踏まえ、関係機関や地域住民と連携し、親水空間の維持・形成に努めます。</p>
<p>●大仏山地域散策路の維持管理 (水資源・地域プロジェクト課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然観察や風景の鑑賞、健康づくりなどのために、県営大仏山公園等との一体的な利用が可能となるよう整備した散策路について、利用が促進されるよう適切な維持管理を行います。 	<p>維持管理業務委託業者と連携し、散策路の草刈りや枯れ木の除去、看板やハチトラップの設置を行い、散策路を整備しています。</p> <p>また、地元有志の方々にご協力いただき、散策路沿いの樹木に樹名板を作成したり、植生ガイドマップを作成したりすることで、利用の促進を図りました。</p> <p>【樹名板作成枚数】 R2年度：191枚、R3年度：80枚、R4年度：38枚</p>	<p>自然観察や風景の鑑賞、健康づくりなどのために、県営大仏山公園等との一体的な利用が可能となるよう整備した散策路について、利用が促進されるよう適切な維持管理を行います。</p>

第3期みえ生物多様性推進プランにおける県担当部署の施策目標(県民カビジョン目標値)

担当部署	目標項目	2019年度 (令和元年度) 現状	2022年度 (令和4年度)	
			目標値	実績
獣害対策課	野生鳥獣による農林水産業 被害金額	437 百万円	415 百万円	309 百万円 (3年度)
地球温暖化対策課	環境教育・環境学習講座等 を通じて自発的に環境活動に 取り組む意向を示した参加者 の割合	93.4%	99.0%	91.1%
みどり共生推進課	自然環境の保全活動団体数	84 団体	93 団体	93 団体
大気・水環境課	生活排水処理施設の整備率	86.0%	89.3%	89.1%
農山漁村づくり課	多面的機能の維持・発揮のため の地域活動を行う農業集落率	53.7%	57.3%	55.7%
森林・林業経営課	公益的機能増進森林整備面積 (累計)	1,552ha	7,700ha	7,518ha
林業研究所	地域に密着した森林環境 教育・木育指導者数	127 人	180 人	182 人

三重県自然環境保全審議会 自然環境部会

氏 名	所 属
小淵 仁美	自然観察指導員三重連絡会事務局長
坂上 優子	みえ森づくりサポートセンター 副センター長
鳥丸 猛	三重大学大学院 生物資源学研究科 准教授
中嶋 理可	株式会社 百五総合研究所
平井 正志	日本野鳥の会三重 代表
平山 大輔	三重大学 教育学部 理科教育講座 教授
藤崎 昇	NPO法人もりずむ 理事長
八代田 千鶴	国立研究開発法人 森林総合研究所 関西支所

(50音順、敬称略、所属は令和6年3月現在)



Biodiversity in Mie

みんなで学ぼう！ みえの生物多様性

みえ生物多様性推進プラン（第4期）

令和6年3月発行

編集・発行 三重県農林水産部みどり共生推進課

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

TEL：059-224-2578

E-mail：midori@pref.mie.lg.jp

※この冊子に掲載されている記事、写真、画像の一切について、無断転載、転用を禁じます。